

令和4年 第2回

身延町議会定例会会議録

令和4年6月 3日 開会

令和4年6月10日 閉会

山梨県身延町議会

令和 4 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 3 日

令和4年第2回身延町議会定例会（1日目）

令和4年6月3日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度身延町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第9 報告第6号 令和3年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第10 議案第41号 身延町国民健康保険税条例及び身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第42号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第43号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第44号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第45号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第46号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第47号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第48号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第49号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第50号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第20 議案第51号 財産の取得について（消防ポンプ自動車1台）
日程第21 議案第52号 財産の取得について（普通消防積載車1台）
日程第22 議案第53号 財産の取得について（可搬式消防ポンプ7台）
日程第23 議案第54号 西嶋和紙の里空調設備他改修工事請負契約について
日程第24 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 遠藤公久 | 2番 | 深山光信 |
| 3番 | 佐野昇 | 4番 | 山下利彦 |
| 5番 | 佐野知世 | 6番 | 伊藤雄波 |
| 7番 | 望月悟良 | 8番 | 田中一泰 |
| 9番 | 広島法明 | 10番 | 野島俊博 |
| 11番 | 柿島良行 | 13番 | 伊藤達美 |
| 14番 | 上田孝二 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 12番 渡辺文子

4. 会議録署名議員（3人）

- | | | | |
|-----|------|----|------|
| 13番 | 伊藤達美 | 1番 | 遠藤公久 |
| 2番 | 深山光信 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	佐野 和紀
会 計 管 理 者		伊藤 克志	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	望月 融
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		松田 宜親	産 業 課 長	大村 隆
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	伊藤 天心
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	下 部 支 所 長	深沢 暢之
身 延 支 所 長		加藤千登勢	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

おはようございます。

本日は大変ご苦労さまです。

令和4年第2回身延町議会定例会の開会にあたり、議員ならびに執行部の皆さまにはお忙しい中をご出席いただきまして、ご苦労さまです。

本定例会に提案されます諸議案については、いずれも重要な内容を有するものであります。慎重なご審議ならびに円滑な議会運営にご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

なお、当議会におきましては、昨年同様に地球温暖化防止および省エネ対策に取り組むため、本日から10月31日までの間、上着、ネクタイの着用は自由とします。執行部におかれましても同様としますので、ご了承願います。

また、本定例会中についても、タブレット端末の使用について、行政職員を同席させますのでご了承ください。

議場の窓際にいますので、分からない点があったら合図して、機械の操作を教えてもらってください。

なお、渡辺文子議員から欠席の届け出が提出されていますので報告します。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

13番 伊藤達美君

1番 遠藤公久君

2番 深山光信君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月10日までの8日間をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月10日までの8日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程される案件については、お手元に配布のとおり報告5件、条例案3件、補正予算案7件、財産の取得3件、契約案件1件、人事案件1件の合計20件が提案されています。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づいて出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

次に3月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布した議会関係諸行事報告書により報告としますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行政報告ならびに議案の説明について。

町長の報告ならびに説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに令和4年第2回身延町議会定例会の開会に当たりまして、提出いたしました案件の主なものについてご説明申し上げますとともに私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる所存であります。

まず、世界規模で影響を与え続けている新型コロナウイルス感染症が、いまだ全国的に猛威を振るい、将来を正確に見通すことが困難な中、日々感染症拡大防止の最前線でご尽力されている、すべての医療関係者の方々にこの場をお借りして敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

感染力の強い変異株のまん延により、社会生活は従来のノウハウや常識、価値観では対応できない多くの課題に直面し、引き続き強い警戒感を持って対応する必要があります。

このような中、本町においても町内教育現場でのクラスターが5月中旬に発生し、余儀なく臨時休業を実施いたしました。現在は陽性者も無事回復し、通常の学校生活を取り戻しており、安堵しているところであります。

今後も町民の皆さまに安全・安心な日々を過ごせますよう、町といたしましてもあらゆる手立てを模索し、経済対策や感染症予防等の支援事業を予算化し、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

今後も町民の皆さま方におかれましては、なお一層のマスクの着用、手指消毒および換気など、継続した基本的な感染防止対策の徹底にご協力をお願い申し上げます。

それでは、これより行政報告をいたします。

まず、令和3年度一般会計及び特別会計の決算処理についてであります。

令和3年度一般会計及び特別会計の決算処理が5月末日付けで行われ、全会計において黒字決算となる見込みであることをご報告申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては、9月定例会においてご説明いたしますのでよろしく願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに事業を実施できるよう創設されたものです。

令和3年度では、臨時交付金1億8,137万9千円を財源として、町民1人当たり2万円の町内限定の商品券配布事業をはじめとした地域活性化事業および感染症対策事業など総額2億8,377万6千円、全15事業を実施してまいりました。

令和4年度には、第4次配分の臨時交付金総額1億2千万円のうち、6月補正分として1,545万円を財源とした総額2,787万1千円、4事業を今回の6月補正予算で予算化し、感染拡大の防止や住民生活の支援、ならびに地域経済の活性化に努めてまいります。

臨時交付金にかかる観光施策につきましては、令和3年度に整備した非接触型観光プロモーション事業による身延町観光情報サイト「みのラブ」を本年2月から公開しております。

コロナ禍における人々の移動と交流が制限される中、本町の観光情報をWebサイトやSNSで発信することで更なる観光客の誘客、観光振興の活性化を促進してまいります。

また、多くの方にご覧になっていただくため、様々なコンテンツを引き続き提供し、魅力ある情報を発信していきます。

今年度も新たな支援対策として地方創生臨時交付金を活用する旅行商品造成支援事業、GoToトラベル上乗せ事業および観光誘客キャンペーン事業について、今議会に係る予算を上程させていただきました。

ウィズコロナに向けた持続可能な観光という視点に立ち、観光振興や地域の活性化につながる施策を展開してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてであります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、3回目の集団接種を令和4年2月から開始し、5月15日に終了いたしました。5月15日現在、3回目の全体の接種率ですが79.8%となりました。

4回目の追加接種につきましては、国からの指示を受け、町でも実施に向けて準備を進めているところであります。

4回目接種の対象者は、3回目接種の完了から5カ月が経過した60歳以上の方および18歳以上60歳未満のうち基礎疾患を有する方、その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方とすることが適当であるとされました。

4回目の集団接種については、これまで同様、下山小学校体育館を会場に7月下旬から開始し、9月中には完了できるように進めていく予定であります。

また移動が困難な高齢者や土日に接種を受けることが難しい方などは、3回目接種と同じように病院で個別接種できるよう調整しております。

今後、対象者に関係資料を郵送するとともに、ホームページ等でも周知し、希望する町民の方には速やかに接種を行い、3回目同様、安心・安全で円滑なワクチン接種に向けて鋭意実施してまいります。

次に子育て世帯への臨時特別給付金についてであります。

このことにつきましては、令和3年第3回身延町議会定例会で議決していただきましたが、その後の状況についてご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国の補助を受け、18歳以下の児童を養育する子育て世帯に対し1人10万円を給付する事業ですが、養育者の年収960万円を超える世帯に対しては国の補助がないため、収入の上限設定の不公平感に配慮し、町単独で支給をいたしました。支給総世帯は491世帯890人、総額8,900万円で、このうち町単独で支給した世帯は17世帯28人、280万円となりました。令和4年3月末をもちまして、対象全世帯に対し給付が完了いたしましたので、ご報告をいたします。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業についてであります。

令和3年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業につきましては、国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として1世帯当たり10万円を支給する事業です。

対象となる住民税非課税世帯には、令和4年2月中旬にプッシュ型で支給できるよう、支給要件確認書を1,664世帯に送付し、5月18日現在1,568世帯に支給決定いたしました。支給率は94%です。転入等により所得が分からない113世帯には2月下旬に申請書を送付し、42世帯に支給決定をいたしました。

また令和3年1月以降の家計急変世帯の受付は4月から開始し、支給決定した世帯は1世帯となっています。

この臨時特別給付金支給事業は、令和4年度も引き続き実施することで国から通知があり、現在準備を進めています。

なお、令和3年度事業で支給対象となった世帯は、令和4年度事業では支給対象となりませんので申し添えます。

次に地理的表示、いわゆるGI保護制度へのあけぼの大豆の登録についてであります。

本町特産あけぼの大豆が農林水産物や食品を地域ブランドとして保護する国の地理的表示保護制度へ、本年3月31日付けで登録されました。山梨県内の農林水産物や食品としては初めての登録となりました。

本制度への登録は、身延町あけぼの大豆振興協議会が平成30年11月に登録申請を提出し、以来3年以上の期間をかけ、GI登録を受けることができました。

今後は、あけぼの大豆の品質の保持と更なるブランド力の向上、市場拡大に今まで以上に強力に取り組んでまいります。

次に旧久那土中学校校舎の活用についてであります。

このたび旧久那土中学校校舎を活用して民間企業、株式会社A. L. I. Technologiesがホバーバイク、空飛ぶバイクのことで、この製造および開発拠点として令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間、町との間で校舎の使用に関する賃貸借契約を締結いたしましたので、ご報告いたします。

東京に本社を置く株式会社A. L. I. Technologiesは、江尻窪建設発生土搬入場を一時使用し、ホバーバイクの飛行試験を実施するなど、開発制度に向けて準備を進めております。

参考に、今年の3月29日、北海道日本ハムファイターズの本拠地開幕戦セレモニーにおいて、ビックボスこと新庄監督が乗って登場した機体は、まさしく株式会社A. L. I. Technologiesが開発しているホバーバイクであります。

町といたしましては、この企業における世界最先端の技術開発への貢献をきっかけとして町や地域の活性化につながることを期待しております。

次に令和4年第1回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。

本議会定例会には、報告第2号から報告第5号までの専決処分の承認を求めることについて4案件および報告第6号 令和3年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ならびに議案第41号 身延町国民健康保険税条例及び身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてから議案第43号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例までの条例の一部改正3議案、議案第44号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第2号）から議案第50号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）までの補正予算7議案、議案第51号から議案第53号までの財産の取得について3議案、ならびに議案第54号 西嶋和紙の里空調設備他改修工事請負契約について、ご提案をいたします。

また人事案件として、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご提案をいたします。

ご提案いたします、いずれの議案等につきましては、今議会定例会においてご議決等をいただけますよう、お願いを申し上げます。

のちほど、担当課長から詳細については説明をいたします。

冒頭、申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策に注視し、ワクチン接種および効果的な経済対策に引き続き職員一丸となって対応し、一日でも早く町民の皆さまに安全・安心な日常生活が取り戻せますよう取り組んでまいり所存でありますので、町民の皆さまや議員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。行政報告ならびに提出議案等の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

町長の行政報告ならびに議案の説明を終わります。

日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、説明をさせていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和4年6月3日 提出

身延町長 望月幹也

処分事項

1. 公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

次ページの専決処分書をご覧ください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日

身延町長 望月幹也

1. 公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

専決処分しました理由を申し上げます。

令和4年度の人事異動内示に伴い、町と密接に関わりのある「社会福祉法人身延町社会福祉協議会」へ職員の派遣が必要となり、行政経験が豊富な再任用職員を派遣することとなり、かつ派遣先であった「特定非営利活動法人みのぶ観光センター」が解散することとなったため、公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないので専決処分する。

続きまして背景等および改正内容について、議案説明書により説明をさせていただきます。

議案説明書1ページをご覧ください。

背景等につきましては、専決処分書の理由のとおりであります。

改正内容につきましては、第2条、職員の派遣について、派遣先を「特定非営利活動法人みのぶ観光センター」および「社会福祉法人身延町社会福祉協議会」の2団体に規定していたものを町長との取り決めに基づき派遣することに改正したものです。

第2条2項では、法律により町の条例で派遣できない職員を規定していますが、定年退職者の再任用職員については、派遣できない職員から除外しましたので、再任用職員を派遣可能な職員としたものです。

施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行する。

以上で報告第2号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）

日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

以上2議案は、税務課所管の条例改正についての専決処分に伴う報告案件ですので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

中山税務課長。

○税務課長（中山耕史君）

それでは、私のほうからは報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）について、先に説明させていただきたいと思います。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

7ページをお開きください。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和4年6月3日

身延町長 望月幹也

処分事項は、1. 身延町税条例等の一部を改正する条例であります。

次のページの専決処分書をご覧ください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日

身延町長 望月幹也

身延町税条例等の一部を改正する条例であります。

理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、翌4月1日から施行されることに伴い、身延町税条例等の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないので専決処分する。

引き続きまして、報告第3号について議案説明書によりご説明させていただきます。

報告第3号、議案説明書の2ページをご覧ください。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）について

提案理由につきましては、先ほどご説明いたしました内容と同様となります。

背景ですが、令和4年度税制改正において、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、上位法令の改正に伴い、所要の改正を行いました。

改正内容といたしまして、個人住民税に関わる部分についてご説明いたします。

住宅借入金等特別控除、住宅ローン控除について新たに令和4年から令和7年まで期間を延長し、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額範囲内において、個人住民税から控除することとし、課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高9万7,500円になります）を控除限度額の範囲内において減額することとしました。

なお、控除により減収した個人住民税相当分は全額、国費で補てんされます。

また、これまで所得税と個人住民税は、おのおの異なる課税方式が選択可能な状況でありましたが、税の性格上、双方の課税方式を一致させることが国保税などの算定等をふまえる必要のため、株式等の配当所得等を含め所要の改正を行うこととなります。

そのほかにも上位法令改正に伴い税条例の整備等を講じました。

詳細につきましては、同年5月27日、金曜日に開催されました議員全員協議会でご説明しましたとおりでございます。

また、具体的な改正した条文につきましては、議案と一緒に送付してあります参考資料、改正条例案新旧対照表の2ページから19ページまでの内容となります。

最後に施行期日につきましては、原則令和4年4月1日となりますが、改正しました各条文により令和5年1月1日および令和6年1月1日など施行期日が異なりますので、全員協議会

で配布しました資料4を参照にいただき、ご確認をお願いいたします。

以上で報告第3号 専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。

引き続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、ご説明させていただきます。

17ページをお開きください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和4年6月3日

身延町長 望月幹也

処分事項

1. 身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

引き続き、専決処分書をご覧ください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をする。

令和4年3月31日

身延町長 望月幹也

身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

理由といたしましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、身延町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないので専決処分をする。

引き続きまして、報告第4号について議案説明書によりご説明いたします。

議案説明書の3ページをご覧ください。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

提案理由につきましては、先ほども説明しました内容と同様であります。

背景ですが、令和4年度税制改正において、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、上位法令の改正に伴い所要の改正を行いました。

改正しました内容としましては、国民健康保険税について負担の公平性の確保および中間所得層の負担軽減を図る観点から設定されている課税限度額が引き上げられました。

国民健康保険税において、①医療保険分の限度額を現行の63万円を65万円に引き上げられました。

②後期高齢支援金分の限度額を現行の19万円を20万円に引き上げとなり、③介護保険納付金分は限度額17万円を据え置いた状況となっております。

併せまして、課税限度額の合計が現行99万円から102万円まで引き上げることとなりました。

これ以外にも上位法令の改正に伴う例規の整備等を講じたところです。

詳細につきましては、5月27日に開催されました議員全員協議会で説明しましたとおりとなります。

また、条例の改正箇所につきましては、議案と一緒に送付してあります参考資料、改正条例

案新旧対照表の20ページ、21ページに記載されておりますので参照してください。

施行期日につきましては、令和4年4月1日となります。

以上で報告第4号のご説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第8 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度身延町一般会計補正予算（第1号））

日程第9 報告第6号 令和3年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について

以上2議案は、財政課所管の補正予算の専決処分ならびに予算関係に伴う報告案件ですので一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和4年6月3日 提出

身延町長 望月幹也

処分事項

1. 令和4年度身延町一般会計補正予算（第1号）

1枚お開きください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分させていただきました。

令和4年5月2日

身延町長 望月幹也

処分事項

1. 令和4年度身延町一般会計補正予算（第1号）

理由

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の実施にあたり、ワクチン接種を迅速に実施するための経費について、補正予算の必要が生じたので専決処分させていただきました。

次に報告第5号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第1号）につきまして、お手元の補正予算専決分の概要書について、説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

報告第5号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億1,786万7千円といたしました。

歳入予算について、増額の理由についてご説明いたします。

15款1項2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金326万

7千円を計上いたしました。国からの負担率は10分の10であります。

歳出予算について、増額の主な理由についてご説明いたします。

4款1項2目予防費、細目7新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業費に326万7千円を計上いたしました。この予算については、国からの新型コロナワクチン追加接種の体制確保を踏まえて、第4回目接種の準備を行うための予算計上であります。

以上で報告第5号の内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願います。

引き続き、報告第6号 令和3年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告いたします。

令和4年6月3日 提出

身延町長 望月幹也

次に内容説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

2款1項総務管理費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業3,784万1千円を繰り越しました。この繰り越しは、新型コロナウイルス感染症の影響により住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業にかかる所要額を令和3年度補正予算で予算化し、令和4年度へ繰り越すものであります。

2款3項社会保障・税番号制度システム整備事業202万4千円を繰り越しました。この繰り越しは、令和3年度国の補正予算（第1号）により転出・転入ワンストップ化にかかる住民記録システム改修業務を令和3年度補正予算で予算化し、令和4年度へ繰り越すものであります。

2款7項国土調査費の地籍調査事業1億924万5千円を繰り越しました。この繰り越しは令和3年度国の補正予算（第1号）により国および県に合わせ、令和3年度補正予算で予算化し、令和4年度へ繰り越しを行うものであります。調査対象箇所は相又第2調査区、北川第2調査区、伊沼第1調査区であります。

4款1項予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業543万4千円を繰り越しました。この繰り越しは、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業のワクチン接種会場へ送迎業務および接種会場交通誘導警備業務委託等にかかる事業費を令和4年度へ繰り越すものであります。

6款1項農業費、県営土地改良事業における負担金6,920万円の繰り越しにつきまして、事業主体である県の繰越明許に伴ったものであります。対象となる事業は中山間地域総合整備事業、身延北部・南部地区県営湛水防除施設整備事業（西嶋・八日市場施設）の負担金になります。

6款2項林業費の林道改良事業974万4千円の繰り越しは、林道三石山線および林道折八古関線の法面改良工事について標準工期が確保できないため、令和4年度へ繰り越すものであります。

8款2項道路橋梁費の道路台帳システム整備事業4,869万円を繰り越いたしました。この繰り越しは現在の道路台帳に多数不備があり、システム整備等に不測の日数を要するため、令和4年度へ繰り越すものであります。

8款4項都市計画費の都市計画基礎調査事業132万円を繰り越いたしました。この繰り

越しは都市計画基礎調査検討図面作成業務に伴い、基礎資料収集に不測の日数を要するため、令和4年度へ繰り越すものであります。

9款1項消防費の普通消防積載車購入事業931万円を繰り越しました。この繰り越しは安全性能等、仕様の変更に伴い発注から納期まで年度内に納車が確保できないため、令和4年度へ繰り越すものであります。

10款1項教育総務費の中学校建設事業155万円を繰り越しました。この繰り越しは中学校新校舎等建設に伴い東電およびNTTによる電柱移設に不測の日数を要するため、令和4年度へ繰り越すものであります。

10款1項教育費総務費の健康増進施設建設事業2,149万5千円を繰り越しました。この繰り越しは健康増進施設建設に伴い、コロナ禍により物流が滞り、資材の納入に不測の日数を要するため、令和4年度へ繰り越すものであります。

繰越額の総額は3億1,585万3千円で、未収入特定財源の内訳は国県支出金1億2,389万9千円、地方債6,460万円、その他6千万5千円となり、一般財源は6,734万9千円であります。

なお、各繰越事業の財源内訳は一覧表のとおりでございます。

以上、報告第6号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第10 議案第41号 身延町国民健康保険税条例及び身延町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

中山税務課長。

○税務課長（中山耕史君）

それでは、私からは議案第41号 身延町国民健康保険税条例及び身延町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

昨年と同様、身延町国民健康保険税条例の所管課が税務課となっており、介護保険条例の所管は福祉保健課となりますが、一括して税務課の私のほうで提案させていただきたいと思っております。

議案第41号をお開きください。

身延町国民健康保険税条例および身延町介護保険条例の一部を改正する条例について

身延町国民健康保険税条例および身延町介護保険条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

令和4年6月3日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等により、国民健康保険税及び介護保険料の減免を行った場合、保険者に対する財政支援が引き続き実施されることに伴い、身延町国民健康保険税条例及び介護保険条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案説明書により内容を説明させていただきます。

議案説明書4ページをご覧ください。

議案第41号について、提案理由につきましては、先ほどご説明した内容と同様となります。

続きまして、背景としましては、厚生労働省保健局国民健康保険課、同省老健局介護保険計画課および総務省自治税務局市町村課から令和4年度分の国民健康保険税及び介護保険料の減免を行った場合、国からの財政支援に関する通知があり、令和4年度分の国民健康保険税及び介護保険料の減免を実施することとしました。

内容につきましては、1番の減免対象、2の減免の基準等については、昨年度と同様、罹患世帯、罹患者と著しい減収世帯、減収者を対象とし、減免額の算定方法等についても国民健康保険税および介護保険料に記載のとおり昨年と同様の内容となっております。

変更点といたしましては、3の申請期限が令和5年3月31日となりまして、4番の国による財政支援の割合が減免総額の10分の4相当額以上となることとなっております。

また、年度末の異動による対象者への対応についても、国による財政支援の対象となることから、条例の施行につきましては、公布日から施行し、令和4年4月1日から適用といたします。

具体的な条文につきましては、議案と一緒に送付してあります参考資料、改正条例案新旧対照表の20ページから26ページの内容となりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス関係の減免実績について、この場をお借りしましてご報告させていただきます。

令和2年度におきましては、国民健康保険税が25件、介護保険料が23件、令和3年度におきましては国民健康保険税が4件、介護保険料が5件の減免対象がございました。年々、少しずつ減るかとは想定されますけれども、今年も同様な議案をご議決いただきまして、国民健康保険税、介護保険料の減免を実施してまいりたいと考えております。

以上で議案第41号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第11 議案第42号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

議案第42号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案書5ページをご覧ください。

議案第42号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

令和4年6月3日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布され、公職選挙法施行令が改正されたことに伴い、選挙運動の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する必要性が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

続きまして、背景および改正内容について、議案説明書により説明をさせていただきます。

議案説明書6ページをご覧ください。

背景等につきましては、公職選挙法施行令および公職選挙法施行規則の改正は、最近における物価の変動等に鑑み、選挙運動用自動車の使用等の公費負担に要する経費に係る限度額を引き上げるものであり、町議会議員選挙および町長選挙においても選挙運動公費負担額の限度額を引き上げるものであります。

改正内容につきましては、町議会議員選挙および町長選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるため、第4条、第8条および第11条の改正を行うものであります。

第4条関係は、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者以外と有償契約を締結した場合、届け日から選挙の期日までの日数を乗じて得た金額とするもので、車の借り上げ料「1万5,800円」を「1万6,100円」に、燃料代「7,560円」を「7,700円」に改正するものです。

第8条関係は、選挙運動用のビラ1枚当たりの作成単価7円51銭を7円73銭に改正するものです。

第11条関係は、選挙運動用ポスターの1枚あたりの作成単価525円6銭を541円31銭に改正し、掲示場の数を乗じた金額に31万500円を加える金額を31万6,250円に改正するものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行する。

以上であります。

なお、具体的な条文につきましては、参考資料、新旧対照表の27ページから29ページの内容となりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

以上で議案第42号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時20分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に日程第12 議案第43号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

中山税務課長。

○税務課長（中山耕史君）

それでは議案第43号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案第43号をお開きください。

議案第43号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について

身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

令和4年6月3日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

所得税法の一部を改正する法律の公布により、租税特別措置法が改正されたことに伴い、身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

続きまして、議案説明書により内容をさせていただきます。

議案説明書7ページをお開きください。

議案第41号について、提案理由につきましては、先ほど説明した内容と同様となります。

背景についてですが、上位法令の改正に伴い、身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例について、例規の整備を講じるものです。

改正内容としましては、身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例第2条中の課税免除について、省令改正により項がずれたため、条文中の第12条および第45条にかかる2カ所について各項のずれを改め、併せて第28条の9第10項に新たに1号を追加する改正となります。

なお、この条例は公布の日から施行し、公布は令和4年4月1日から適用いたします。

具体的な条文につきましては、議案と一緒に送付してあります参考資料、改正条例案新旧対照表30ページの内容となりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で議案第43号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第13 議案第44号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第45号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第46号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 日程第16 議案第47号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第17 議案第48号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第49号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第50号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）

以上の7案件は、補正予算案でありますので一括議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第44号から議案第50号までの令和4年度身延町一般会計および特別会計予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第44号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,151万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億4,938万3千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

14款1項7目土木使用料住宅使用料現年度分を682万3千円増額いたしました。これは住宅管理事業費の修繕費へ充当いたします。

15款2項1目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,545万円を計上いたしました。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業へ充当し、国からの補助率は10分の10であります。

16款2項2目民生費県補助金、保育所特別保育事業推進費補助金29万5千円を計上いたしました。これは民間保育所特別保育事業推進費補助金へ充当し、県からの補助率は2分の1でございます。

2項3目衛生費県補助金、猫不妊・去勢手術助成事業補助金160万円を計上いたしました。これは猫不妊・去勢手術助成事業補助金へ充当し、県からの補助率は10分の10であります。

2項4目農林水産業費県補助金、農地中間管理機構集積支援事業交付金21万7千円計上いたしました。これは農業委員会運営費のタブレット購入費へ充当し、補助率は10分の10であります。

2ページをお開きください。

19款1項11目湯町開発基金繰入金242万円を増額いたしました。これは下部奥の湯温泉事業特別会計への繰出金であります。

21款3項1目コミュニティ助成事業助成金440万円を計上いたしました。これはコミュニティ助成事業補助金へ充当いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由をご説明します。

歳出補正予算の各科目における人件費の増減は、4月1日付け人事異動に伴う増減でありますので、説明は省略いたします。

2款総務費について、ご説明いたします。

1項6目企画費、コミュニティ助成事業補助金440万円計上いたしました。対象団体としては和田区、元町区であります。

1項13目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金費、細目1観光客誘致事業2,

036万円を計上いたしました。これは新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光商工業への需要喚起を図るため、旅行商品造成支援事業およびG・O・T・Oトラベル上乗せ事業ならびに観光誘客キャンペーン事業を実施して、本町を訪れる観光客の底上げを図るための予算計上であります。

3ページをお開きください。

細目2公共的空間安全・安心確保事業751万1千円を計上いたしました。これは感染症対策として公共施設の会議室等に空気清浄機40台の整備を行うものであります。

8項1目下部支所費、下部奥の湯温泉事業特別会計への繰出金242万円計上いたしました。

8項2目身延支所費、事務室用シュレッダー1台購入のため22万6千円を計上いたしました。

3款民生費について、説明いたします。

2項3日常葉保育所費、未満児保育室空調設備取替修繕のため79万円計上いたしました。

2項7目特定教育・保育施設費、民間保育所特別保育事業推進費補助金59万円を計上いたしました。対象施設は大野山保育園であります。

また、障害児保育事業推進費補助金69万4千円計上いたしました。対象施設は、同じく大野山保育園であります。

4款衛生費について、説明いたします。

1項3目母子衛生費、子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種業務委託費475万6千円計上いたしました。これは令和4年4月1日より積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方へ公平な接種機会を確保できるよう、定期接種の対象年齢を超えてキャッチアップ接種することによる予算計上であります。

4ページをお開きください。

1項4目環境衛生費、猫不妊・去勢手術費補助金160万円計上いたしました。これは猫の無秩序な繁殖の抑制を行うことにより、近隣に対する被害および迷惑を未然に防止し、地域の良好な生活環境を保全することを目的として、県が10分の10補助して行う事業であります。

3項1目簡易水道運営費、小規模簡易水道補助金115万6千円を計上いたしました。対象は江尻窪簡易水道組合および梨子小規模水道組合であります。また、簡易水道事業特別会計への繰出金837万5千円を計上いたしました。

6款農林水産業費について、ご説明いたします。

1項1目農業委員会費、農地台帳システム改修およびタブレット購入経費等に85万4千円計上いたしました。

7款商工費について、ご説明します。

1項1目商工振興費、商工観光振興事業補助金120万円を計上いたしました。これは西嶋和紙を使用した新製品の開発に対しての補助金であります。

8款土木費について、ご説明します。

5項1目住宅管理費、町営住宅柿島団地合併処理浄化槽内部仕切板修繕費に932万8千円を計上いたしました。

10款教育費について、ご説明いたします。

5ページをお開きください。

1項6目健康増進施設建設費、細目1健康増進施設建設事業費204万4千円を計上いたし

ました。これは健康増進施設の下水道事業受益者負担金および簡易水道加入負担金であります。

2項3目教育委員会学校管理費、細目1小学校総務管理費、学校用地の鑑定業務委託として27万9千円を計上いたしました。

13款諸支出金について、ご説明いたします。

1項10目教育施設整備基金費、基金への積み立てを74万7千円行います。

1項16目森林環境譲与税基金費、基金への積み立てを124万7千円行います。

6ページをお開きください。

議案第45号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ306万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,997万7千円といたしました。

補正内容は、4月1日付け人事異動に伴う人件費予算の増減であります。

議案第46号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,692万2千円といたしました。

補正内容は、4月1日付け人事異動に伴う人件費予算の増減であります。

議案第47号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億912万6千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

7款1項2目その他一般会計繰入金事務費繰入金16万5千円を計上いたしました。これは処遇改善の加算対応に伴うシステム改修負担金へ充当いたします。

歳出予算について、増減額の主な理由をご説明いたします。

1款1項1目一般管理費、処遇改善の加算対応に伴うシステム改修負担金として16万5千円を計上いたしました。

7ページをお開きください。

議案第48号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,188万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億471万円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金837万5千円計上いたしました。中山間総合整備事業に伴う配水管布設替工事へ充当いたします。

7款1項1目雑入300万8千円計上いたしました。これは中山間総合整備事業に伴う配水管布設替工事の補償金であります。

歳出予算について、増減額の主な理由をご説明いたします。

1款1項1目簡易水道管理費、工事請負費に340万4千円を計上いたしました。これは中山間総合整備事業に伴う配水管布設替工事であります。

3款1項1目元金は、中山間総合整備事業に伴う配水管布設替工事の財源組替に伴うものであります。

8ページをお開きください。

議案第49号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明

いたします。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1 款 1 項 5 目下部下水道事業分担金加入分担金 1 5 0 万円を計上いたしました。これは健康増進施設の加入分担金であります。

4 款 1 項 5 目下部下水道事業一般会計繰入金維持管理費繰入金 1 5 0 万円減額いたしました。歳出予算について、増減額の主な理由をご説明いたします。

1 款 2 項 5 目下部下水道事業維持管理費において、健康増進施設加入に伴う財源組替をいたしました。

議案第 5 0 号 令和 4 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 4 2 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 6 4 9 万 8 千円といたしました。

歳入予算について、増額の主な理由についてご説明いたします。

5 款 2 項 1 目下部奥の湯温泉事業繰入金 2 4 2 万円計上いたしました。

歳出予算について、増額の主な理由をご説明いたします。

1 款 1 項 1 目温泉管理費、下部奥の湯温泉源泉調査業務委託費として 2 4 2 万円計上いたしました。

以上で、議案第 4 4 号から議案第 5 0 号までの内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第 2 0 議案第 5 1 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車 1 台）

日程第 2 1 議案第 5 2 号 財産の取得について（普通消防積載車 1 台）

日程第 2 2 議案第 5 3 号 財産の取得について（可搬式消防ポンプ 7 台）

日程第 2 3 議案第 5 4 号 西嶋和紙の里空調設備他改修工事請負契約について

以上 4 案件は財政課所管の財産の取得 3 件、請負契約 1 件でありますので一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第 5 1 号 財産の取得についてであります。

下記の財産を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 財 産 の 種 類 動産（消防用備品）

2. 物品名および数量 消防ポンプ自動車 1 台

3. 契 約 の 方 法 指名競争入札による契約

4. 購 入 金 額 2, 5 0 7 万 3, 6 2 0 円

5. 購 入 先 山梨県甲府市善光寺 3-8-29

三和防災株式会社 代表取締役 白澤実

令和4年6月3日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

身延町消防団消防車両可搬ポンプ更新計画に基づき、身延町消防団に配備された消防ポンプ自動車を更新する必要が生じました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号および身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例第3条の規定により、当該財産の取得にあたり議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に内容説明をさせていただきます。

2枚目の議案第51号関係資料をご覧ください。

借り入れようとする財産は、消防ポンプ自動車1台であります。

予定価格は、591万4,900円であります。

入札年月日は令和4年4月26日で、入札場所は身延町中富総合会館2階会議室であります。

入札参加者につきましては、記載してあります指名業者6社であります。

入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでありますので、ご覧ください。

落札者は三和防災株式会社で、消費税を含んだ2,507万3,620円で、令和4年4月26日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は令和5年3月10日で、納入場所につきましては、身延町役場本庁舎であります。

配備先につきましては、身延第2分団第2部、波木井地区であります。

また、概要につきましては、記載のとおりであります。

以上、議案第51号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

次に議案第52号 財産の取得についてであります。

下記の財産を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 財 産 の 種 類 動産（消防用備品）
2. 物品名および数量 普通消防積載車1台
3. 契 約 の 方 法 指名競争入札による契約
4. 購 入 金 額 933万円
5. 購 入 先 山梨県南巨摩郡身延町常葉322-1
有限会社下部自動車 代表取締役 切金修司

令和4年6月3日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

身延町消防団消防車両可搬ポンプ更新計画に基づき、身延町消防団に配備された小型動力ポンプ積載車を更新する必要が生じました。

ついては、地方自治法第96条第1項第8号および身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分範囲を定める条例第3条の規定により、当該財産の取得にあたり議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

引き続き、内容説明をさせていただきます。

2枚目の議案第52号関係資料をご覧ください。

借り入れようとする財産は、普通消防積載車1台であります。

予定価格は1,036万5,590円であります。

入札年月日は令和4年4月26日で、入札場所は身延町中富総合会館2階会議室であります。

入札参加者につきましては、指名業者4社中1社が辞退したため、記載してあります3社であります。

入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでありますので、ご覧ください。

落札者は有限会社下部自動車で、消費税を含んだ933万円で、令和4年4月26日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は令和5年3月10日で、納入場所につきましては、身延町役場本庁舎であります。

配備先につきましては、身延第3分団第4部、小田船原地区であります。

また、概要につきましては、記載のとおりであります。

以上、議案第52号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

次に議案第53号 財産の取得についてであります。

下記の財産を取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 財 産 の 種 類 動産（消防用備品）

2. 物品名および数量 可搬式消防ポンプ7台

3. 契 約 の 方 法 指名競争入札による契約

4. 購 入 金 額 1,322万3,210円

5. 購 入 先 山梨県甲府市七沢町174-9

株式会社東ポン商会 代表取締役 鈴木章

令和4年6月3日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

身延町消防団消防車両可搬ポンプ更新計画に基づき、身延町消防団に配備された可搬式消防ポンプを更新する必要が生じました。

については、地方自治法第96条第1項第8号および身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、当該財産の取得にあたり議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に内容説明をさせていただきます。

2枚目の議案第53号関係資料をご覧ください。

借り入れようとする財産は、可搬式消防ポンプ7台であります。

予定価格は消費税を除いた1,338万8,200円であります。

入札年月日は令和4年4月26日で、入札場所は身延町中富総合会館2階会議室であります。

入札参加者につきましては、記載してあります指名業者6社であります。

入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでございますので、ご覧ください。

落札者は株式会社東ボン商会で、消費税を含んだ1,322万3,210円で、令和4年4月26日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は令和5年3月10日で、納入場所につきましては、身延町役場本庁舎であります。

配備先につきましては、身延第3分団第4部、小田船原地区。中富第1分団、西嶋地区。中富第2分団第6部、大塩地区。中富第3分団第3部、宮木地区。下部第1分団第4部、波高島地区。下部第2分団第3部、芝草地区。下部第3分団第1部、根子地区であります。

また、概要につきましては、記載のとおりであります。

以上、議案第53号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

次に議案第54号 西嶋和紙の里空調設備他改修工事請負契約についてであります。

西嶋和紙の里空調設備他改修工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 契約の目的 西嶋和紙の里空調設備他改修工事
 2. 契約の方法 指名競争入札による契約
 3. 契約金額 6千万5千円
 4. 契約の相手方 山梨県南巨摩郡身延町小田船原1157番地
身延総合設備株式会社 代表取締役 柿島正士
- 令和4年6月3日 提出

身延町長 望月幹也

提案理由を申し上げます。

西嶋和紙の里空調設備他改修工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

引き続き、内容説明をさせていただきます。

2枚目の議案第54号関係資料をご覧ください。

工事名であります、西嶋和紙の里空調設備他改修工事であります。

工事場所は、身延町西嶋地内であります。

予定価格は、消費税を除く5,670万円であります。

入札年月日は、令和4年4月26日であります。

入札場所は、身延町中富総合会館2階AB会議室であります。

入札参加者につきましては、記載してあります7社であります。

また入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでありますので、ご覧ください。

落札者は身延総合設備株式会社で、落札額は5,455万円となり、消費税を含んだ6千万5千円で、令和4年4月26日に仮契約を締結いたしました。

工期といたしましては、ご議決をいただければ令和4年6月13日から令和5年3月10日までの工期となります。

また、工事概要につきましては、記載のとおりであります。

以上、議案第54号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第24 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題に
します。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明
を申し上げます。

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規
定により、議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町古関1676番地

氏 名 春澤政志

生年月日 昭和28年3月5日

提案理由を申し上げます。

令和4年9月30日に春澤政志委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。

これが議会の意見を求める理由でございます。

なお、人となりなど詳細につきましては、お配りの議案説明書8ページにございますが、全
員協議会で説明済みでありますので、ここでは説明を省略させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

本案については、人事案件のため内容説明は省略します。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立を願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時02分

令和 4 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 6 日

令和4年第2回身延町議会定例会（2日目）

令和4年6月6日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
11番	柿島良行	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

12番 渡辺文子

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	佐野 和紀
会 計 管 理 者		伊藤 克志	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	望月 融
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		松田 宜親	産 業 課 長	大村 隆
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	伊藤 天心
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	下 部 支 所 長	深沢 暢之
身 延 支 所 長		加藤千登勢	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

渡辺文子議員から欠席の届け出が提出されていますので、報告します。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告の1番、伊藤達美君の質問を許します。

伊藤達美君、登壇願います。

なお、一般質問に際して資料配布の申し入れがあり、これを許可しました。

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

通告の順位に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

今回は、7項目についての質問でございます。

担当課長の誠実な対応をお願い申し上げて、質問に移ります。

まず、1番目でございます。

西嶋の和紙の里の現状と将来についてであります。

お手元に配布をしてございます一般質問に伴う配布資料1、2、3をご参照いただきましてお聞きをいただきたいと思っております。

まずもって、私は和紙の里の現状評価についてお伺いをいたします。

資料3、4をご覧いただければお分かりかと思いますが、和紙の里のここ2年の入場者数、売り上げ等を見ますと、コロナの影響もありまして、それ以前と比較すると、これは大幅に減少しているわけですが、しかしながら、それ以前の10年間、この表でいいますと平成20年から、あるいは元年まででございますが、10年間を見ましても、減少傾向に歯止めがかかっておりません。極めて厳しいものがあるかと思っております。現状をどのように評価するのか、まずもってお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

和紙の里の施設のうち活性化施設の入場者数、売上高を新型コロナウイルスがまん延する前の令和元年度、まん延後の令和3年で比較すると入場者数については44%減、売上高につきましては37%減となっております。特に紙漉き体験につきましては、体験者数が53%減少しております。

減少の要因としまして、山梨県による新型コロナウイルス感染症への臨時特別協力要請に基づき、令和3年8月から9月にかけて臨時休館の措置を取りました。また、令和4年1月末から3月にかけて、同じく山梨県からの協力要請により、まん延防止重点措置の対象区域の方の利用の自粛をさせていただきましたことが大きく影響していると考えております。

そのような中、西嶋和紙をもとにして、和紙でありながら強く、引っ張り・引き裂きへの耐性、水にも強い製品の開発をいたしました。製法については特許出願中であり、この和紙を使った商品開発を進めております。

また、西嶋和紙工業組合においては、町からの補助金を受ける中で、和紙漉き移動体験車を導入し、積極的に西嶋和紙のPRに努めております。

依然として感染状況が高い水準にあり、今後も厳しい状況が続くことが予想されますが、西嶋和紙の未知なる可能性を引き出し、伝統産業を守っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

そういうお答えにならざるを得ないんでしょうが、認識が非常に甘いですね。危機感、問題意識を持って、現状分析をしないといけないだろうと私は常日頃考えております。

次に、これからの在り方であります。

集客施設ですね、西嶋の和紙の里は。地域に経済的な波及効果をもたらすことが、これは、私は資料1、2にも書いてございますが、もたらされるべきものであると常日頃考えておりますが、しかしながら現状では、極めて厳しいものがございます。地方自治体にあっても経営力が求められる、そういう時代でございます。私は外部からの企業経営に経験のある職員を招へいたしまして、経営者の視点から運営方法を抜本的に改善をする必要があるかと常々、皆さま方にお訴えをし、考えてきているわけでありましたが、これからの和紙の里の在り方について伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

西嶋和紙の里については、令和3年第1回定例会におきまして、西嶋和紙の里条例の一部改正、身延町ふれあい会館条例の制定、また令和4年第1回定例会におきまして、味菜庵の指定管理者である、みのぼうどん生産組合の指定管理者としての期間を1年間、延長していただきました。これは、西嶋和紙の里については、経営強化の観点から指定管理者制度を導入するために議決いただいたものであり、今後は指定管理者の民間事業者として蓄積したノウハウを活

用しながら、町民サービスの向上を図っていく計画です。

今後、指定管理の公募等につきましては、ホームページ等で随時お知らせしていく予定です。
以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

指定管理の話が、ただいま課長から出たわけでございますけれども、指定管理にすればすべてが解決するわけでもございませんし、とりわけ和紙の里にあっては、業務についてはあらゆるものが含まれておりまして、指定管理に移行したとしても、なかなかそれを根本的に解決する解決先にはならない、そんなふうにも感じます。

ただ、何しろ一度指定管理をやるという、そういう目標をつくることは、極めて重要であるということから、町としてもそれなりの対応をされるようにぜひともお願いをいたしたいと思っております。

次に、新たな投資の必要性であります。

これは昨年8月、中部横断自動車道、静岡までの区間が全通したわけでございますが、観光を町の基幹産業の1つとして位置付けるのであれば、将来に向けたコンセプトのもと、施設の活性化を促して集客力の向上を図るための、新たな都市計画リニューアルを立案すべきであります。そして、何もこれは和紙の里に限ったことではございません。他の集客施設についても同様でございますが、そして具体的に、私は次のような都市計画リニューアルを行うべきであると考えておりまして、1つ目は和紙に関する歴史的な資料の展示コーナーの開設。それから手漉き和紙製作工程が見学できる工房の設置。3番目、伝統技術継承のための職人育成の講座開設。これは地域おこし協力隊等の活用が必要になってくるかと思っておりますが、それから4つ目といたしましては、異業種交流による新たな商品の開発であります。それから5つ目といたしましては、和食レストランを、あけぼの大豆を用いたメニューをメインとする和食レストランに衣替えをすべきであります。それから6つ目といたしましては、地元で栽培された野菜などを販売する農林産物直売所の設置でございます。そして最後には、ここは交流拠点でございます。外部から大勢の人が来るのであれば、トイレがどこにあるのか分からないというような現状を少しでも改善するために、トイレを外部に設置をすべきであるということでもあります。

以上が私の新たな投資、リニューアルに対しての考え方でございますが、これに対する当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

先ほどのご質問でお答えしたとおり、西嶋和紙の里につきましては、令和5年から指定管理者制度を導入する予定となっております。ご質問で、議員がおっしゃられた新たな投資等につきましては、指定管理者となった事業者と協議した上で判断したいと考えております。

なお、手漉き和紙工場の見学につきましては、現在も行っております。指定管理者制度後も続けていけるようお願いしていきます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

指定管理、指定管理という話でございますけども、これは簡単、容易に導入できるものではありません。そのための準備、それからいろんな研究等、必要になってくるわけでございますけれども、私は本当に真剣に考えているのか、極めて疑問であります。

ここでもう1つ、再質問でございますが、そのための準備を今現在行っているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

令和5年度の指定管理者制度へ向けまして、私、それと和紙の里の担当のリーダー、担当者も指定管理に向けて、令和5年から指定管理に入れるように、今、準備をしているところでございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

簡単なことではありません。これは経営的な視点に基づいて、専門家を本来であれば用いて研究、協議すべきことだと思っておりますが、現状ではなかなかそれは難しいかもしれませんけれども、ぜひともいろんな情報収集をする中で最適な方法を、考えをいただくようお願いをしておきます。

次に、専門的部署の設置でございます。

集客施設であります、ゆばの里、門野の湯、下部温泉会館、それから金山博物館、下部農村文化公園、道の駅しもべ、いこいの森キャンプ場、さらには自然の里、和紙の里、健康増進施設などの運営については、経営的な視点から問題点を捉えて分析、解決していくための横断的で、かつ専門的な知識を有する担当部署の、私は設置がぜひとも必要であると常々考えておりますし、今までも訴えをしてきておりますが、再度、当局の見解をお伺いします。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

本町の集客施設の運営につきましては、身延町公共施設等総合管理計画に基づき、指定管理者制度を導入した施設をはじめ、施設ごとの具体的な方向を示す個別施設計画を策定し、公共施設在り方検討委員会において、今後の方向性について提言をいただいているところです。

集客施設の経営分析等につきましては、施設経営の視点から、1つ目として事業が設置目的に適合しているのか、2つ目として経営目的や方針が事業計画に反映され、PDCAによるマネジメントサイクルが行われているのか、3つ目として組織、財務等の内部管理が適切に行われ、情報公開による透明性が確保されているのか、4つ目として財務の健全性や事業の採算性

が確保されているのか、5つ目として施設等の経営資源が有効に活用されているのかといった視点から課題等を明確にし、検証することが必要と考えております。

ご質問の集客施設につきましては、現在、それぞれの担当課において管理運営を行っております。

将来を見据えた本町の健全な財政運営を行う観点から、時代の変化や町民や来訪者のニーズに的確に対応した合理的・効率的な施設管理、運営ができるよう民間経営のノウハウを活用する指定管理者制度を鋭意進めているところです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

模範的な回答ではありますけれども、具体的に何をどうして、どうしてきたかと。やっぱりそういうことを、こういう場で私は言ってもらいたい。そして、そのための検証のためには、具体的にこういうことをする。それをまた町民に、その結果として、その内容を町民に公にしていきたい。そして、いろんな議論を巻き起こして、将来的にはどうするのか、町民の意向等も踏まえる中で、私は集客施設の運営等を進めていくべきであると考えておりますので、検討課題だけを並べればそれでいいというものではないということも、もう一度ここで申し上げておきます。

当面、自治体も、先ほど申したとおり民間と同じような経営力、それから経営的な発想が求められる時代であります。私は再度、申し上げますが、集客施設に関しては、経営に関するスペシャリストの招へい等、それから職員のスペシャリストへの育成を図るような努力が必要であるとと考えておりますので、その点を再度述べまして次の質問に移ります。

2番目といたしまして、資材価格の高騰と公共事業の執行についてでございます。

まず1番目、普通公共事業への影響であります。

昨年は、新型コロナ後の世界的な景気回復やサプライチェーンの混乱によりまして、建設資材価格が高騰したわけでございます。さらに本年に入り原油高でありますとか円安、ロシアのウクライナ侵攻により資源価格はさらに高くなっておりまして、値上げは川上から川下に波及をしてきております。建設資材価格の高値感は、依然として根強いものがございます。資材価格のみならず、市場商品の価格の上昇も懸念をされるところでございます。資材価格の高騰が昨年度の市町村の公共事業に影響を及ぼした事例も全国の一部に見られたことから、令和4年度予算執行への影響も懸念をされるところでございます。

本年度、身延町としては土木費として予算化6億2,625万円、賃金等も含まれておりますが、されている通常の公共事業、普通建設事業である町道でありますとか農道、橋梁、河川、排水路、住宅などの改修工事等への資材価格等の値上がりによる影響は、今現在あるのか、まずもってお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

建設課等で発注する公共工事の設計単価につきましては、山梨県で定めた設計単価、一般財

団法人建設物価調査会、一般財団法人経済調査会で公表している単価や見積もり等に基づき積算しております。

令和3年度と令和4年度の単価を比較しますと、作業員単価や生コンクリートにつきましては、例年同様の値上げ幅での単価増がありますが、コンクリートブロック、側溝、砕石、舗装用アスファルト、ガードレース等の主要資材につきましては、価格の変動がないため、大きな影響はないと考えております。

令和4年4月に各調査会が発行している、土木工事市場単価の主要工種動向で見ますと多くが横ばいではありますが、一部の工種につきましては強含みとなっている工種もありますので、今後注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

当面、普通建設事業には影響がないということでございますので、予算に則って執行されるようお願いをいたします。

次に、大型公共事業への影響と、その対応策であります。

本年度、教育費に含まれる3つの大型の公共事業、中学校の建設、給食センター、それから健康増進施設の建設でございますが、予算化され、執行されるわけでございますが、前述したとおり、建設資材価格は依然として昨年の高値圏内でございます。これからの発注工事にどのくらいの影響があるか、現段階ではなかなか、社会経済情勢が不安定化する中で見通せない部分がございますが、公共事業の執行にまったく影響がないとは言えないのではないかと。そうであれば、私は想定される次のような町の対応策、つまり1つとしては価格高騰を見越した補正による予算対応、2つ目、価格動向を見ながら状況に応じた設計変更などへの対応、3つ目としてインフレスライド条項適用など発注済み工事への対応等々の対応策がなされるのかどうか、なされる必要が私は生じてこないことを願うわけでございますが、これら対応策についての町の考え方を伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野彰君）

お答えします。

現在の情勢は、2020年にアメリカで実施された財政出動と低金利政策およびリモートワークの推進による巣ごもり需要の増加により、世界的に木材の需要がひっ迫している、いわゆるウッドショックと言われる状況にあり、木材だけではなく、多くの資材価格が上昇しています。また、今年2月に始まったロシアによるウクライナ軍事侵攻の影響は先が見えず、第2次ウッドショックやウクライナショックとも言われ、ロシア産木材をはじめ半導体に使われるパラジウムやサッシに使われるアルミニウムなど、多岐にわたり影響が出ています。

当初予算につきましては、物価上昇分も加味した予算計上をしております。補助金等の財源も確保しておりますが、今後も資材価格の高騰が続いた場合、「公共工事標準請負契約約款」第25条のスライド条項の適用が予想されます。世界情勢の推移や資機材の物価動向を注視し、スライド条項の適用が妥当と判断された場合は、速やかに議会にお諮りしたいと考えておりま

す。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

不透明な社会経済情勢の中で、これから建設資材等、どういう価格動向になるのか不透明ではございますけれども、もし大幅な変更等があれば、今、課長が述べたように、速やかに私どもに情報提供されるようお願いをいたします。

次に3番目であります、農業振興に関する法人格を持つ組織体の設立についてでございます。

まず第1番目、あけぼの大豆拠点施設指定管理者の役割等についてお尋ねをいたしますが、あけぼの大豆拠点施設、指定管理者でございます株式会社あけぼの農園の役割、位置付け、本年度予算、指定管理料1,450万円を計上しておりますが、これはどういうふうに反映をされているのか、まずもってお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

指定管理者としてのあけぼの農園の役割と位置付けはとのご質問ですが、特産品であるあけぼの大豆を一元的に集荷し、選別を行うことにより、その品質を確保するとともに貯蔵施設を活用した出荷時期の調整を行います。また、加工品の製造および販売により流通の拡大を図り、町の地場産業の活性化に寄与するものです。また、拠点施設の管理運営を行うにあたり、あけぼの大豆の6次産業化に関すること。あけぼの大豆を中心とした特産品および農林産物の活用に努める。町・地域の活性化、交流の場、情報発信の拠点として運営に努める。観光と物産の一体的なPRに努める。あけぼの大豆振興協議会の庶務、運営に関すること。試験圃場に関することなどを担っていただきます。

次に本年度予算へどのように反映されているかのご質問につきましては、本年度の指定管理料は年度協定により初年度として1,450万円としております。なお、来年度以降の指定管理料は経営状況を見ながら減額を検討してまいりたいと考えております。

あけぼの大豆は、本年3月に地理的表示保護制度へ登録を果たしました。今後、さらにあけぼの大豆の生産、販売の拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

あけぼの農園、一民間企業でございます。資本金400万円、資料5に記載がございましたが、この一民間企業へこれだけの公益性の高い仕事をお任せするというのは、私、若干、疑問がございます。町が例えば51%出資して、中心となって設立した会社であればいざ知らず、一民間企業、しかも設立間近でございます。設立が令和3年5月19日でございます。資本金400万円でございますが、これだけの事業をお任せするというのは、私は先ほど述べたとおり疑問があるわけでございますので、私は町が積極的にこれに対して関与して、一緒になって

仕事するような、前向きな対応をまずもってお願いをしておきたいと思います。

次に、そういう意味で、私は農業振興のための組織体の設立が必要であると考えて質問いたします。

中山間地域にある本町では、人口減少により過疎化が進み農業全般にわたり後継者問題や担い手不足が深刻化しておりまして、遊休農地でありますとか、耕作放棄地が増加をいたしております。

あけぼの大豆を含む農林産物、6次産業化を推進し、販路を拡大するためには町、農業従事者、農業団体が連携・協力する中で生産力の増加がこれは不可欠でございます。このためには遊休農地の借り受け、貸し出しによる生産規模の拡大や営農指導、地域資源を活用した商品開発など、農業者を側面からサポートする組織体が私は必要であると考えております。そして、この組織体は法人格を持ち、前述した公益性の高い事業を中心に運営され、本町農業の振興に寄与するべきものであります。

本町農業の将来を見据えたときにかかる組織体の設立、資料としてそこに中央市の農業振興公社の事例を記載してございますが、かかる組織体の、公益性の高い組織体の設立が必要だと私は考えておりますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

まず、農業法人や農業従事者をサポートして、農林産物の生産の増加を図るために遊休農地の借り受け、貸し出しによる生産規模拡大を支援とのご質問につきましては、既存の山梨県農地中間管理機構の活用を、まず第一に考えております。

次に地域資源を活用した商品開発、地域特産品の売り上げ増加に取り組む法人格を持つ公益性の高い組織体の設立が必要だと考えるがとのご指摘でございますが、町は民間組織を支援・育成することによって、商品開発などによる特産品の売り上げ増加につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

農地の賃借売買については、山梨県の農地中間管理機構、山梨県の就農支援センター、これは山梨県が中心となって設立した山梨県農業振興公社が行っているわけでございますが、そして農地の中間管理に関しては、町の窓口は産業課でございますが、私はやっぱりそれを、この事業を支援する組織が必要であると常々考えておりまして、そういう意味でも、この農業振興公社の設立が必要であると考えておりますので、ぜひとも町として、その対応策を講じていただければという考えであります。

次に、4番目のプログラミング学習の推進についてでございます。

その第1番目、ネットワーク環境およびパソコンの整備でございます。これは専門用語が入っておりますので、資料7にその専門用語の解説がございますが、令和2年第2回定例会においてGIGAスクール構想に関連して、ネットワーク等通信環境の整備およびパソコンの児童生

徒への配備をどのように進めるのかとの質問に、学校教育課長は「本年度中にネットワーク等通信環境の整備および小学1年生から中学3年生まで、1人1台のタブレット型パソコンを整備する」と答弁をされておりますが、まずもって、その実績についてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

ネットワーク環境およびパソコンの整備の実績について、お答えします。

本町では、情報教育の重要性に鑑み、GIGAスクール構想の以前から小中学校にタブレット型パソコンを小学校5年生以上に1人1台、小学4年生にはグループ1台の数で先進的に配置し、併せて教室でのWi-Fiによる通信環境の整備に取り組んでいました。

令和2年度からのGIGAスクール構想により、ICT教育の一層の推進を図るため、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を活用し、ハード面の整備として学校内における快適なネットワーク環境を整えるため、町内の小学校のネットワーク環境の機能強化や充電保管庫の整備を行いました。この整備によりストレスフリーな通信環境が提供できています。

タブレット型パソコンの拡充については、GIGAスクール構想でいう1人1台配置を実現するため、公立学校情報機器整備費補助金を活用し、新規325台を全額補助により購入し、小中学校のすべての児童生徒に1人1台タブレット型パソコンの配置が可能となりました。新規購入分と既存分端末の設定を令和3年5月末までに完了し、6月から1人1台の利用が可能となり、授業等で使用されています。

1人1台になったことで、学校現場の声として「他の学年との調整の必要性がなくなり、使用頻度が増え、授業の様々な場面で活用できるようになった」「調べ学習に際して、一人ひとりが気軽に使える」「空き時間や自分の進度にあわせてドリルなどができる」「低学年から端末に馴染んでおくことで、中学年、高学年と経験を蓄積しながら、現状では小学生には高度と感じられる操作、活用法であっても円滑に指導できるようになることが期待できる」などの評価をいただいております。1人1台のタブレット型パソコン整備は、学習環境向上の成果につながっていると考えております。

以上となります。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

極めて先進的な事例となっておられると思いますが、ますます前に前進させていただいて、身延町の特色ある教育に貢献していただきたい。

次に、プログラミング学習の取り組みの現状であります。

プログラミング学習をはじめとした、ICTを活用した事業の推進はどのように行われているのかとの質問に、学校教育課長は「民間企業とプログラミング教育補助業務の委託契約を締結し、教員の負担を軽減しながら推進していくとともに、身延町ICT教育推進委員会を令和2年度に設置し、本委員会を中心に教員がICT機器を活用した実践を推進し、すべての児童生徒の情報活用能力が育まれるよう組織的、断続的に取り組んでいく」と答弁をしておりますが、令和2年度から令和3年度、プログラミング教育補助業務委託事業の実績とICT教育推進委員会の令和2年度から3年度の活動状況について、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

令和2年度から3年度までのプログラミング教育補助業務委託事業の実績とICT教育推進委員会の活動状況について、お答えいたします。

プログラミング教育補助業務委託事業については、プログラミング教育の必須化により、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から導入することになりましたが、新たな取り組みであり、ノウハウや実績のある民間企業に支援してもらい、教員の負担軽減と併せて円滑な導入につなげる取り組みになります。

本町では、県内においても活動実績のある株式会社テックストーリーにプログラミング教育補助業務委託をして支援を受けております。

支援内容は、プログラミング研修、プログラミング出張事業、指導案作成です。

身延町プログラミング教育指導計画に沿って作成していただいた指導案をもとに、小学校では各学年、学期1回、中学校では各学年1回、授業を行います。この際に専門家である業者に小学校では学期1回程度、中学校では年1回、授業のサポートをしてもらってきました。この支援業務により、プログラミング教育の円滑な実施に向けた具体的な取り組み方法が示されることで授業への活用が進むことになり、一層の推進が期待されることにつながっています。

ICT教育推進委員会の活動状況についてですが、身延町立学校において、ICT教育を推進するために、学校教育課、教育研修センターを事務局とし、町内各小中学校代表者からなるICT教育推進委員会を令和2年4月23日に立ち上げました。

役割として、3小学校の共通のプログラミング教育指導計画の作成・改善、小中9年間を見通した身延町版ICT活用リテラシー系統表の作成・改善、各校のICT活用・プログラミング教育推進の中核、県教育委員会指定小学校プログラミング教育推進事業推進校の身延清稜小学校のサポートを担いました。推進校の身延清稜小学校の授業を他の小中学校の先生方も参観する研究会が持たれ、課題などを共有する機会となり、町の指導計画の内容の充実につながることができました。

プログラミング教育のビジュアルプログラミング言語を用いた授業形式での研修の機会を設けたほか、Web上の情報、文部科学省から発刊されている文献の紹介、書籍の購入などの情報の提供を行いました。

学校の授業以外にもプログラミングの学びを深める機会を設けるため、令和3年の夏休みを利用し、小学校5・6年生を対象に専門家によるプログラミング教室を開催し、30名の参加がありました。令和4年度も1人1台配備となった環境を積極的に活かし、教職員・児童生徒がICTを有効活用することで、プログラミング的思考の育成、情報活用能力の向上につながるよう、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

以上となります。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

次に、プログラミング学習の問題点と課題であります。

ハード等を含めて、あるいは教育体制等を含めて十二分に整備がなされてきたわけござい

ますけれども、問題は過去2年間実施してきましたプログラミング教育の現状から見て取れる問題点と課題、とりわけ生徒の学習意欲と習熟度の面からの分析について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

お答えをいたします。

プログラミングへの学習意欲は、旺盛です。指定を受けました身延清稜小学校の児童の意識調査におきましては、85%から90%を超える児童が問題解決のための手順や友だちとの学びあいを通して学習することができております。

学習意欲と習熟度の面からの課題といたしましては、1つ目としてプログラミング学習の全体計画、指導内容一覧、学年年間指導計画を実際に検証しながら児童の学習意欲や習熟度を今後も高めていく必要があります。

2つ目としましては、コンピューターを使わないでプログラミングを行うアンプラグドの授業も音楽、理科、家庭科、学級活動などで行っております。5年生でいきなりブロックやタイルのような形をした命令をつなぎ合わせるビジュアルプログラミングに取り組むには、戸惑いを感じる部分がございます。低学年のうちから、それまでの教科学習や特別活動で行ってきたことをアンプラグドプログラミングによる順序性や繰り返し、条件分岐を取り入れた思考方法に触れさせることが児童の意欲や習熟度を高めるために有効なので、その実践の積み上げも必要となります。

3点目ですが、低学年では基本操作の延長、中学年以上ではプログラミングを取り入れた学習での発展として、ゲームを作りたいという希望が多く出ております。プログラミングソフトのスクラッチを使った学習によりまして、プログラミングの仕組みやそれぞれのブロックをどう組み合わせればできるのかということが分かってきたからこそその希望だと思われまます。そういった学習意欲と習熟度が高まった場合の児童たちへの対応として、活動時間の確保の問題と教師の関わり方、専門業者への委託の検討も今後課題となります。

4つ目ですが、中学生の教育課程においては、3年時のみ技術科の中でプログラミング学習が位置付けられております。本町では独自に中学1年生、2年生時におきましても、切れ目のないプログラミング学習を展開し、学習意欲と習熟度を高めるために研修センター内のICT教育推進委員会で作成しました指導計画をもとにした指導案を作り、授業実践を早めに実施するために鋭意検討を加えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

身延町は積極的にプログラミング教育を進めているということが分かりましたが、これからの世界、デジタル化、それからAI、人工知能等、あらゆる場面でプログラミング的な思考は必要になってくるかと思っておりますので、ぜひとも積極的な教育活動を展開されるようお願いをして次の質問に移ります。

5番目でございます。観光関連団体の組織統合についてであります。

平成30年第4回定例会におきまして、統一した観光情報の発信の必要性に関連しまして、現在の観光関連団体の統合が必要だと思うが、町が支援して新たな法人組織の設立を考えているのかとの質問に、当時の観光課長は「観光情報連絡会の中で、新たな団体等が必要なのかどうか検討をしていきたい」と述べておりますが、観光情報連絡会において、そのような協議がなされてきたのか、まずもってお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

平成28年度に観光振興ビジョンの策定を進めるため、身延町観光連盟の下部組織として身延町観光情報連絡会が設置され、年1回程度、会議を開催してきました。令和4年度になってから、4月27日、5月23日に会議を開催し議論したところ、現在の観光関連団体を統合した上で新たな法人組織を設立することについては、総じて否定的ではありますが、関係者の情報共有や意見交換、町の観光施策への提案など各団体の連携を図るための組織づくりとして現存する身延町観光連盟の組織を改革し、町と一体となった観光を推進していく必要があるとの共通認識に至ったところです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

せっかく身延町観光連盟が設立をされて、団体として存立をしているわけでありますから、ぜひともこれをいろんな観光関連団体、業界等、意見を聞く中で有効に事業展開をしていくようお願いをいたしておきます。

次に組織統合による観光関連事業の推進でございますが、人口減少によりまして、地域力の低下が著しい本町にあって地域力の低下は、これは地域経済の衰退につながると理解できます。したがって、それぞれの分野における問題解決にあたっては、全町一丸となって町と事業者が協力して取り組むべきでございます。

しかし、観光協会を見ると現在、身延山観光協会、下部観光協会、身延町観光連盟、みのぶ観光センター、みのぶ観光センターは解散するということでございますが、それぞれ町の支援を得て活動をしてきました。しかしながら、会員数の減少等によりまして、その組織力は低下いたしております。そうであれば、私は町が主体となり設立をした身延町観光連盟を受け皿として組織を統一し、その組織基盤を強化した上で、これは時間がかかるかと思いますが、官民が一体となって観光関連事業の推進に当たるべきだと考えておりますが、当局の見解をお伺いします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

身延町観光連盟は行政と観光諸団体が協力しあい、観光事業の振興、文化産業の発展・向上を目的として平成17年8月に設立いたしました。身延町商工会、身延山観光協会、下部観光

協会、西嶋和紙協同組合など、各構成団体においては、それぞれの目的達成のため積極的な活動運営を行っておりますが、引き続き各団体が独立して活動する中、各関係団体が活発な意見交換を行い、相互が有機的に連携できる協力体制を構築するための組織として、身延町観光連盟を再編する必要があると考えております。

組織の構成、名称の変更を含めた抜本的な組織改革を行い、会員となる団体が町とともに主体的に運営できる組織を目指して、できるだけ早急に実施いたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

前向きな回答でございますが、より具体的な前進ができるようにご努力をお願いしたいと思います。

次に観光振興ビジョンの策定について、6番目でございます。

令和2年第1回定例会におきまして、令和3年度以降の観光振興ビジョンについて策定の計画はあるかとの質問に、観光課長は「多様化し続ける観光を取り巻く状況を的確に把握し、本町の観光振興の道しるべとなる令和3年度から5カ年の基本構想を策定するため、当初予算に観光振興ビジョン策定業務委託料を計上し、令和2年度の1年間をかけて策定していく」と答えておりますが、実際、観光ビジョンの策定は行われませんでした。その理由を伺うとともに観光施策については、第2次身延町総合計画後期基本計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に断片的な、当然記述はございますが、これだけでは不十分でございます。観光は町の基幹産業の1つと位置付けるのであれば、事業計画や予算化を進めるために、観光関連事業のですね、全体の振興策を体系的に記述する振興ビジョンが必要であります。当局の見解を合わせて伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

本町の観光振興の道しるべとなる観光振興ビジョンにつきましては、令和2年度に策定を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症により、人々の移動と交流の場の制限を余儀なくされ、観光業を取り巻く環境が大きく変化したことと、関係機関との意見交換など十分な議論が難しい状況であったことから策定を見送ったところです。

新たな観光振興ビジョンを策定する場合には、第2次身延町総合計画後期基本計画や第2期まち・ひと・しごと総合戦略との整合性を踏まえつつ、ウィズコロナ時代といわれる社会環境の変化、新たな観光需要への対応、中部横断自動車道の全線開通による観光客の動線の変化等、その効果を活かすことを念頭に置いた観光振興の指針とする必要があります。

先ほど、答弁させていただいた新たな組織が中心となって検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

ぜひとも、オール身延でもって身延の観光をどうするか、将来的な戦略等を記述する振興ビジョン策定については、全力をもって仕事を進めていただきたいと思います。

最後に、身延町総合計画と政策目標の設定についてでございます。

まず最初に政策目標の制度化、制度設計でございますが、総合計画に掲げた理念や町の将来像を効果的に実現するためには、行政組織がその力を最大限に発揮するための仕組みづくりがととも大事であります。このためには、政策を実行するための手段である政策、もしくは施策を中心に最終年度の数値目標を設定し、単年度ごとの目標に対する進捗管理および評価を実施し、町民に公表する必要があると私は常々考えております。現状かかる仕組みづくりを制度化して実施しているのかどうか、まずもってお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

ご質問のとおり、総合計画の推進にあたりましては、進捗管理および評価を実施する仕組みを構築して実行することで、より効果のある取り組みとなるよう改善しながら進めていくことは大切なことと考えております。

本町におきましては、総合計画を計画的に推進していくため、総合計画の実施計画の作成と進行管理に関する事項を定める、身延町総合計画の実施計画の作成及び進行管理に関する要綱を定めております。

要綱の概要といたしましては、各課等において総合計画の基本計画に基づき、事業の目標や具体的な事業計画および財源についてまとめた実施計画を作成し、この実施計画の振興状況の管理を適切に行い、その成果を高めるためのプラン計画、ドゥ実行、チェック確認、アクション行動の4つで構成された行動プロセスとしてPDCAサイクルを用い、毎年度事業実績の評価を行い、目標に対する進捗状況を把握することで必要な改善策を講じながら施策を実行していく仕組みとなっております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

いつもPDCAサイクル、PDCAサイクル、出てくるわけでございますが、私はそうであれば、より具体的に何をどうしたのか検証する必要があるかと思っておりますので、私は私なりにこれから皆さん方、資料等を見ながら研究してまいりたいと思っておりますが、私が申し述べたいのは、この総合計画の中の一番最後の資料9を見ていただければお分かりになるかと思っておりますが、単位施策というものがございます。これは数値化、番号化、ナンバリングされておまして、例えば観光推進組織体制の整備であれば32511、その一番最後の1番、観光推進体制強化の中の1、2、3、4、5、これについては、私は数値化をすべきであると考えております。数値化をすることによって、毎年度それを町民に公表して、現状どうなっているのか、問題点は何なのか、解決策はどうすべきか、みんなでもって意見交換、協議をした上でもって新たな施策の展開をすべきだと考えておりますので、ぜひとも総合計画の中に私は数値目標の設定を

前向きに設定されるようお願いをしておきます。

次に最後の質問になりますが、行政事業レビューと予算への反映でございます。

行政事業レビューについては専門用語でございますので、資料9にその解説を記載してございますが、予算編成にあたりましては、担当課自らが自主的に予算要求の前の段階において、すべての事業について、その内容や効果の点検、測定、いわゆる行政事業レビューでございます。検査、審査、点検を行い、その結果を政策目標、これは先ほどの総合政策、目標数値うんぬんとの関係がございまして、政策目標の達成度に応じて予算要求、仕事が入りやすければ、さらに増額する、仕事が入りやすくないければ、これは減額をする。費用対効果がなければ廃止するなど、予算要求に反映させるべきである。そのためにも数値目標は、先ほど述べたとおり必要でございますけれども、この予算要求に反映させるべきだと考えるが、この当局の、まずもって見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

お答えします。

先ほど、企画政策課長が答弁したとおりで、総合計画の進行管理は各担当課において実施計画を作成し、毎年度評価を行い、必要な改善策を講じながら進めております。予算編成時に示す予算編成基本方針においても、各担当課においてすべての事業について達成状況や事業効果などについて見極め、事業の改善、統合・縮小・廃止等の見直しを行うこととしており、最小のコストで最大の成果を生み出すことを目標としております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、財政課長のお答えをいただきましたが、やっぱりこのためには政策目標が私は必要だと思います。ただ、政策目標設定ができる部分と、できない部分もございましてけれども、でき得る限り、できる可能性のある施策については、数値目標を設定し、町民に公開をして、その結果がどうなったのか、毎年、明らかにすべきであります。そうすることによって、いろんな意見を町民から集約をして新たな事業展開を進めていただくよう、私はぜひともお願いを申し上げます。一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時15分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告2番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇してください。

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、しだれ桜の里づくり構想についてと空き家の問題について当局にお伺いします。

まず、しだれ桜の里づくり構想について伺います。

高校生と町長が語る会において、高校生の発案により計画、実施しているしだれ桜の里づくり事業も5,200本余りの植樹を終え、現状は維持管理を行いながら桜の成長を待っている状態だと思われまます。

なるべく早い段階で、町民の皆さま、観光客等、来場者にご覧いただけるような体制づくりの段階に来ているのではないかと考えております。

さて、平成28年度に開始した本事業に対し植樹、園内整備等、この事業にかかった費用の累計総額は令和3年度末で5億1,059万円の見込み、本年令和4年度の当初予算計上分も合わせると5億6,750万円になる見込みであります。

このように、本事業は植栽事業が完了したにもかかわらず、追加工事費用および維持管理費用に年間5千万円前後の事業費が計上され続けている現状があります。

本事業において、このような莫大な事業費は、計画当初の予定どおりの適正な金額と考えているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

しだれ桜の里づくり事業につきましては、日本一のしだれ桜の里を目指し、クラフトパーク内に約5千本を植栽するとともに、身延町しだれ桜の里づくり事業苗木配布要綱により苗木配布を行い、身延山周辺を含めて身延町全域をしだれ桜の里とする事業です。

平成28年度から令和3年度までの事業費は、約5億1,059万円となっておりますが、計画当初からその都度、必要に応じて整備内容の見直しを行ってきました。これまで実施した事業内容は、魅力ある観光資源とするために必要な整備に要する経費であると考えております。

財源については、県の富士の国やまなし観光振興施設整備補助事業の活用やクラウドファンディング、ふるさと納税を活用し財源の確保に努めてきました。

今後も整備した桜の里が見頃を迎えるまで維持管理に努めていくことで、誘客力の高い魅力ある観光資源づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

財源は各年、富士の国やまなし観光振興施設整備補助金、880万円から1千万円、ふるさと納税、町長にお任せ分を1,200万円から1,400万円など、本事業に充てていること

は、過去の予算書より理解しております。

いま一度、確認になりますが、本事業の令和3年度までの歳出5億1,059万円は、当初の予定どおりの適切な支出との認識でよろしいでしょうか。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

クラフトパーク内に5千本の植栽を計画して行ってまいりました。この規模の整備をするためには想定した事業費であると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

では、この事業の完遂までですね、終わるまで、おおよその形で、総額いくらの予算を見込んでいるのか。現時点で分かる範囲でいいので、お答えください。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

令和4年、5年度までに予定している雨水排水計画は、現在3カ年の計画で進めております。それぞれ2,500万円を予定しております。それから、しだれ桜の里管理運営計画により9,100万円の工事費を算出しておりますが、いずれもこの計画をもとに現状の整備状況を踏まえた上で、必要な事業を精査する中で整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

次の質問になります。

今、お話もありました令和2年度策定のしだれ桜の里管理運営計画において、イレギュラーな形の支出となりました法面工事や雨水の排水溝工事が、令和3年度から令和5年度の3カ年で完了する予定であります。

先ほども話をしておりますけども、それ以外にも年間2,600万円以上が桜の維持管理委託費用として、現在まで計上され続けております。具体的に申しますと、平成30年3,152万円、令和元年3,041万円、令和2年3,190万円、令和3年2,605万円となります。

そこでお尋ねします。

今後5年間、また、その5年後に予想される維持管理整備費用をそれぞれ具体的な数値でお答えください。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

しだれ桜の里植栽管理業務については、令和4年度の予算額は2,480万5千円と計上しております。令和5年度の予算額は、2,200万円。令和6年度以降は、2,030万円を計上する予定でございます。

作業内容につきましては、高低木の剪定、支柱の設置、施肥、防除、灌水、除草となりますが、樹木の生長により令和4年度から灌水作業は不要となります。

今後も作業内容の精査、業務委託先の検討を行うなど、経費削減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。確認です。

現段階で、令和6年度以降も毎年2,030万円を管理業務の委託費用として計上し続けるとの認識でよろしいでしょうか。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

計画では、令和6年度以降も2,030万円としておりますけれども、今年度も作業の一部をシルバー人材センターに委託するなど経費削減に努めております。

今後も鋭意工夫を重ねて、桜の生長を見ながら必要な維持管理を行ってまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

では、次の質問にまいります。

先ほどの、しだれ桜の里管理運営計画において、整備基本計画のツツジなどの低中木の植栽、ベンチテーブル、案内板、誘導サインなどの施設整備などに概算工事費用で9,100万円との算定結果が記載されております。

先ほども観光課長が申しておりますけれども、これとは別に現在、そのときに算定された5,935万円の算定結果をもとに雨水の排水溝の工事を現在、3カ年の計画の2年目として実施しております。今、話しました9,100万円の算定結果に基づくベンチテーブル等の施設整備費用、これ現在の状況と今後の事業費の増加があるのか、その可能性を伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

令和2年度に策定した、しだれ桜の里管理運営計画では雨水排水対策等、施設保全に関する

検討とともに案内機能の充実、園内外の周遊計画、公園散策の魅力向上など、しだれ桜の里の観光拠点としての存在効果や利用効果を引き出すための整備基本計画となっております。

雨水排水対策等、施設保全につきましては、令和3年度から整備を進めておりますが、ご質問の整備基本計画の実施状況については、現在のところ進捗はございません。

今後、より魅力ある観光資源とするために、この計画に基づいた整備を進めていきますが、現状の整備状況を精査し、必要な整備のみを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

現在のところ、そちらの工事は実施していないと。現状の整備状況を精査し、必要な整備のみを進めていくとの、今、回答をいただきました。しかし、今年度までの事業費用5億1,059万円も必要だからということで計上し続けて、積み上がった金額ではないのですか。必要な整備とは、何を基準に、誰が決定するのか、お答えください。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

必要な整備とは、長期的で魅力ある観光資源としての存在効果や利用効果を引き出すためのスキームにおいて、必要不可欠な整備のことと認識しております。執行にあたっては、担当課を中心に庁内で検討した上で町長が議会に上程し、議決をいただいた上で執行してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

では、必要な事業については、町長のほうでこちらへ提案して、最終的には決定して、議会のほうで承認をもらうという形のご回答だったと思います。

では、次の質問をさせていただきます。

しだれ桜の里の植栽から維持管理において、公平かつ適切な選定のもと業者に委託されたものと考えております。その植栽においては、特に第2期工事の自然観察の森の植栽は、第1期工事のサバイバルの森から距離も遠く、連絡路等も不便で事業の一体感が感じられにくいと考えます。

第1期工事のサバイバルの森の苗木の発育状況が思うほどに進まず、第2期工事の自然観察の森には樹齢のある木々の植栽を行ったことは、賢明な判断だと思っておりますが、当初の計画の本数目標を達成するために多くの植栽を実施したため、木々の間隔は狭く密集し、急傾斜地・法面崩落の危険箇所にも多数植栽されていて、場当たりの造成、植栽と見られても致し方ないと考えます。

実際、町当局のしだれ桜の里づくり事業のしだれ桜の苗木配布について、区長会等でも配布している資料ですが、これによりますと、植え方について、2本以上の苗木を植栽する

場合には、隣接する苗木との間隔を5メートルから8メートルほど確保してくださいとあります。しかし、5メートル以上あけての植栽は、ここではほとんど見られていない状態があります。

成長した桜の枝は干渉しあい、遊歩道にかなりかかっている、歩行の妨げになっているところも見受けられます。中低木のツツジの植栽も間が狭いところがあり、人ひとりが通るのがやっとであります。人々のすれ違いもできず、動線としては安全上の観点からも心もとないものであります。今後、桜の成長がさらに進むと木々同士が成長を妨げあったり、枝が重なり合い、見栄えも悪くなるのではないかと心配しています。

計画の初期段階において、桜が成長して大きくなることを想定した、しっかりとした植栽計画が行われたのか。また、今後このような問題が生じたらどのような対応を行うのか伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

植栽の計画にあたっては、急傾斜地植栽となるため、美観形成と同時に法面保護の安全性を考慮しております。植栽間隔を狭めた効果として、枝分かれが生じにくく、幹の先端が太陽光を求めて上方に伸びていくため、樹高が高くなりやすくなります。また、斜面においては植栽密度が高いほど地盤の安全率が高くなり、崩壊防止機能が発揮されるとともに、林冠閉鎖が早くなることで雑草の繁茂と土壌の乾燥が抑制されるため、除草と灌水が軽減される管理上のメリットもございます。

ヒラドツツジ等の中低木は、現在のところ成長を促す生育途中であり、当面は樹木、株の成長を先行させた上で、適切な時期を見ながら剪定を行う予定です。しだれ桜と併せて、今後の維持管理において改善していくこととなります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

私、恥ずかしい話、あそこの自然観察、しだれ桜の里ですね、議員になるまでは1回も足を運んだことがありませんでした。今回、議員になりまして、2月の下旬から6回ほど足を運びました。先月、6月6日にも足を運んで見てきました。植栽間隔を狭めた効果は、法面保全の安全性向上以外、美観形成にはあまり関与しないと感じました。雑草の繁茂はすごく、除草と灌水が軽減される管理上のメリットがあるようには見えませんでしたし、実際、年間の維持管理費用は2,500万円かかっている現状があります。

私も、しだれ桜を扱っていましたが、桜の木の剪定は立ち木、枝から垂直に上に伸びる枝、または絡み枝、他の木と木が絡んでいる枝、それらを中心に行うと。密集すると枝が干渉しあい、下に向かい地面に着く。地面に着くと病気の発生率が格段に高まる。それらを踏まえて、桜は根を張る範囲がとても広く、6坪は必要とまで言われております。

6月2日にも見てきましたけれども、桜の枝が地面に着いている木々がたくさんありました。桜を植栽した目的は、地盤の安定化を高めるためではなく、きれいなしだれ桜の里を形成するためのはずです。管理運営計画の中にも、施設の破損の要因として雨水排水施設の不足により、

多量の雨水が流入する箇所、もしくは園路勾配がきつく雨水の流速が増加する箇所で、砂利の舗装の穿堀や流出が生じていると報告があります。また、そこには通常の造成計画では、法面保護のため法肩部分に雨水排水施設を設けることが一般的であるとも報告がありました。このように、設計の初期段階からの見通しの甘さを指摘されても仕方がないと考えます。

今後、まだまだ危険な箇所があるようです。様々な問題が生じるのではないかと私自身は心配しております。

では、次の質問にまいります。

しだれ桜の里は、観光の事業化に向けてということとは、絶対条件であると思っておりますけれども、観光集客事業化に向けては、様々な諸問題をクリアしなければならないと思われまます。桜の植樹場所がクラフトパーク園内の上部に位置し、そこまでの移動方法の解決や駐車場の問題、例えば河川敷を駐車場にして、シャトルバスでピストン輸送などの案もあるかと思えます。開花時期が、身延山久遠寺のシャトルバス実施時期と同時になったらどうするのか。

また、令和2年6月定例会において、株式会社かいすたと実現に向けて協議していくと答弁があったクラフトパーク内での町内業者の物品販売の実施の協議の進捗状況。また、来園者の安全な誘導など、一筋縄ではいかぬ諸問題が山積していると考えます。

令和3年度から運営計画実施を目指すとの過去の答弁や、平成30年3月定例会の答弁では、身延山久遠寺観桜期と合わせて20万人から30万人の来場者を目指すとの目標設定もありましたが、コロナ禍の影響もあるかと思われまます、私自身はコロナ禍だけが要因だと考えていませんけれども、現状、観光集客事業化の実施には至っておりません。観光集客事業化には多くの難題が想定され、観光課だけでの対応では困難かと感じます。事業化に向け、専属部局や専属の担当職員の配置などは考えているのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

園内外周遊の方策や、その他の観光スポットを結ぶ周遊バスなど、しだれ桜の里管理運営計画に基づいて今後検討してまいります。ご質問の事業化に向けた専属部局や専属の担当職員の配置については、現在のところ考えてはおりません。

業務が多岐にわたることが予想されますが、人員の確保につきましては、これまでみのもまつりや新型コロナウイルス集団接種のような大型イベント等の際には、庁内一丸となって対応しております。しだれ桜の里の対応についても同様に、担当部署を超えた協力体制や外部委託の可能性を含めて検討してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

今のお答えですと、外部委託も検討していると。企画立案を当局で行いながら、事業化の段階において非常に難しい、困難であるので、外部委託をするような事業展開には疑問を感じざるを得ない。この事業は、当時の町長の肝いりの事業で、この事業を遂行するためには、しっかりと責任者を置き、各担当課の協力を仰ぎながら取り組むべき事業だと考えますが、いかが

でしょうか。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

この事業の展開にあたっては、担当部署となる観光課を中心に庁内一体となった協力体制により取り組んでまいります。

また、外部委託とは事業を丸投げするというものではなく、今後事業を進める上で分担した業務の中の一部を委託する部分もあるものと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

丸投げはしないということなので、安心いたしました。

次の質問にまいります。

しだれ桜では、本町ではすでに身延山久遠寺が全国的に有名であります。本事業が観光客を身延山久遠寺と奪い合うような事態は避けなければならないと考えます。身延山久遠寺と周遊でき、相乗効果をもたらすようなパッケージツアーや観光案内、情報発信などが重要だと考えますが、身延山久遠寺のしだれ桜と相乗効果をもたらす事業展開を考えているのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

来訪者がクラフトパーク内に止まらず、身延山久遠寺、下部温泉郷などを周遊することで身延町内での滞在時間も増やし、周辺施設への相乗効果をもたらすことが特に重要であり、今後は観光客が町内のしだれ桜の里を回遊できる、具体的な施策を検討しなければならないと考えております。

観光協会、集客施設など関係者との連携と協力を図って、相互に知恵を出し合い効果的な施策を講じてまいりたいと考えております。

また、一本一本に力強さがあり、仏閣を背景とした荘厳な景観を持つ身延山のしだれ桜とクラフトパーク内のしだれ桜の里では趣の違いがあり、開花時期が若干異なることで観桜期が延長される効果も期待できるものと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

身延山久遠寺のしだれ桜と相乗効果をもたらすような事業展開を、しっかりと計画の段階から練り上げて実施に移していただきたいと思っております。

次の質問になります。

本事業は、今も申したとおり、しっかりと計画のもと取り組みを進めていけば、10年

後に身延町を代表する一大事業に成長する可能性を秘めた事業だと考えます。しかしながら、自然を相手にする事業であるから、場当たりの計画と対応をして、桜を植えて大きくなった、きれいな花が咲いたで終わりとする事業では、税金の無駄遣いだとのそしりは免れないと考えます。

莫大な事業費用、すなわち税金を投入したのでありますから、町のシンボルとしての事業で終わらせることなく、観光資源、観光の目玉として誘客、集客を行い、本町の地域経済を活性化させるものでなければなりません。

しかしながら、桜の開花時期は長くても2週間から3週間という現実があります。費用対効果を考えても、今後の本事業の経常的経費の削減は、事業継続にあたっての絶対条件だと考えます。それらを踏まえた上での、今後3年後、5年後、10年後とスパンを区切った具体的な数値目標を設定した、しだれ桜の里集客事業計画案の策定は必要不可欠と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

新型コロナウイルス感染症の今後の動向が見通せない中、現時点では具体的な数値目標を示すことは困難ですが、身延山、クラフトパークを核とした町内全域で構成するしだれ桜の里が今後の身延町の観光振興に効果的につながるように、ウィズコロナを念頭に置いた中長期的なビジョンを策定する必要があると考えております。

クラフトパーク内のしだれ桜が町の新たな観光資源として、町全体へ、その効果が共有できるように必要な整備を施しながら誘客対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

コロナ禍の現在、先が見通せなく、具体的な数値目標を示すことが困難であるとの回答です。しかし、あらゆる施策には数値目標というのは欠かせないものであると考えます。コロナ禍だからこそ、いつまでに観光事業化を目指す、これだけのお客さまに会場してもらいますよという目標を町民の皆さまに示し、事業に理解を得て進めていくことが大切だと考えます。中長期的なビジョン策定が必要との認識はあるようですが、いつごろ集客事業としてオープンするのか。例えば1年後ですよ、いや5年後です、いやいや10年先ですよという形の事業化を実施しますという目標だけでも、ここでお願いします。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

観桜期に車両の集中により上沢交差点付近を中心に渋滞することが予測されますので、車両を収容し得る駐車場の整備時期が見通せる段階になって、誘客に向けた中長期的なビジョンを

検討いたします。

また、中長期の計画を待たずに桜の開花時期には見応えのある観光スポットに年々なりつつありますので、現在、排水対策工事など施設整備をしている、この期間を利用した試験運用、検証など、今できる対策を速やかに検討してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

こちらの事業も長年、計画しております。町民自体も忘れつつある中で、現状、まだ事業費に2,500万円ずつ計上されている。今回、町民がこの事業に5億1千万円使っていますよということを知れば、どのような反響があるのかというのを私自身も分かりませんが、しっかりと計画の中で、事業化を早期に進めていただきたいと考えております。

しだれ桜の里づくり事業についての質問は、以上になります。

続きまして、空き家問題について質問させていただきます。

平成30年6月定例会、令和元年6月議会の一般質問でも取り上げられてきた空き家の問題です。確認の意味で伺います。

近年、空き家に関する問題が全国的にクローズアップされており、身延町も例外ではありません。空き家率が30%を超えると自治体が崩壊するなどとも言われることもありますが、空き家率が全国と比較しても、1、2を争う山梨県の高い空き家率、また身延町の空き家率を具体的にお聞かせください。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

山梨県の空き家率は、令和2年5月に公表しております。平成30年住宅土地統計調査結果報告書によりますと21.3%となっており、平成25年の調査数値22%から0.7ポイント減少しておりますが、依然として全国第1位となっております。

身延町の空き家率は、平成27年に空き家等の実態を把握する調査を実施した時点の数値であります。22.7%です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

本町のデータは、今のお話ですと平成27年度という、かなり前の数値ですから、現在は、もっと24%、25%、それ以上進んでいるのかと大変危惧しております。早急に実態調査を行い、最新のデータを収集すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

空き家の実態調査や現在の調査した結果の更新につきましては、改めて関係各課と実施の有無に関しても協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

大幅な調査でなくても、各区の区長に何件くらい空き家があるのかということ进行调查していただくだけでも大体の大まかなラインというのは、見えてくるのかなとも思います。当然、今、そのようなこともやっているかと思うので、そういった数値も確定値ではないけれども、聞き取りの段階では、このような空き家率ですよ、空き家が何件ありますよというような数値も公表していただけたらと思います。

では、次の質問にまいります。

町は、空き家等の所有者が自らの責任をより明確にした上で、行政としての基本姿勢を住民に対して示しつつ、今後の空き家等に関する対策の取り組み方針を示す身延町空家等対策計画を策定することでしたが、策定および運用は現在、どうなっているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えします。

身延町空家対策計画は、令和元年9月に策定し、公表をしております。町では空き家等の対策に関わる相談窓口を建設課に設置しており、自治会や地域住民からの情報等の相談内容に応じて、関係各課と調整する中で、問題の解消に努めております。

役場内においては、空家等対策連絡調整委員会の設置要綱により組織した委員会において情報を共有しており、危険空家を増やさないように利活用できる空き家においては、空家バンク等の紹介をし、管理されておらず対策が必要となる空き家につきましては、実態を調査し、所有者等に空き家等の適切な管理のお願いや、解体を希望する方には身延町危険空家等解体補助金のご案内もしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

今、空き家等の適切な管理ができれば問題は起きないのですが、実際にはいろんなところで問題は起きてしまっております。より強力な町当局としての指導が必要なのではないかと考えます。

次の質問にまいります。

空き家の中でも所有者が不明なもの、すなわち先祖名義のまま登記を放置。登記自体が行われていない案件など、また他人が所有者を探すことは個人情報保護法の壁や相続により所有者が拡散しているなど、対応が困難な場合があります。このような場合には、近隣住民にはどうにもできない、そのような事例が生じてきますが、そのような場合の行政の対応を伺います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えします。

自治会や地域住民において、所有者の不明な空き家につきましては、先ほどの質問でも回答いたしました。空き家等の対策にかかる相談窓口を建設課に設置し、自治会や地域住民からの情報等の相談内容に応じて、対策の対象となる空き家の実態を町で調査を行います。個人の情報を自治会や地域住民に開示することはできませんので、町が特定できた管理者や所有者に対して空き家等の適正な管理をお願いしてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

適切な管理ができていない人に適切な管理を改めてお願いしても、効果自体はあまり期待できないのではないかと。そこで次の質問にまいります。

空き家は本来、何度も言うておりますけれども、個人の財産であり、行政がどこまで関わるべきか、また専門知識を持つ職員等の不足や関係部局が多岐にわたり、調整が困難であったりということが課題となっております。

しかし、2015年施行の空家等対策の推進に関する特別措置法、通称空家法は空き家の所有者への指導、空き家の柔軟な転用や活用ができるように定めた画期的な法律であります。空家法では、代表的な以下の3状態、1番、倒壊等、著しく保安上危険となる恐れのある状態。2番、著しく衛生上有害となる恐れのある状態。3番、適切な管理が行われていないことにより景観を損ねている状態。これらの状態の空き家を自治体が特定空家と定めることは可能になり、問題となっている空き家の立ち木の伐採や住宅の解体撤去など、それらの助言や指導、勧告、命令を行ったり、さらに踏み込み、行政代執行や略式代執行により空き家を取り壊すことも可能となっております。住み手も所有者も不明な空き家を行政が処分できるようになりました。この通称空家法に基づき、過去において特定空家と認定し、対応した事例があるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えします。

現在、身延町においては、特定空家として認定し、対応した事例はございませんが、問題となる空き家につきましては、所有者等を特定して空き家等の適正な管理をお願いしているところであります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

次の質問になります。

身延町内にもかなりの数の空き家が存在しますが、特に30年以上も放置され、家屋が朽ち果て、今にでも家屋倒壊が発生し、隣接する沢や河川などをせき止め、河川氾濫や大洪水など二次的災害を近隣住民にもたらす可能性のある空き家について、行政として早急な対応が必要であると考えますが、空家法をもとに特定空家と定め、行政代執行や略式代執行を行うなどの考えはあるのか、見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えします。

山梨県内において、平成29年に中央市、令和2年、3年に笛吹市が条例による緊急安全措置として執行。平成30年に北杜市と甲府市、令和2年に山中湖村が特定空家等に対する略式代執行を行っております。

身延町内においても、河川に対して危険な空き家が存在する箇所があり、現在、河川管理者に対応を依頼しております。

基本的には、所有者等を特定して適切な管理や除却のお願いをしておりますが、行政代執行、または略式代執行の実施については、関係機関と協議・検討をしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

今、お話になられた事例以外にも2021年ですかね、12月。こちらは河川法に基づいて簡易代執行という形で、山梨県が暗渠に建っていた11件とかを撤去しましたという事例もあります。このように河川の上に建っていたり、河川をまたいでいたり、河川の近くの空き家というのは、県としても非常に危険だという認識があるから、そのような措置をしたかと思われ

ます。今後、非常に難しい問題だとは思いますが、この問題に対して、しっかりとした勉強と研究をしていただき、検討から速やかな実施に移れるように他市町村の事例なども研究を行っていただきたいと思っております。

次の質問になります。

身延町の空家対策で非常に有効な制度である危険空家等解体費補助金制度が土木費、県補助金等から充当され、本年度も200万円、予算計上されております。これらは、身延町危険空家等解体費補助金交付要綱に基づき、1件50万円を上限に危険空家と指定された所有者に支給される制度であります。これらの補助金申請には問い合わせも多く、予算計上が少ないため、4件から5件の申請で、すぐに予算執行を満たしてしまうような現状があるようでございます。

残念ながら今後、本身延町においても超少子高齢化が進みます。ますます空き家が増え、所有者不明の物件も増えることが予想されます。町民の申請が殺到し、すぐに予算消化されてしまう本制度、すなわち町民の関心が高く、非常に需要のある補助制度だといえる本制度に町独自で増額の予算計上をしたり、またあらゆる施策を練りながら空家対策に臨むべきだと考えますが、今後、予算計上の増額は考えているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、国の社会資本整備総合交付金および山梨県の空家除却事業補助金を活用し、補助対象工事に要する経費の2分の1の額とし、補助限度額50万円、予算総額200万円で、危険空家等の解体補助事業を行っております。本年度は4月の時点で4件の申請があり、予算の上限となっております。

今後、追加の申請状況を踏まえながら、国・県の補助金の追加要望および町単独事業での実施につきましては、関係機関と協議をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

空き家は本来個人で解決する問題であることは、重々承知しております。しかし、放置空家がこのまま増え続けることは、防犯、景観、通学路の安全など、また町民の士気にも悪影響を及ぼします。

個人の問題に税金を投入することへの批判も当然あるかと思われませんが、予算拡充措置を行い、空家対策を押し進めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、本日はしだれ桜の里事業についても質問させていただきました。この事業につきましては、予算編成、管理計画、事業計画が不完全なまま事業をスタートさせ、その場その場の対応のまま、現状を迎えていると言わざるを得ない。これはわれわれ議会にも大きな責任があり、今後のしだれ桜の里づくり事業の予算編成、進捗状況を厳しく見守っていかなければ、われわれ議会は追認機関であるとのそしりも免れないと私自身の自戒として、この言葉をあえて言わせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

なんか見切り発車のような事業の言われ方をされるのは不本意です。もともとこれも、先ほど言ったように高校生とのつどいの中で、前町長のときですが、提案がありまして、私はそのとき副町長でいました。身延町は身延山久遠寺のしだれ桜が有名で、町の木にも、しだれ桜が指定されています。そういう中で、町全体を日本一のしだれ桜の里にしようという、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の、的確な位置付けとしてスタートしております。

5億円以上かかっていますが、それが高いか安いかということですけど、実は地代が1円もかかっていません。それは県有地を無償で、あれだけの広さのものを借りています。これがもし民有地を使えば、もっと膨大な金額がかかっているはずですよ。そういう意味で言えば、あれだけの膨大な桜を植えて、あれだけの広いエリアを伐採して植栽するにあたって、5億円ぐらいどうしてもかかりますよ。いろんな工事を見てもらえば分かりますけども、町がいい加減に進めているような言われ方をされる、私は筋合いはないと、ここで反論させていただきます。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

5億円が高いか安いかわ、私も10年後、この事業がしっかり進めば、町を代表する事業になるという意見は述べさせていただきました。ただし、当初、この事業を行うにあたって、5億円の金額がかかるということが、われわれ議会も分かっていたのか、また町民にも分かっていたのか、これに対しては、私自身、議員になりまして、いろいろ調べましたけれども、過去の答弁書等にもなかなかない状態です。金額は、町当局、私自身が判断するものではないと思っております。これは町民が見て、これだけの事業ができれば後世に立派な観光資源が残せたと評価があれば適正な金額であり、また安い事業であったのかもしれない。逆の批判も当然出てくる可能性もあります。

すべての施策において、金額がどのくらいかかるのか、中学校を建てる場合も大体10何億円かかります、当然、前後はしてくるんですけども、この事業に対しては、当初の段階での金額が、いろいろ調べたんですけど見えないんです。ですから、私は今回、このような質問をさせていただきました。

以上になります。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

議員のおっしゃるとおり、総額を示した議論というのは、今までの議会の中でもなかったと思います。というのは、結果的に造成工事と植栽というのは、おおむねの数字は出るんですが、台風の影響による災害があったり、そういう関係で今回も水路の整備とか道の整備を、増工と言うんでしょうか、させていただいた経緯もございます。これからは一通り整備が終われば、維持管理になっていくんだろうと思います。

それと、今、議員もおっしゃったように、この事業は今年、来年だけの事業というのではなくて、私は30年後、50年後のこの町の次の次の世代の人たちに残す事業だと認識しています。ですから維持管理をしっかりして、健全な状態の管理をしっかりとして継続しながら、次の人たちに、事業の効果を残していきたいと考えておりますので、そのへんはご理解をしていただければと思います。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○1番議員（遠藤公久君）

これ、いろいろ調べてみたら、平成28年6月の段階では、管理費は、10年間は町で負担しますよというような回答もあり、それは当時の総務産業常任委員会において観光課長が答弁しております。そのときにも、当然、金額というものは明示されていなかった。またはその金額を聞かなかった議会側の責任も当然あるかと思えます。

また、平成29年6月には、杉山から身延山の県道沿いにも桜を植栽しますと。これも総務産業常任委員会でも観光課長が答弁しておりますけれども、そのような事業が行われたのかも私は分かりません。そういうような計画があるにもかかわらず、実施されていない。または具体的な金額が明示されていないということは、今までそれを見過ごしてきた私たち議会にも責

任があることは私も重々承知しております。よりよい事業にさせていただき、町民にしっかりとした事業として残していただきたい。そのためには、ここ2、3年が私自身は、この事業化を観光事業として成り立たせる重要な期間であると、その認識からこのような質問をさせていただきました。

以上になります。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

ありがとうございます。実際は、もう桜がかなり咲いていて、身延山久遠寺とセットで周遊バスも走らせようという計画もないわけではありません。ただ、先ほど観光課長が説明したように、駐車場が一番、今、問題となっています。これはまだ具体的な話はあんまり言えませんが、今、国土交通省が旧早川橋の下流の右岸域に、中部横断道の残土の造成工事を進めてくれています。甲府河川国道事務所の所長と私とでは、そこが完成した暁には、その桜の時期にそこを駐車場として使わせてもらいたいという要請は、出しております。そうすると数千台の車があそこへ止められますので、イベント時の上沢の交差点の渋滞を見ますと、今は売り出す時期ではないと思っておりますが、その駐車場の見込みが出たときには、またいろいろなイベントの組み立てをしながら、議員の皆さまにもご意見を伺ったり、各観光協会の皆さん、また企業の皆さんとか、協力していただける皆さんとの議論を重ねる中で、周遊型の桜まつりみたいなことを私の頭の中では想定をしています。よろしく申し上げます。

○議長（上田孝二君）

以上で、遠藤公久議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告3番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

通告により一般質問を行います。よろしくお願いいいたします。

3月議会において、子どもの貧困問題およびヤングケアラー問題を取り上げさせていただきました。しかし、時間切れのために途中で終わってしまい、大変申し訳ございませんでした。

3月定例会の答弁において、子どもの貧困に対する多くの支援策および広報の仕方、各支援策の対象者の利用者数、利用率、また補助事業対象家庭に対しての申請してこない家庭への対応の仕方など、答弁をいただきました。一部重複するかもしれませんが、それらの答弁内容から今回引き続き、質問させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

子どもの貧困とヤングケアラー対応について。

ヤングケアラーの支援は様々な観点から行う必要があるが、大きく財政的支援と居場所づくりだと考えます。

生まれた家庭の貧困は、子どもにはどうすることもできません。その貧困は子どもにとって、それからの人生に重く影響してくる重要な時間でもあります。

身延町の将来を担う子どもに対して、総合戦略のテーマの内容が実感できる子どもの貧困対策について、町の考えをお聞きいたします。

まず、ヤングケアラーを把握するため、中心的役割を担う担当部署と把握しているヤングケアラーの人数についてお聞きします。

ヤングケアラーは表面化しにくいいため、そのためにきめ細やかな相談対応と情報・支援をまとめ一元化し、窓口になる部署が必要であると考えます。

福祉の観点から児童員や教育委員会やスクールカウンセラーからの情報、介護対象者が高齢者、障がい者の場合のケアマネージャーや支援相談員からの情報、医療機関に対しましては、医療相談時の情報提供を求めるなど、各方面からの情報をまとめる中核的な役割をどこの部署が担当しているのか。また、ヤングケアラーに該当する子どもは現在、身延町には何人いるのか伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

担当部署については、令和4年第1回定例会で遠藤公久議員のご質問にお答えいたしました。ヤングケアラーの定義、尺度では本来、大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行っており、子ども自身の権利が侵害されている18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもとされておりますので、子育て支援課が当たります。

ヤングケアラーの発見には、学校、福祉、障害、医療等、関係機関の連携が不可欠で、それぞれがヤングケアラーの認識を持ち、早期発見、支援につなげることが重要です。

さらに効果的に支援を進めるには、地域において学校と市町村窓口が大きな2つの集約機関となる必要があると思います。学校においては、早期発見と情報共有、関係機関との連携などが役割となり、子育て支援課としては各機関単独で対応が難しいケースについて、多角的な支援につなげていくことが役割であると考えます。また、地域の相談窓口としてヤングケアラーの可能性を認識しつつ、子どもの声に耳を傾け、寄り添った対応を心がけていきたいと考えております。

次に、ヤングケアラーに該当される子どもの人数についてですが、子育て支援課としては、現状では把握しておりませんが、関係機関が支援を行う中で、ヤングケアラーに類似するような事案を何件か把握しております。内容は家族のケアや家業の手伝いといったもので、権利が侵害されているヤングケアラーに該当するとは判断できません。それぞれの家庭の状況や本人、家族の思いも関係してまいりますので、町では引き続き見守りや支援制度の導入などの形で注視してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。次の質問に移ります。

子ども自身でも相談しやすい受け入れ態勢について、お聞きいたします。

幼い子どもには相談先が分からない、利用できる、どんなサービスがあるか知らない。手続きの仕方が分からないためなど、子ども自身が相談しやすい受け入れ態勢をどのような視点で考えているのか伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

子どもたちの意識啓発につきましては、学校での指導が最も効果的であると考えます。子育て支援課としましても、県から配布を受けました啓発用カードを学校経由で配布し、子どもたちの気づきにつなげるきっかけとして活用しております。

子どもにとって身近で信頼できる学校は、相談を受ける機会が最も多いのでスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を密にし、相談に対し、よりきめ細かな対応ができるよう体制を整えております。

また、子育て支援課としては、ケアが必要な家族と接することが多い行政、福祉、医療機関、地域活動を実施する民生委員児童委員の方々などから情報提供をいただき、多角的な支援につなげることが重要と考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございます。答弁の中で、権利が侵害される子どもはいない、ヤングケアラーはいないとの答弁ですが、介護やケアが自然に学習する権利を妨げると考えます。

昨年9月、山梨県はヤングケアラーの実態調査の結果を公表しました。回答した4万101人のうち6.1%に当たる2,437人が「世話をしている親族がいる」と回答しました。さらに全国調査では小学校は15人に1人、中学校では17人に1人、高校生には24人に1人のヤングケアラーがいるという調査を公表しています。

今後、さらにきめ細かな観点に立った受け入れ態勢、または見守り体制の充実をお願いしますが、なんといってもヤングケアラーの問題によく出てくるアウトリーチという言葉に表れているとおり、行政や支援機関から積極的な働きかけが極めて重要であると認識して、行動の中心において行動してほしいと思います。

次の質問ですが、無料学習支援について。

3月議会で答弁をいただいた3年から6年の学習支援と各検定料助成事業においては、利用率が10%台と非常に低調でありました。さらにそれらの利用者数は、掛け持ちの生徒がいるということから、実際の利用児童はごくごく限られた状態であることも想像ができます。

学習支援の実施場所は、参加しやすい場所に設定されているのか。また、送迎はあるのか。

講師となる学習支援補助員は何人で、どのような方が担当しているのか。また一方、子どもの学習支援の意義について、親の理解を得ながら親の意識を変えていく必要もあると考えるが、利用率が低調な分析と今後の対応について伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

小学3年生から6年生対象の学習支援の実施場所は、児童の居住地、児童数を考慮する中で町内公民館分館の下部分館、西鳴分館、下山分館、身延分館の4会場において実施されています。

送迎についてですが、児童の自宅と会場の移動は開設当初から保護者の責任でお願いしております。

講師は令和3年度実績で10人、退職された町内の先生方が担当されています。

なお、小学3年生から6年生対象の学習支援と各種検定料の受講率が低いことについては、受講が基本希望制であることもありますが、近年は英検などの資格は高校入試の際にプラス評価となる場合もあり、具体的な学習目標として学習意欲やチャレンジにつながりますので、引き続き周知を図り、受講者の増加に努めてまいります。

また、子どもの学習支援の意義について、親の理解を得ながら親の意識を変えていく必要もあると考えますが、子どもときの学習の大切さや必要性は、保護者も自らの経験上、理解されていることと思います。無料、もしくは安価で利用できる学習支援を受けられる機会があることを知ってもらうことが、まずは大事だと思います。

学習塾だと先入観で金銭的に大変と考えていると思いますが、地元気軽に利用できる学習サポートの教室があることの情報保護者に届けるには、やはり学校を通して児童生徒一人ひとりにもれなくチラシを配布することが確実な方法と考えています。

学習支援事業に参加したことで、学習意欲の向上や成績向上が目に見える形で保護者にも届けば、学習支援の意義の理解が進み、意識も変わっていくと期待しています。

以上となります。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

幼少期の学習環境は子どもの一生に影響してきます。また、その後の学習の吸収力にも影響してくるといわれています。子どもの貧困に対する学習支援の重要性と、その目的を十分認識していただき、参加する児童生徒を増やす工夫をあらゆる面から検討をさらにお願ひしたいと思ひます。

次に居場所づくりの政策は、子どもの情緒的な部分への影響が大きい。政策の実施に対する考え方とその状況についてお伺ひします。

ヤングケアラーの対応は、なんでも受け止めてくれる、なんでも話せる居場所づくりの役割は重要です。実効性のある事業とするために、子どもの個別的なニーズに合わせてプログラムをつくる必要があると考えるが、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの支援内容など、対応状況を伺ひます。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

本町における学習支援事業は、学びの向学館事業になります。平成24年7月に児童生徒の学力向上のために教育委員会としてできることをサポートしていこうという考えにより、スタートした学習支援事業になります。

事業の目的は、学習支援事業の名のとおり学力の向上を目指すものであり、無料で受講できるため、子育て世帯の教育費の経済的負担の軽減に資する面はありますが、ご質問にあるようなヤングケアラーへの対応が設置目的ではありません。

しかし、受講している児童生徒から日常生活や学校生活上の悩みの相談があれば、講師をされているのが教員OBであり、子どもの変化を察知しやすいこともあり、現場から教育委員会を経て学校、町、県の福祉行政などの関係機関で情報を共有し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーも交える中で具体的な支援につなげていくことは可能と思われま

す。以上となります。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。次の質問に移ります。

子ども食堂について、伺います。

3月定例議会の答弁では、子ども食堂は実施せず、フードバンクとの契約をしながら対応しているというものでした。子どもの孤食の解消、食育や地域交流の場としての役割を持つ子ども食堂は、総合計画のテーマ「生まれてよかった 育ってよかった」につながるものとする。身延町独自で支える貧困家庭への食料支援体制の構築についての考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

松田子育て支援課長。

○子育て支援課長（松田宜親君）

お答えいたします。

身延町独自の食料支援につきましては、子どもを対象にしたもの、世帯全体を対象にしたもの、いずれも実施しておりません。本町はフードバンク山梨の特別法人会員となり、毎年50万円を支出し、運営をサポートしながら協定を結び、食のセーフティネット個人宅配事業による支援を導入しています。生活困窮世帯に対し、月2回、基本的に3カ月間、無料で食料を提供しますが、状況に応じて延長もあり得ます。

ご質問中の子ども食堂につきましては、山梨県作成の山梨県内の子ども食堂の状況、令和2年7月7日現在でございますが、それを見ると運営形態は自主団体、NPO法人が中心です。開設頻度は月1回がほとんどで、月2回、週1回がこれに続く状況です。運営する人材の問題や集落が点在する本町にあっては、開設場所の問題もあり、行政が実施する貧困対策としては実施が難しいため、食のセーフティネット個人宅配事業による支援を導入しております。

また、町としては子育て支援医療費助成、入学支度金や入園支度金、給食費の全額補助、保育所等利用料、副食費無償化などの手厚い子育て支援策を実施しております。これは貧困対策

にも通じるものであると考えております。

その上で、なお生活が困窮する世帯については、生活保護による支援につなげていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

昼だけの食事提供の学校給食の状況から、ちょっとした給食センターの1日の業務の工夫でアレルギー問題を把握している学校栄養士の、栄養のある食事を放課後子ども食堂の役割を果たす弁当のテイクアウトという方式も可能であると考えます。

すぐ生活保護につなげるのではなくて、自給自足の自立した独自の食料提供体制を工夫して実現していただきたいと思います。

次の質問に入ります。

身延町独自の施設入所費用の経済的支援について伺います。

ヤングケアラーにならない環境づくりとして、福祉施設への入所費の補助など地域子どもの未来応援交付金などを利用した、身延町独自の経済的支援制度をいち早く創設すべきだと考えるが、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

お答えします。

地域子どもの未来応援交付金の目的は、国の子どもの貧困対策に関する大綱等の実効性を高めるため、地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど創意工夫を凝らし、子どもたちと支援を実際に結び付ける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な支援体制を確立する取り組みを支援することを目的としています。

メニューが4つございます。

1つ目が実態調査・分析および支援ニーズに応える資源量把握と支援体制の整備計画策定に対する補助です。2つ目が子どもたちと支援を結び付ける事業、連携体制の整備、地域ネットワーク形成のための市町村関係職員、その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業に対する補助です。3つ目が、つながりの場づくり緊急支援事業に対する補助です。4つ目が新たな連携による、つながりの場づくり緊急支援事業に対する補助です。これら4つのメニューの対象経費等から、議員のおっしゃる福祉施設などへの入所費の補助など経済的支援へは、地域子どもの未来応援交付金の活用はできないものと考えています。

ヤングケアラーへの対応については、学校、福祉、障害、医療等関係機関の連携が不可欠で、それぞれがヤングケアラーの認識を持ち、早期発見し、それぞれのケースに合った支援につなげることが重要だと思います。また、効果的に支援を進めるには、子育て支援課長の答弁のとおり、地域において学校と市町村窓口が大きな2つの集約機関となる必要があり、学校と町の窓口の子育て支援課がそれぞれの役割を担っていく必要があると思います。さらにそれぞれの関係機関は、ヤングケアラーの認識を持ち、少しでも相談しやすくなるようにしていくことが大切だと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。交付金が対象外であるという答弁でした。私はこの質問の中では、交付金、もう少し精査すればよかったんですが、身延町で独自の経済的支援制度を考えていただきたいという質問の内容でした。ただいまの答弁から、町からの経済的支援は考えていないというように受け取りました。貧困家庭対策、あるいはヤングケアラー問題は特別な面があります。これにつきまして、再度検討していただくことを含めまして、また次の機会以降、一般質問させていただきます。

次の質問に入ります。

カーボンニュートラルの取り組みを糸口とした地域循環型経済を推進し、持続可能な地域の活性化につながる食、エネルギー、水における自給自足への長期ビジョンについて伺います。

2020年10月、政府は2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を宣言しました。多くの自治体もゼロカーボンシティを宣言し、2021年10月には479の自治体を数えます。温暖化対策としても地産地消という新しい地域循環型経済の推進により地方創生、地域活性化をつなげる分野での自給自足の重要性が注目されています。自給自足へ3つの提案をいたしますが、町のカーボンニュートラルへの取り組みについて、同時に伺います。

まず、第1に食の自給自足について。カーボンニュートラルの考え方は、ビニールハウスで温度を一定に保ち、1年中、同じ食材が店頭に並ぶための大量の石油を燃やすことを削減すること。また、遠隔地から食材を運ぶため輸送のために大量のガソリンを使用することを極力なくしていくことで脱炭素社会を目指すものです。食の自給自足として、身延町全体が消費者であり、生産者への移行する身延町独自の事業計画の検討をお願いしたい。有機農業をはじめ地域の絆、雇用促進につながる食の自給自足を実現するためには、販路拡大が必要です。そのため、特に提案したいのが小中学校の給食に地元で生産された旬の地元食材の積極的な採用をお願いしたい。今回、給食費の材料費高騰に伴う負担金の値上げが提案されました。これこそ日頃より地元で作られた野菜や米など、農産物を積極的に取り入れていることで解決できるものと考えます。この食の自給自足には、町の補助制度として年金受給開始の60歳以上の住民や移住者に対して農機具の購入の補助制度、あるいは農機具の安価なシェアリングシステム導入は、積極的食材の獲得に必要と考えます。この両面から身延町の考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

食の自給自足をとのご指摘ですが、自給自足とは生活に必要なものを他所に求めず、すべて自分で賄い、足りるようにすることと定義できると思いますが、当町で生産される農作物は基本的に露地物ですので、時期の食材以外、入手できなくなってしまう。食料すべてを町内で賄うことは、かなり不可能であると考えます。

次に、学校給食へ地元食材をとのご質問ですが、昨年度、学校給食で購入した地元食材はあけぼの大豆、さつまいも、ゆばです。今後はJAの協力を得る中で、地元食材を学校給食に提

供いただけるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に農機具の購入補助、あるいはシェアリングシステムの導入とのご質問ですが、一定の条件がございますが、国・県に補助制度がありますので、産業課にご相談いただければ、ご案内いたします。

また、農機具の貸し出しにつきましては、あけぼの大豆の生産が効率的に行えるよう、あけぼの大豆振興協議会が耕運機、管理機、動力噴霧器、大豆脱粒機、脱莢機などの貸し出しを、あけぼの大豆作付農家を対象に、有償ではありますが行っております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

先ほどの学校給食への地元の食材の提供について、検討をさらに進めるとの大村産業課長の答弁のその1点が、身延町の山間地を含めた町の隅々まで血液が巡る地域活性化を実現する、貴重な一歩になることを私は確信いたします。

地元にも少しでもお金がまわる地域循環型経済が、より広く形成されることが地域活性化の形であり、またその形は鳥獣害被害に関連する広大な休耕地、耕作放棄地問題の解決という形にもなっていくはずです。農機具に関する補助制度や貸し出しの情報についても、今後積極的に発信していただきたいと思えます。

仕事が人を成長させるといわれますが、同時に人が仕事を、あるいは環境を変えます。大村産業課長には、身延町に活力を起こさせるためにも、前向きなその考えでいくつかの課題に対しても力強く立ち向かっていただきたいと思えます。

次の質問です。

次の電気の自給自足と水の自給自足の確保について、ご質問いたします。

本年2月17日の山日に、北杜市の取り組みが掲載されました。日本一の日照時間を活かして脱炭素社会実現を目指すとし、地元の会社と役所で太陽光発電システムの設置の協定を交わしたという内容でした。庁舎の電気をすべて自給するという内容、この協定により年間200万円の電気料が削減できると同時に、今後蓄電池を設置することで、非常電源としての防災時での活用を検討するとありました。

また、電力などの電気確保の先進地域として、九州の佐賀市が挙げられます。地域共同体運営の地産地消型電力で、収益を地域の活性化と工場誘致につなげました。これらは非常時のエネルギー供給の確保、エネルギー供給への参画などの意義のあるものと考えます。

国の地球温暖化対策計画の見直し案では、2030年には自治体が保有する建物や敷地で設置可能な場所50%に太陽光発電の設置が求められているところであります。

本町においても、現在、進行している新中学校建設においても、すべての電力を太陽光発電に切り替え、災害時の避難場所の機能を持たせるなど、自治体为先頭に立ち、エネルギーの自給自足を構築してもらいたいと思えますが、電力の自給自足に対する考えを伺います。

また、水の自給自足、特に上水道の自給自足についてですが、山間地に点在する集落、人口減少、インフラの老朽化による高額な維持管理費などから利用料の値上げなどが問題となり、全国には民営化が取り沙汰されています。何もかもが民営化になってしまうことは、お金が地元に残らないことになってしまい、地域の活性化とは逆になってしまいます。身延町役場を身

延町共同体システムと考えると、地域にお金を落とすことになる地域循環型経済に組み込まれているものであり、モデルでもあります。

今後も水の自給自足の確保、維持に努めていただき、このエネルギーおよび水の自給自足に対しての長期ビジョンについて伺います。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

環境上下水道課は、エネルギー分野と水道課の観点からお答えいたします。

まず、エネルギー分野における自給自足、長期ビジョンについてですが、本町としては山梨県地球温暖化対策実行計画のもとに、身延町地球温暖化対策実行計画を平成18年度に策定し、5カ年に一度、見直しを行い、その長期ビジョンとして県とともに2050年に二酸化炭素排出量ゼロを掲げております。議員のご質問にありますクリーンエネルギーの活用、エネルギーの自給自足は方策の1つとして挙げられるところであります。しかしながら、他方で大規模太陽光施設やバイオマス・小水力発電施設の設置には費用が莫大にかかること、景観や安全面等の配慮など問題点もあり、多角的な観点での見通しが肝要となっております。

今後、国・県の動向を踏まえ長期ビジョンおよび身延町総合計画を念頭に置いて、情勢に合わせた計画の見直しと施策の検討を進めていきたいと考えております。

次に水道民営化の問題の現状として、国は2018年12月に成立した改正水道法では、水道事業の経営基盤を強化するため、官民連携と広域連携を推進することとしており、このうち官民連携では、市町村等が運営権を民間企業に委託するコンセッション方式の導入促進が柱となっています。このコンセッション方式は、完全民営化ではなく、市町村等が水道事業者として位置付けを維持しつつ、民間の資金やノウハウを活用した運営手法の一つであり、この運営手法を採用するかどうかは、市町村が判断することとなります。

水道事業は広域性が高く生活に密着したものであり、安全・安心が求められる上で、住民への福祉の増進を視野に入れつつ、持続的かつ安定的な管理運営を行っていく必要があると考えています。

総体的な状況を鑑みて、本町においては、水道民営化につきましては検討しておりません。水道事業運営については、現在、人口減少、施設の老朽化等、様々な問題を抱えておりますが、町民の豊かで快適な生活環境と社会経済の発展に欠かせない施設であり、将来にわたって安心・安全な水道を維持し、お届けできるよう今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

丁寧なご説明、ありがとうございました。

次の質問です。

地球温暖化対策に対してのゼロカーボンシティの実現について伺います。

政府は2050年までに温室効果ガス排出ゼロにするための、地域脱炭素ロードマップを策定いたしました。地球温暖化対策に対して、ゼロカーボンシティ実現に向けて今後、自治体の

役割はますます大きくなるものと予想されます。再生エネルギーの地域との調和や適切な維持管理を求める条例の制定をしている自治体も増えています。本町の地域の脱炭素について、検討状況を伺います。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

取り組みの第1段階として、令和3年2月15日付けの山梨ゼロカーボンシティ宣言にて、県下全市町村の共同宣言を行われたことにより、町としての表明を行ったと考えており、令和3年度に改訂を行いました、身延町温暖化対策実行計画においても記述させていただいたところであります。

前段での質問にありましたエネルギーの自給自足は、この宣言についても重要な方策と捉え、2050二酸化炭素排出量ゼロの目標に沿って、多角的な観点から住民の皆さまとともに協力しての実現に向け、ご意見をいただきながら具体的な施策の立案、実施に進んでいけたらと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。どの町よりも先んじて、具体的な施策の立案と実施を積極的に押し進めていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

中部横断自動車道の道の駅について。

令和3年12月の議会において、中部横断自動車道には、身延町に3カ所のインターがあるが、道の駅への認識と建設に対しての消極的な理由、今後、予定されるストロー現象への対策について一般質問をいたしました。これに対しての答弁内容から、再度質問いたします。

国土交通省とNEXCO中日本により、2021年10月8日、全線開通した山梨県から静岡間の交通状況速報が発表されました。全体としての交通量は、全線開通後に増加しているにもかかわらず、国道52号線の交通量は2割から4割減少。国道52号線から中部横断自動車道への交通転換が図られている状況という速報でした。この予想に対して、本町では来訪者の増加が見込まれると予想しました。全線開通から早や8カ月、5月のゴールデンウィークも過ぎました。来訪者の増加は前年対比として、どの程度あったのでしょうか、伺います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

令和3年8月29日に全線が開通し、令和3年9月13日から9月20日のデータで国道52号の交通量は、平日の全車両で15%、休日の大型車両で43%の減少との公表がありました。

町内への来訪者につきましては、各インターチェンジでの交通量調査を道路管理者において

実施しておりませんので、数値はお答えできませんが、コロナ禍で観光客数も減少している中で大幅な増加はありませんが、全線開通後の中部横断自動車道と国道52号の交通量が14%の増加という調査結果から、町内への来訪者も増えていることと推定できます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。次の質問に入ります。

道の駅富士川、道の駅なんぶは平日にもかかわらず、それぞれの町の季節の特産物がところ狭しと並び、中部横断自動車道からの他県、他町の車で駐車場は連日多くの車で活気づいています。

本町では中部横断自動車道全線開通により、来訪者の増加が見込まれるため、身延竹炭企業組合直売所、ゆばの里、なかとみ和紙の里に特色を持たせ、多くの誘客を図るとありました。それぞれの集客施設へどのような特色を持たせたのか。それにより、どの程度の誘客の増加が図れたのか。それぞれの施設の状況の説明をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

竹炭組合は竹炭を、ゆばの里はゆばを、和紙の里は和紙をとそれぞれ特色のある素材を使って事業展開しております。また、これらの商品はふるさと納税の返礼品として、町も活用しております。町では、来町した方々がそれぞれの施設を回遊していただけるようPRなどに取り組んでまいりたいと考えております。

また、来訪者の状況につきましては、コロナ禍の影響があり、中部横断自動車道南部区間の開通後1年に満たない状況でありますので検証は行っておりませんが、今後のコロナ禍の状況を見据える中で各施設の検証を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。次の質問に移ります。

道の駅、特に高速道路に直結するものは、その町の玄関口の意味合いを持ち、特色ある地場産業のPRの拠点となり、地元身延町、早川町の観光振興にもつながるものである。その意味から、この施設の建設はどの町でも重要なものと捉え、中部横断自動車道建設当時から予定していた道の駅富士川、南部の道の駅は予想どおり賑わいを見せています。3つのインターを擁する身延町にとって、本町は道の駅は休憩施設との認識により、建設は必要ないとしました。中部横断自動車道の全線開通を経済的、観光的からの地域活性化に向けて、どのような位置付けで、具体的な効果をどこに求めているのか、伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

全国道の駅連絡会によると、道の駅の基本コンセプトは休憩、情報交流、地域連携の機能を持った地域と共につくる個性豊かな賑わいの場と定義されております。道の駅を設置する場合には、この基本コンセプトをもとに立地条件、町への波及効果など総合的な見地から設置の検討が必要となります。

身延町には、身延山、下部温泉郷などの観光地のほか西嶋和紙、あけぼの大豆、身延ゆばなど町内の至るところに様々な観光資源を有しており、こうした魅力ある観光資源とともに付随する民間の商店、集客施設など既存の事業所が数多くあります。インターチェンジ付近への新規集客施設の設置により観光客がそこに一極集中することなく、既存の施設、事業所への誘客により町全体の活性化を図っていくことが、本町が求める全線開通の効果と考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

道の駅建設について、出発点から基本的な考え方が他町とかなりかけ離れていることを感じます。また、来訪者に対する甘い予測や道の駅に代わる集客施設の特色ある誘客政策への取り組みも消極的なものを感じます。

また、観光振興につながるものと他町と考えている道の駅はつくらず、毎年巨額の投資を続けている、しだれ桜の里観光施設の建設を推し進めている一方、その中心的な役割を担うはずのみのぶ観光センターは解散という、観光行政の進め方に統一性を感じません。今、答弁していただいた内容について、再度きめ細かな検証をお願いして、再度、一般質問をさせていただきます。

次の質問に入ります。

観光タクシー事業の導入について。

令和3年12月議会の一般質問に観光タクシー事業の導入を提案いたしました。観光タクシー事業導入に対して、当時の観光課長より「タクシー事業者と連携し、みのぶ観光ボランティアの会の皆様のご協力を得る中で、効果的な観光情報の発信を行い、町民総ぐるみで観光客の皆さまに満足していただける、おもてなしができるよう、本町の観光振興に取り組んでまいりたいと考えております」との前向きな答弁がありました。8カ月を経過した、その事業の導入に向けての進捗状況を伺います。

○議長（上田孝二君）

高野観光課長。

○観光課長（高野修君）

お答えします。

みのぶ観光ボランティアガイドの会は、現在20名ほどが登録されており、主に身延山を中心にした観光ガイドのサービスを行っております。観光客に対して懇切丁寧な対応を行っており、献身的な活動には頭の下がる思いでございます。

観光タクシーのサービスを実施する場合には、タクシーに同乗し、町内の観光施設の案内をしていただければお伺いしたところ、同会の会則において身延町内全域を受け入れの対象とし

ておりますので、快くご協力をいただけるという旨のご回答をいただいたところです。

令和3年度に身延山門内周辺活性化検討会による社会実験の一環として、久遠寺周辺を周遊するガイド付きツアーを実施しました。延べ36名が参加し、アンケートではおおむね満足度の高い結果が得られております。移動はジャンボタクシーを利用し、高低差による移動負担の軽減と県道の混雑を回避することもできました。

タクシーの実用化に当たっては、旅行会社、宿泊施設等、民間事業者が事業主体となり、顧客の需要に応じて商品の提供を検討されるものとなりますので、このようなサービスの提供について、町としても事業者に対して働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。ボランティアガイドの会やタクシー事業者の打ち合わせを済ませ、さらに実験線でのツアー企画をし、満足度の高い評価を受けているとの答弁がありました。動き出している感があり、非常に心強く思いますが、みのぶ観光センター、この解散という非常事態の中、今後、観光施設や宿泊施設、土産商店街、飲食店、タクシー事業者、ボランティアの会など多くの関係機関をどこの部署がイニシアティブを持ってまとめて進めるのか。地元の観光エリアが抱えている問題点を解決しつつ、効率的で効果的な誘導する観光コースの設定が急がれます。そのコースの設定において、身延町には観光施設だけではなく、70余りの遺跡もあり、町民が町の自然、歴史文化、生活様式を積極的に触れ、そこに良さを実感し、外に発信していくことが観光振興につながります。

そこで生涯学習課と観光課との横のつながりを密にして、隅々まで貴重な観光資源に光を当てていただきたいと思います。身延町の地域創生は地元が潤える地域循環型経済、地産地消経済の発展なくしては、なし得ません。一つの鍵を握ると考える自給自足の観光タクシーの実用化に対して、町としても事業者に働きかけるという積極的な答弁をいただき、感謝すると同時に地域活性化のために、その行動に大いに期待と応援をいたしたいと思います。

次の質問に移ります。

飯富地区の土砂災害危険区域対応要望事項に対しての進捗状況について伺います。

本町では、洪水・土砂災害のハザードマップを作成し、土砂災害危険区域の指定を公表しています。飯富区からは10年以上前から土砂災害に関し、毎年防災対策の要望を行っています。カジャ沢の護岸工事と鉄砲水への対応、本成寺裏山の地滑りの対応、永田団地裏山崩落への対応。また、平成28年、地元関係者への説明が開催された天神沢流域の防災措置の早期着工・完成に向けての要望も行い続けています。これらの区域は身延町が公表しているハザードマップの土石災害危険区域と重なっています。そこには墓地があり、下流には人家があります。傾斜地にはひび割れも確認でき、大雨のときには階段が滝のように水が流れ、墓石まで水が溜まり、長靴で行くような状態です。これらに対して回答は「検討する」「県に要望する」など同じ回答が何年も続いています。

天気予報でよく使われる「これまで経験したことのない大雨」などの表現を使い、温暖化の原因による異常気象が多発している。さらに近年起こるとされる南海トラフ地震では、身延町が震度6という大地震が起こるとされています。いずれも大災害を起こす要因となります。い

つ起きてもおかしくない大災害に対し、多数存在する土石災害危険区域に対する対応の遅れは人命に関わるものであるが、特に人家が下流にあたり、墓石の敷地自体が急傾斜地などについては、より早い対応が求められるが、現地調査や県の対応などを含め、現在の進捗状況と今後、工事完成までの見通しについて伺います。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

ご質問の飯富区の要望事項4件につきましては、事業主体がすべて山梨県となり、町から県に要望しており、県からの回答を年度末に区長さまに回答しております。

カジヤ沢の護岸工事、本成寺裏の地滑り対応、永田団地の裏山崩落につきましては、現地を確認し、経過観察や事業化が実現できるのか検討すると県から回答をいただいております。天神沢につきましては、事業実施に向け平成26年度に測量、地質調査。平成27年度に堰堤の設計。平成28年度に地元説明会。平成28年から29年度に用地測量。平成30年度に砂防指定地申請。令和元年度に砂防指定地の告示。令和2年度に工事用道路の設計。令和3年度に工事用道路の地元説明会を行っており、本年度は工事用道路の再検討等の事業を進めているとのことです。

このように工事等のハード対策の機能強化には、莫大なお金と時間が必要であり、住民の皆さまにはハザードマップ等を再確認して、早めの避難をしていただき、人命を守っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

永久寺の裏山の地滑り危険地域の問題点は、墓地上部に降った雨水が排水路に完全に吸収されず、上部の低地に溜まるものが徐々に下流の墓地の至るところからあふれ出すことで地滑りの危険性が増していると思われまます。墓地上部の治水こそ重要であると考えます。全体の地滑り対策として大きな工事实施には足踏みもいたしますが、早めに避難をしていただきと言う前に土石災害危険区域の状況を精査し、大災害につながらない予防的な工事を先行していただきたいと思ひます。

次の質問に入ります。

デマンドタクシーについて伺ひます。

先日、テレビで「日本一幸せな町 埼玉県鳩山町」と題して放送がありました。その幸せとは何か。それはいつまでも普通の日常生活が送れることです。鳩山町の町民の7割が幸福を感じている理由は、子育て支援の充実や県内で65歳以上の健康寿命が男女とも3年連続1位が挙げられるが、何といても重要視されているのが町民の足デマンドタクシーの充実を取り上げています。町民が困っていることに対して、きめ細かな、寄り添う対応がドア・ツー・ドアの送迎体制の実現となりました。身延町でも乗合タクシーがあり、デマンド交通システムもあります。現在はさらにシステムが更改して、住民が自宅から目的地まで移動できる公共の乗合タクシーをサポートするBizひかりクラウドお出かけデマンドという受付システムの導入ま

で改善してまいりました。今後はさらに少子高齢化が進み、免許返納者の増加や高齢者の免許更新のハードルが上がる中で、交通弱者の生活の足としてデマンドタクシーの役割はますます増加しています。

現状、旧身延町では1日6便を走らせても利用者は平均14人前後。旧中富町、旧下部町においては、各地区にタクシーを2台ずつ配置し、1カ月22日間、9時間の契約をしても1日の利用者は1桁台と、まだまだ少ない状況です。受付など、利便性を検討する余地はあると思います。

一方で、交通弱者の幅広い移動ニーズに対する、その行動経費は利用料で賄うことは困難になっています。また、地理的条件や人口密度によって、効率が難しい交通不便地域も存在します。赤字部分を自治体が補てんするにしても、可能な限り効率的な経費削減につながる運行システムを構築すべきなのは当然です。

現状体制に対し、この効率的で経費削減につながる、実現できるであろう、私の知識のない頭で考えた提案をしますので、その都度、回答をお願いしたいと思います。

1つ、利用者、利用目的を限定したらどうか。通院、買い物、移動に困っている高齢者を主たる利用者としたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

みのぶ乗合タクシーは、身延町民が利用できる事前登録予約制の乗合タクシーです。町内3地区を6台の乗合タクシーで運行しています。町民なら誰でも利用できる運行形態としておりますので、利用者を限定することは考えておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。次に移ります。

行き先の限定について。病院、スーパー、金融機関、公共施設に限定するなど一定条件を設けることにより、配車数を抑制できると考えるが、考えを伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

移動手段のない方の移動手段として、みのぶ乗合タクシーは運行しております。行き先は病院やスーパーが多いかもしれませんが、逆に行き先を限定しますと利便性が損なわれると思われまので、行き先の限定は考えておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

次に運行エリアを一定範囲ごと限定したらどうかという提案ですが、交通不便地域の現状、高齢化の状況、病院や公共施設の立地状況、地区の広さに応じた運行エリアの特性を把握して、各エリア単位で隔日運行など、頻度を下げることによって1台の車両で複数のエリアをカバーすることが可能になり、ドア・ツー・ドアの行き届いた移動サービスが可能と考えるが、この点について伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

みのぶ乗合タクシーは、公共交通の空白域の解消と町に適した公共交通体系を検討することを目的として、身延町地域公共交通活性化協議会を設立する中で、みのぶ乗合タクシー事業を立ち上げ、中富・下部・身延の3地区のエリアに分けて運行しております。

運行開始から現在まで乗り入れ地区や範囲を増やすなどして、利便性が向上するように改善をしてきました。今後、引き続き町民の皆さまが利用しやすい運行体制を検討していきたいと考えております。

また、先ほどの隔日運行につきましてですが、現在3地区を各エリア2台ずつで運行しており、他の利用者の予約状況にもよりますが、利用者の希望する日時で利用することができ、隔日運行となりますと、利便性が損なわれると思われまます。できるだけ家の近くまで行けるように確認、対応しておりますが、道路環境と周辺の状況によりご希望に添えないこともありますし、民間事業者を圧迫しない運行をしないとなりません。ご理解をいただき、ご利用をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

次に、タクシー会社の配車システムの導入について、現状のクラウドサービス、オンデマンド交通サービスの導入は、電話で配車予約をすることで、効率的、低コストの移動手段をドライバーに伝えることができるが、受付体制として地理的情報や利用者から様々な問い合わせを想定する受付マニュアルの作成や電話の対応、受付対応やドライバーの接客は重要である。教育体制の充実を図る必要があると思ひますが、それについての考えをお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

予約センターでは、商工会と運行事業委託契約を締結し、商工会にてオペレーターを配置し、運営しております。予約センターには、先ほど議員もおっしゃられましたクラウド型のデマンド交通システムを導入しており、予約電話の着信と同時に利用者登録から氏名、連絡先等を表示し、運行ルートの作成等を自動で実施いたします。このシステムにより、スムーズな予約受付と業務の効率化を図っております。

オペレーターは長年勤務し、頻繁に利用される方々の声を聞いただけで、どなたか認識ができ、利用の特徴も理解されていると聞いております。そのベテラン職員が新人等の指導に当たっておりますし、日々の業務等の改善を行っておりますので、研修会等のことは考えておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下君。

一般質問途中ですが、1時間の持ち時間を経過しましたので、これを山下利彦君の一般質問は終了とします。

○4番議員（山下利彦君）

また、ちょっとオーバーしてしまいました。申し訳ございません。

次の議会では、引き続きこの質問の続きをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

交通防災課長、申し訳ございませんでした。

○議長（上田孝二君）

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

すみません、訂正いたします。

再開は午後1時10分といたします。お願いします。

休憩 午後 零時21分

再開 午後 1時10分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告4番、佐野知世君の一般質問を行います。

佐野知世君の質問を許します。

登壇してください。

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

通告に従い、質問をさせていただきます。

私の今回の質問は、町の強靱化対策についてでございます。

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、平成25年12月に国土強靱化基本法が施行され、翌年6月に国土強靱化基本計画が策定され、山梨県でも平成27年12月に、また町においてもこれを受け、南海トラフ巨大地震、富士山大噴火、豪雨、豪雪等による大規模災害への備えのため、身延町強靱化計画を策定し、また、その要素を身延町総合計画にも取り入れ、令和3年3月には見直しを行っております。

今後、大規模な自然災害を想定した場合、やはりこの強靱化計画が最も指針となるものと考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

身延町強靱化計画は、身延町総合計画やそれに基づく各種計画に防災・減災という観点を取り入れていく際に、その観点を具体化していくための指針という位置付けとなっております。

身延町強靱化計画は、一人の犠牲者も出さないまちづくりを目指し、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを持った安心・安全な地域の構築に向け計画されております。

自然災害への対策を想定した計画として、身延町強靱化計画のほかに身延町地域防災計画があります。地域防災計画が主に発災後の災害対応であるのに対して、強靱化計画は最悪の事態を回避するための施策を計画的に推進し、強靱なまちづくりを目指すものです。

自助・共助・公助の考えのもと、町民の方々にも日頃からの備えや避難所等の運営、地区防災計画の策定等にも参画していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

本町の強靱化を損なう、あらゆるリスクを想定し、起きてはならない最悪の事態を回避するべく、今後も施策を推し進めていただきたいと思っております。

続いて、質問をいたします。

強靱化の推進方針の1つに災害に強いまちづくり、インフラ等の長寿命化、耐震化とありますが、建築物や橋梁の耐震対策や長寿命化は着実に計画され、実施されているか。また、豪雨等で洪水被害を防止する護岸や排水施設の整備は、計画または実施されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

町内の建築物および町が管理している橋梁や河川等について、お答えいたします。

建築物の耐震化につきましては、身延町耐震改修促進計画を策定し、木造住宅の耐震化支援事業として耐震診断や非耐震建物については、耐震改修等の実施者に対し、国・県・町の負担において補助事業を行っております。

橋梁につきましては382橋あり、耐震化につきましては、緊急輸送路である国道52号の上を越える跨道橋など、2橋を施工済みであります。

長寿命化を図り、保全することが必要な橋梁は360橋で、身延町橋梁個別施設計画による点検結果において、修繕が必要および予防保全が必要と判断されたものから、計画的に修繕を実施しており、令和3年度末で修繕が必要な14橋と予防保全が必要なものの中から18橋の合計32橋の修繕を終了しており、今後も計画的に修繕を行うとともに、5年に一度の法定の定期点検を実施し、橋梁の保全を図ってまいります。

河川等の排水施設につきましては、整備計画はございませんが、必要に応じて改修等を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

橋梁の耐震化については、緊急輸送路に関する2橋が施工済みとされておりますが、国道や県道から集落に架かる橋梁についても、緊急時の避難路、輸送路となりますので、重要度に応じて落橋防止対策等を講じていただくことをお願いしたいと思っております。

また、護岸や排水施設についても、区の要望事項に応じて県への働きかけや町独自の整備を行っていただきたいと考えております。

また、建築物の耐震化につきましては、補助事業として実施されているということですが、空き家で地域的にも非常に危険な建物も存在しておりまして、これが先ほど言われましたように災害の上乗せにもならないとも限りませんが、この対策もぜひ空家対策として講じていただきたいと考えております。

続いて、質問いたします。

大規模な自然災害が発生し、中部横断自動車道や国道が通行不能な場合、おのずと静岡より甲府、長野への緊急輸送路として県道を通行することになり、身延町内で言うと富士川東岸を上がり、波高島より北側を經由して、そこから縦貫道路、車田に下り、六郷・市川方面を通行することとなりますが、再三、一般質問でされている三沢・市之瀬間のバイパストンネルの推進については、緊急輸送路として基幹道路整備の最たるものではないかと考えられます。

現在、通行している北川から車田までの縦貫道路はヘアピンカーブが何カ所もあり、大型貨物車などの大型車両同士のカーブでのすれ違いは困難で、私もその場におりましたが、過去に大渋滞を引き起こした経緯もあることから、国土強靱化の施策事業としてのバイパストンネルに、町としても強力で推進してもらいたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

近年の気象変動による大雨や大雪により、中部横断自動車道や国道が通行できないことがあります。そのような状況では、おっしゃるとおり通行できる道路に車両が集中し、渋滞が起きてしまうことは考えられます。町では、今後も町民の皆さまのご意見をお聞きしながら、災害に強い道路網の整備に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○5番議員（佐野知世君）

よろしく働きかけをお願いしたいと思います。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君の一般質問を終わります。

引き続き、次の通告の5番、深山光信君の一般質問を行います。

深山光信君の質問を許します。

登壇してください。

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

3つ、質問をいたします。

あけぼの大豆について、災害時について、健康増進施設について一般質問をいたします。

まずはじめにあけぼの大豆についてですが、身延町特産品の1つであるあけぼの大豆が地理的表示G I制度に令和4年3月31日に登録されました。これに至るまでは、町の方のほうがより詳しく存じ上げていると思いますので省きますが、今後について、やはり少し課題等があるのではないかなというふうに思っております。

そこで町としては、あけぼの大豆のG I制度取得後の取り組み、計画等はあるのか伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

町は地理的表示保護制度の登録を受けた、あけぼの大豆振興協議会の一員として特定農林産物等の登録申請書、ならびに生産工程管理業務規定等に沿った生産、例えば種子は曙地区で栽培されたものを用い、身延町内において栽培する。種子は毎年更新する。また年1回以上、生産者に対する現地調査を実施するなど、出荷方法に至るまで細かく規定されております。この地理的表示保護制度への登録時に規定した事項を遵守しなければ、登録を取り消されることになるため、生産管理の徹底を図ることが重要であると考えております。その上で、生産量の拡大とともに販路拡大を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

今の答弁のとおり、やはりしっかりと、その制度のことを遵守していかなければ取り消されてしまうわけですが、これから一般質問する3つの問いに対して把握をしていて、そして対策をしているのかということ伺いたいと思います。

あけぼの大豆の収穫フェア直売会等において、会場ごとに品質が違ったり、黄色く変色したものとか、大きさ、甘みなどが足りないものとか、品質の低いものがあつたと聞いております。それに対して、そしてまた、ちょっと連続で3つ質問させていただきます。無農薬栽培と表示することは禁止されていますが、販売するに当たって無農薬栽培と表示をしているものがある。また、最後に他の地域で生産したにもかかわらず、あけぼの大豆と表記をして販売しているものがあるということで、この3つのことについて把握をしていて対応しているか、まとめてお答えをいただきたいです。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

それでは1点ずつ、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、あけぼの大豆収穫体験フェアにおいて、品質のよくないものがあつたことを把握しているかというご質問でございますが、ご指摘の件は把握しております。また、いただいたご意見などはすべてのフェア参加者で共有しております。

なお、フェアの主催者はフェア参加者とあけぼの大豆振興協議会ですので、協議会から注意喚起を行うよう、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、無農薬栽培の表示というご質問でございますが、これにつきましては、ご指摘の無農薬栽培を商品に表示して販売しているかは把握しておりませんが、そのような事例があれば適切な表示について指導を行ってまいります。

3点目、他地域での生産にもかかわらず、あけぼの大豆と表記とのご質問でございますが、町外で栽培された大豆についてのご質問として答弁させていただきます。

これまでは、ご指摘のような例があつた場合には、販売店に対し身延町が発行したあけぼの大豆の種子販売証明書を持たない農家等からの商品は、あけぼの大豆として取り扱わないように理解を求めるだけに留まっておりましたが、このたび地理的表示保護制度に登録されたことにより、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律により、あけぼの大豆の名称は保護されることとなりました。

したがって、今後、ご指摘のような町外産の大豆について、あけぼの大豆を名乗ることはできなくなります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

最後の質問になりますが、これが一番重要な課題かと思ひます。

高齢化であけぼの大豆の生産者等は、後継者がいないということがよく聞かれますが、それに対する町の対策等はあるのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

大村産業課長。

○産業課長（大村隆君）

お答えいたします。

後継者問題は、あけぼの大豆に限らず大きな問題であると認識しております。具体的な対策とはとのご指摘ですが、非常に困難な問題であり、特効薬的な解決策をお示しすることはできません。しかし、あけぼの大豆の知名度が上がるにつれ、あけぼの大豆の生産を希望する新規就農者がここ5年ほどの間に5名誕生いたしました。町では、新規就農者等に農地の斡旋を行うとともに所得向上のため、加工食品の開発や販路拡大等に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

町に、あけぼの大豆について少しお願いがございます。

消費者アンケートによると、G I 制度そのものの認知度が7. 2%ということで、あまり知られていないというところがあります。G I 制度というステッカーが貼ってあっても、なんのことか分からないということも多いので、これは農林水産省が管轄しております。町からも、そういったG I 制度というものをより広めてもらえるようなことを要望していただければと思います。また、県の農政部の施策のほうにも、概要にもG I 登録については一切書かれておりません。県のほうでも、G I 登録されたなら、そういったことをより広めて、ブランドの向上を図っていただけるようなことができるように伝えていただければと思います。やはり生産者がいなければ、あけぼの大豆もいつかなくなってしまうかもしれませんので、生産者に還元できるような施策が取られるように、ぜひお願いいたします。

次に災害時について、一般質問いたします。

近年、地震や大雨などの大規模災害が頻発しております。身延町は、あまり災害被害、そういったものがないように思いますけども、そうはいっても南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨、豪雪等の大規模自然災害が起こる恐れがあります。

新聞に掲載がありましたが、大規模災害に備えての受援計画、他の自治体から応援職員を受け入れる手順を定めた受援計画というのが山梨県は遅れているということでもありますけども、身延町においては、策定済みなのか、また策定していなければ、いつまでに策定するのかを伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

受援計画については、全国的に見て、山梨県の市町村の策定率はワースト2位の33. 3%と低くなっており、本町も未策定であります。しかし、本町では災害対応に精通した防災官をすでに配置しており、また近年、災害発生が危惧される豪雨のときなどは、国交省甲府河川国道事務所職員に職員の派遣を依頼した経緯もあります。そのような中ではありますが、策定に当たっては、町の業務継続計画や地域防災計画も関連するため、関係する計画の更新も併せて来年度をめどに策定する予定となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

大規模災害が起こる前に、できるだけ早く策定をしていただきたいと思います。

先月、私、娘が小学校へ通っておりますけども、通学路において、場所は身延町役場下部支所下の交差点になりますけども、そこに身延町役場下部支所、身延町教育委員会入口の看板が設置されておりますが、その看板が通学のときに道路側に傾いておりました。すごく危険な状態だったので、なんとかしなければということで、そのまま気を付けながら甲斐常葉駅まで送りましたが、そこでたまたま子どもを送っていた役場職員の方がいましたので、軽く立ち話で、その話をしたら、すぐに対応してくださいました。災害はいつ起こるか分かりませんので、本当に、防ぐためにはすぐにやるのが大切かなと思います。その対応に、ここで感謝申し上げます。ありがとうございます。

それで、次に火の見やぐらについて伺いますが、町には火の見やぐらがたくさんあると思いますが、本来の役目を終えている上、老朽化で災害時に倒壊等の危険がある火の見やぐらがあるわけですが、その撤去について、町当局の見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

火の見やぐらは、主に半鐘を鳴らしての消防団の招集や火災予防運動期間中の防火広報など、各種警報の発信に使用されてきました。近年は、119番による通報体制の整備や半鐘の代わりにサイレンや防災行政無線などが整備されたことにより、使用頻度が少なくなっています。

火の見やぐらについては、町で設置したものではなく、地元の区や消防団で設置、管理をしております。

ご指摘の火の見やぐらに関することについては、現状を調査し、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

火の見やぐらの町内の設置数はどのくらいでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

先ほど申しましたように、地元や消防で設置、管理をしているため、町では把握をしておりますでしたが、今回、消防団に確認したところ、現存する火の見やぐらは126基でした。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

下部地区の多くの火の見やぐらを見ましたが、半鐘はほとんど付いており、そのほとんどが錆びていて、塗装も剥がれています。また、半鐘を叩くための階段がぐらついているものもあります。いざ災害が起きたときに、半鐘を鳴らそうとして落ちてしまうという危険もあるのではないかと思います。それに、平成30年9月の台風25号では、下部第一分団、第一機庫、横にある火の見やぐらのやぐらが県道412号、栃代・常葉線の道路上に落ちました。機庫の隣です。待機をしておりましたが、その横で大きなやぐらが落ちました。たまたま車の通行もなく、消防団員も近くにいませんでしたので事故にはなりませんでしたが、大規模災害のときにこういうことも起こり得るのではないかなと思います。

人口減少ですね、集落の世帯数も少なく、地区や消防団での撤去は困難かと思います。火の見やぐらの撤去と同時に、火の見やぐらにはホースを乾燥させる役目もあります。調べたところによると、そのやぐらの撤去とホース、乾燥ポールの設置工事を市町村で予算化している

ころが数多くあります。また、倒壊の恐れがあるかを調査している市町村もあります。設置工事と撤去が大体100万円から200万円。火の見やぐらの大きさにもよりますが、仮に150万円とすると、126基だと2億円ぐらいかかります。使っている火の見やぐらもあるかと思えますけども、要望のあったところから、しっかりと、倒壊の恐れがあるか検査をして、町として何か補助なり予算化ができるかどうか、協議をして取り組んでいただければと思います。

次に災害時において消防自動車、救急自動車等の緊急車両が対象の建物までに行くにあたって、通行できない道路に対して、拡幅工事の要望があった場合の対応を伺います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

町内で緊急車両の通行が厳しい箇所があることは聞いております。しかし、建物等を移転してまでの道路拡幅はできませんので、消防車両の入れ替えの際に地元消防団にも確認し、現状に合わせて消防車両を普通車から小型車に変更するなどの対応をしております。

また、救急車両につきましては、峡南消防本部に確認したところ、救急車両が入れない地域等の出動につきましては、ポンプ隊も出動し、人数を増員して対応しているとのことでした。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

集落内の狭い道路に関しては、そのような対応をされているということで、道路の拡幅工事というのはすごく難しいかと思うんですけども、先ほど佐野知世議員の一般質問にありましたが、三沢・市之瀬間バイパスのことに関しては、そこは県道9号でございます。今年の2月の雪のときにも、中部横断自動車道が通行止めになりました。52号も一部通行止めになりました。緊急車両は県道9号を使ったそうです。一般の方もそこを使わざるを得ないわけですけども、雪の中、カーブが多くて険しい道を使わざるを得ない。そう考えると、やはり集落の狭い道路ではございませんので、県道9号ということでございます。町としても、しっかりと県に対して要望していただきたい。いくつか要望が出ているということで、優劣が付けられないということですけども、そろそろ優劣を付けて、この工事から始めると決めていただければと思います。

次に、健康増進施設について伺います。

当初の計画では、地域コミュニティの場として健康増進施設が検討されていたはずでございますが、その健康増進施設も3月30日に起工式が行われました。今後の方向性が決まってきたかと思いますが、健康増進施設は地域コミュニティの場としての利用は可能か、伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

下部温泉駅前に新たに建設するスポーツ健康増進施設については、町の観光振興、地域資源

を活かした交流人口の拡大、健康増進のための運動プログラム等を提供することを目的としております。施設内にはスポーツジム、温泉、食堂の設置を計画しており、会議や打ち合わせを行うスペースはありません。

なお、下部地区の皆さまの要望を受け、既存する温泉会館を避難所や地域コミュニティの場として開放する予定でおりますので、活用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

前回の一般質問で、下部温泉会館の今後について協議していくということで、前向きな、今、答弁をいただきました。下部温泉会館、避難所や地域コミュニティの場として開放する予定であるということで、ありがとうございます。

ちなみに、いつごろ、そのようなことが決まるか。具体的な日程等がありますでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

いつごろということですね。

新しい健康増進施設が、今のところ、順調にいけば来年の連休前、ゴールデンウィーク前にオープン予定です。そのオープンを見据え、4月から閉鎖を考えておりますので、新しい区長さんとも話をさせていただきましたが、耐震化はできておりますので、若干の整備をしてお使いいただくことになるので、何月とかは言えないんですが、できるだけ早く開放できればと思っています。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

最近、甲府市にあるヘルシースパサンロードの広告が入るようになりました。利用料金等も掲載されておりますが、その利用料金、一般入浴料は大人平日税込858円、土日・祝日968円になっています。下部温泉会館の現在の利用料金は、大人町外500円、町内400円でございます。今までどおりに町民に寄り添った利用料金、健康増進施設の利用料金になるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

新設のスポーツ健康増進施設は、公益的な集客を目指す観光施設としての側面と町民の福利厚生施設としての側面を勘案しつつ、利用料金については周辺類似施設の料金を参考にし、町の同意のもと事業者が設定いたします。

また、町民と町民以外の利用者との料金の差別化を図り、町民の利用が促進されるように考えております。

具体的な料金につきましては、今後、事業者からの提案を受け、町が承認し決定いたします。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

クスリのサンロードを代表企業とする事業者と、地元下部温泉郷の下部観光協会との連携事業等は考えておりますでしょうか。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

新しく建設するスポーツ健康増進施設については、町の観光振興を目的としていることから、地元の下部観光協会との事業連携は、とても重要で必要であると考えております。

現在のところ、具体的な検討はしておりませんが、下部観光協会では5月に開催された定期総会において、施設の建設段階からクスリのサンロードとの情報交換を行い、オープンしたあとには、密に連携を取っていく方針が確認されたところです。

健康増進施設のオープンを契機に、クスリのサンロード、下部観光協会とともに下部温泉郷の活性化にも相乗効果が得られるような、効果的な連携方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

もう1年を切りました。第1回目の話し合い等は、計画はされていますでしょうか。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

今現在では、特にいつという、はっきり決まったものはございません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○2番議員（深山光信君）

もう1年を切りましたので、そろそろ1回目の話し合い等を持っていただき、複数回、下部温泉の方と話をして連携、オープンに間に合うような連携ができればと思います。ぜひよろしくお願いたします。

以上をもちまして、私の一般質問は終わります。

○議長（上田孝二君）

深山光信君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時5分といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時05分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に通告6番、佐野昇君の一般質問を行います。

佐野昇君の質問を許します。

登壇してください。

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

通告に従いまして、質問いたします。

まず1項目めですけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標達成度合いについて、本日最初に総合計画と政策目標の設定についてという質問がありました。私は、総合戦略ですが、内容の進め方の部分でかぶる部分があると思いますが、思いは一緒だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

総合戦略の基本的な考え方は、人口減少の克服とまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立です。総合戦略は第1期総合戦略、平成27年から令和元年まで5年間続き、第2期が令和2年から令和6年の5年間としています。すでに7年が経過しています。掲げる具体的な施策の内容を確実に実行できているのか。町長は第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略等を掲げる目標を着実に達成できるよう、遂行可能なアクションプランを反映した予算を編成したと市政方針で言っております。具体的な施策は確実に実行できているのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

令和2年度にスタートしました第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、5つの基本目標として地域に根差した雇用の創出、町を元気にできる人財の育成、人の流れをつくり移住定住の促進、結婚・出産・子育て環境の充実、特色ある持続可能な地域社会の形成を掲げ取り組みを進めております。

この5つの基本目標の達成に向けましては、着実に成果を上げていけるように広い視点で着目した59の施策を設けております。また59の施策を実行するため、施策ごとに毎年度の具体的な取り組みの内容を示したアクションプランを作成し、毎年度のKPIの進捗状況と施策の成果の改善点などを記録することで、PDCAサイクルを整理し、総合戦略推進委員会により施策の進捗管理を行っております。

第2期総合戦略の実施状況につきましては、昨年10月28日に開催した総合戦略推進委員会において、令和2年度の実施状況の検証を行っており、また令和3年度の実施状況につきましては、今後取りまとめを行い、総合戦略推進委員会において検証を行う予定となっております。

近年、新型コロナウイルス感染症やウッドショックなど、取り巻く社会状況は大きく変化をしているところですが、地方創生に向けましては、総合戦略の取り組みを一步一步、今後も着

実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ただいま、総合戦略の進め方についてご説明をいただきました。確実に実行できているのかということで、実行できているとは言っていただけませんでしたけれども、推進委員会で検証を行い進めるということで、ただ、私が検証委員会で感じることもなんですけれども、メンバーの皆さんそれぞれみんな困っているのではないかと考えております。検証をするには、何度かお願いをしましたけれども、詳細なスケジュールが必要です。誰がいつまでに、何をどのように実行するのか、施策ごとの目標は明確になっているのか、それを見て評価するんですけれども、詳細なものがないので、検証委員会の中でもなかなか評価しづらいところがあります。総合戦略の内容を進捗管理して、計画をやり切ることが最大の目標です。PDCAサイクルを確立し、施策、事業の効果を検証し、必要に応じて戦略、施策の見直しを行っていくと、町民の皆さんに約束しています。当初、計画時の目標に対して達成度はどうなっているのか、町民の皆さんからも施策内容と目標、担当行政、進捗状況、成果等が一般町民に分かりづらい、見える化して町民も成果を共有したいとの声も議会広報などにも載っておりますし、多く伺っています。目標に対して達成度はどうなっているのか。計画人口に対して、どのように推移しているのか。出生率はどうなっているのか。基本目標1から5までのKPI重要業績評価指数は、基本値からどのように推移しているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

10月1日を基準日とする人口の推移につきましては、山梨県常住人口調査結果報告書において、令和3年度の本町の人口は1万289人で、令和3年の目標人口1万1,464人と比較すると1,175人の減となっており、目標に追いついていない状況であります。

また、令和3年の出生率につきましては2.44%で、令和元年度以降は令和元年が2.37%、令和2年度が2.74%で、ほぼ横ばいの状態となっております。

次に、総合戦略の5つの基本目標の令和2年度の実績状況をご説明いたします。

基本目標1の令和6年度までの計画期間5年間で、新規雇用者数を20人以上増加する目標に対しましては、初年度の令和2年度は4人の実績があり、さらに定住促進に関する条例に規定する就職奨励金支給者数を毎年度15人以上とする目標に対しましては、17人への支給の実績となりました。これについては、順調に推移しているものと思われまます。

基本目標2の、令和6年度までに地域活性化に取り組む新規組織の数を累計で3団体以上とする目標に対しましては、令和2年度までにおいては、実績はありませんでした。

基本目標3の、毎年度の社会増減を0人とする目標に対しましては、令和2年度はマイナス131人の実績で、平成30年度以降は、平成30年マイナス204人、令和元年マイナス200人でしたので、わずかながら目標に向かって推移している状況であります。

基本目標4の、合計特殊出生率につきましては、5年に一度、厚生労働省から公表されます

ので、令和5年度の公表を待って達成度を確認いたします。同じく基本目標4の出生率につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

基本目標5につきましては、町民アンケートの結果を目標値としておりますので、令和6年度に行う予定の町民アンケート結果により達成度を確認いたします。

第2期総合戦略の基本目標の達成度は、計画期間の令和6年度までの実績を見て、すべての目標と施策について評価を行います。現時点では、基本目標に対するすべての進捗状況は把握できませんが、把握できる範囲においては上向きの成果となっておりますと感じております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

お話いただきましたように、人口の推移では令和3年度の目標に対してマイナス1,175人。出生率は令和6年度目標が5.27%に対して2.36、2.73、2.44と、基本目標については非常に厳しい数値だと判断しています。平成27年から7年間の人口推移と世帯数を調べてみました。7年間で2,601人、減少しています。年間平均では371.6人。月平均にしますと30.9人が減少しています。世帯数では、年間113.6件。月平均だと9.5件が毎月減少しています。もし同じペースで減少したとすれば、10年間で6,500人を切ることになります。人口推移が減っていけば率も下がるんでしょうけれども、数字だけで見ると、そういう状況です。

こういう状況の中で、目標未達の施策、項目に対して、どのような動きを取っているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

幡野企画政策課長。

○企画政策課長（幡野弘君）

お答えいたします。

先の答弁とも重なりますが、第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和2年度にスタートしまして、第2期総合戦略の第1回目の施策の実施状況の検証を昨年10月28日に行ったところです。施策の検証にあたりましては、議会、産業界、教育機関、金融機関、メディアからなる町民を代表する15名で組織する、身延町総合戦略推進委員会において5つの基本目標、59の施策を実行するアクションプランすべてについて改善策など意見交換をしていただくことで、施策の進捗管理を行いながら取り組みを進めております。総合戦略の基本目標の設定にあたりましては、行政活動そのものの結果であるアウトプットではなく、行政活動の結果としてもたらされる便益であるアウトカムを目標としていることから、取り組みの成果を短期間のうちに判断することは難しいところもあると感じております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

通常チェック、評価の進め方には計画に対するチェック、計画実行過程のチェック、それから計画実行後のチェックというものがあります。計画目標が曖昧な場合は実績値もつられて曖

味になり、計画の悪さ加減が露呈します。企業経営では、こうした考えをもとに対策をとることで生産性が上がり、売り上げが伸びるとか、品質が向上するといった確実なアウトプットが確認できますが、総合戦略では町民の皆さん誰もが活力と幸せを実感できるまち、「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」と思ってもらふこと、これがアウトカムだと思っています。

先日、課長と2時間近く意見交換をさせていただきました。この総合戦略の推進をするのは、大変な内容です。59のそれぞれの施策が絡み合って、成果に結びついてくるのは、かなり時間も要することだと思いますし、1足す1が2、すぐに答えが出る内容ではありません。だからこそスピード感をもって、2人減るところを1人に抑える動きを取ることが重要だと思っています。事務局も必要に応じて戦略、施策の見直しを行っていくと言っております。推進委員会の中で施策の評価、アクションプランの方向性や成果につながる新たな施策の掘り起こしなど、厳しい議論を戦わせ、重要業績評価指数KPIの向上と誰もが活力と幸せを実感できるまちに向けて、さらに取り組みを強力に推進することを期待いたします。望みます。

次の質問に移ります。

新入職員の新任研修について伺います。

新人教育は、学生と社会人の区別を付ける大切な教育です。学生と異なる部分をしっかり教える。学生気分を早く脱却させること。そして働き方や定着のために仕事に対する心構えの教育。自分で考えて動くことができる積極的な職員を育てることが重要だと思っています。

今年の新入職員に対して、どのような内容、日程で新人研修を行ったのか伺いたいと思います。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

採用後の親入職員の研修につきましては、身延町職員研修規程に基づき山梨県市町村職員研修所へ派遣研修を行っております。4月につきましては、4回の研修に派遣し、期待される公務員、メンタルヘルス新任職員編、接遇の基礎、文書の基礎などを研修し、5月には2回の研修に派遣し、地方自治・地方公務員制度、地方財政・地方税制度を研修しております。また、職場内研修として4月に外部講師や総務課や関係課により、社会人の基本について各種電算システム等説明会、町内地域巡りなどを行っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

職員研修規程を見てみますと、山梨県市町村職員研修所へ派遣して行うとなっていましたけれども、私の感じなんですけども、聞くだけの話というのは、そんなに身にならないような気がしています。そこで新入職員同士のディスカッションがあったのか。それと外部講師で本庁舎内の研修、社会人の基本についてというところ、どういうタイトルなのか、もうちょっと、分かれば教えていただきたいんですが。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

職場内研修ということで、外部講師によるメンタルヘルスとか、委託する業者に講師を務めていただき、答弁の内容にありますように、社会人についてということで基本的な研修も行いますし、電算等のシステム講習会ということで各担当が講師を務めると、そういったことで研修を行っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

最終的には研修レポートかなんか書かせたりしていますか。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

規程によりまして、職場内で行った場合には報告を出すということになっております。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。採用後の新入職員の研修は非常に重要だと思っております。一般企業でも長ければ1カ月、少なくとも1、2週間は研修を行って頭の切り替えを行っております。今回、どんな研修をしたのか気になっていましたので、質問に入れさせていただきました。

仕事の進め方など、先ほどありましたように、特にPDCA管理のサイクルとか、5W1Hとか、問題解決手法など仕事をする上で基本となるような研修が必要だと思っております。もし、そういった研修がしていないのであれば、また時間を取って、ぜひしてほしいなと思います。

次に6名の素晴らしい職員が採用されて、町民の皆さんのために全力で日々、精いっぱい頑張りますと言ってくれています。6名が今後、どのように成長してくれるのか、非常に楽しみですけれども、彼らの成長の責任者、配属された課の皆さん、課長です。そこで各課で教育担当をしっかりと決めているのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

新入職員につきましては、すべての環境が新しく、一日も早く仕事を覚えるよう業務に励んでおります。その一方で、業務に対し大きな不安を抱えているのも事実だと考えております。職場での指導の重要性を鑑み、新入職員の不安を和らげ、職場環境に適用させる体制づくりが必要であり、所属長および課員が職務に必要な知識等を向上させるため、新入職員指導マニュアルに基づき、適切な指導や職場生活における不安感の払しょく等に努めておりますので、所属長等が教育担当者と考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

前回、ストレスチェックでストレス度が高い職員が多い。退職率も高いというふう聞いております。一般的に入社3年以内の離職率は3人に1人が辞めるというデータがあります。理由は人間関係と仕事のミスマッチが1位、2位です。新人に対して、特に頻繁に、3カ月、3年とも言われますので、2wayを実施してフォローをしていただきたいと思います。

新任職員指導マニュアルに沿って行っているとのことですが、ちょっとこの資料がホームページのほうでは見当たらなかったものですから、一度見せていただきたいと思います。

上司は部下を理解するのに3年かかるが、部下は上司を3日で見抜くと言われていています。あと「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ。」という、山本五十六の名言もあります。部下は理解しても納得しないと行動に移すことはありません。これは、私はそう思っておりますので、ぜひ新人教育をよろしく願いいたします。

次に、来期に向けてどのような採用活動を行っているのか、採用数の目標は何人なのか伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

令和5年度の職員採用に当たり、山梨県町村職員統一採用試験に向けて、試験職種、年齢要件等を検討し、山梨県町村会に試験の申し込みを行っております。

職員の採用数につきましては、今後、地方公務員法の一部を改正する法律により国家公務員と同様に65歳までの定年の引き上げを想定するとともに、早期退職者数や現在、運用をしている令和2年度から令和6年度までの5年間の計画であります定員適正化計画を勘案し、採用者数を決定することとしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

追加質問で、ちょっと教えてください。

行政の場合というのは、独自に採用活動をするのではなくて、山梨県町村会に依頼をするという形を取っているのでしょうか。採用には。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

身延町は町村会の町村職員の統一採用試験ということで、そういった機会を設けております。各町がその町村会に試験を申し込むというような形で行っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

そういった中で何人というふうに、町としては数を出すんですか。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

最初に試験を申し込むときに、採用人数とかあるんですが、若干名ということで、最初はその人数を示さないで、若干名ということで募集をかけます。そのあと2次試験ということで、町のほうでまた試験をするような形になります。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

採用者数は、今後決定していくということですが、離職率も、離職者も多いということから定員適正化計画の中で慎重に検討をしていただきたいと思います。

また、離職者を抑えることも管理職の仕事ですし、部下育成も管理職の最大の仕事だと思っています。

最後に1つ、お願いをして次の質問に移りますけれども、新入職員の皆さんにお客さま視点で仕事をする、町民の皆さんはお客さんですと。仕事はお客さんの満足のために行うんだということをぜひ指導していただきたいと思います。アイラブ身延の職員を育ててください。お願いいたします。

次の質問に移ります。

区からの要望事項についての内容でございます。

毎年、区から要望事項が出されます。要望事項に対して、年度末に対応状況が各区に対して一覧表で配布されます。その中で対応説明と対応①、②、③が明記されていまして、①がすぐに対応可、②はおおむね3年対応可、③が現時点对応不可という内容です。皆さんに伺うと「やっちゃんできないから出してもしょうがない」というような話を何人か伺いました。

各区に返された対応状況の内容を確認しても、すぐに対応可は少なく、理由について詳細がなかなか記入されていない内容も多くありました。要望事項に対して、各課の対応はどのようにしているのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

各区からの要望事項につきましては、身延町地区要望事項事務取扱規程により総務課および両支所で受付後、速やかに内容を所管する課に送付し、所管課は要望書について現地確認を含めた必要な調査および検討を行うとともに、関係する課等との調整を必要に応じて行い、回答書を作成しております。

国・県に関係する要望につきましては、緊急を要する案件は随時、国・県の担当者に連絡し、現地の立ち合いも含め対応しております。

また、町に関する要望につきましても所管課は国、県への要望と同様に現地を確認するなど、速やかに当該事案に対応しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

お答えいただきました内容ですけれども、要望事項事務取扱規程、これを見てみたんですけれども、事務の取扱いというか、配布手順みたいな感じで、現地確認、必要な調査、速やかに対応しているとおっしゃっていましたが、これができていないと思っているので、ちょっと質問をここに入れさせていただいたんです。配布された一覧表を確認してみると、僕、読んでみたんですが、例えば「台風で裏山から大量の土砂が住宅軒下に流れ込んだ。水みちができており、早急に土砂流入防止措置をお願いしたい」に対して「県に要望しています」、このような県・国に要望していますとの対応説明が非常に目立ちます。

私も区長をしていましたし、区長経験者にも何人か聞いてみましたけども、「確認、問い合わせがありましたか」という質問に、皆さん、「ありませんでした」とのことでした。要望に対して、現地を確認して判断しているのか。その内容をもとに緊急度の判断をしているのか、緊急判断の基準があるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

要望に対して現地を確認しているのかのご質問につきましては、先ほど答弁のとおり現地確認等、必要な調査は行っております。

緊急度の判断は基準があるのかのご質問につきましては、判断基準はございません。

しかしながら、令和3年度の区要望数につきましては、全体で859件と膨大な要望があり、単年度にすべての要望に対応することは、予算的にも人力的にも困難な状況と考えております。町としましては、国・県への対応も行う中で、安全・安心な生活に密接する緊急性を見極め、現地調査を行うなど、緊急度を判断し対応しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

要望事項が非常に多いことは理解しております。予算的にも人力的にも困難であることも分かります。だからこそ重要度を判断して、基準に沿って必要な動きを取る。まだ大丈夫だろうとか、勝手に判断をしないで、災害が起きた場合、命に関わるような要望事項があるかもしれません。内容により迅速に区長に対してしっかり説明をする等の動きというのは、必ず必要だと思います。今ですと年度初めに要望事項を出して、戻ってくるのは年度末です。一覧表になって戻ってくるのは、区長に対して対応説明を本当にしているのか、要望事項に対する全体の対応マニュアルみたいなものはあるのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

区長に対しての説明につきましては、所管課が回答した報告書を取りまとめ、町長の決裁後、要望の提出のあった地区に回答書をもって説明に代えさせていただいております。

区要望事項に対する対応マニュアルはあるのかのご質問につきましては、身延町地区要望事項事務取扱規程により事務処理を行っておりますので、この地区要望事項事務取扱規程がマニュアルと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

年度末に回答書をもって説明に代えているということで、区とのやりとりはないということですね。しっかり対応していれば、区長から先ほどのような言葉は出てこないと判断しますし、事務の取扱規程、その中には緊急度の判断基準なんかも明確にして緊急性の高い要望に対しては迅速に対応していただきたいと思います。

町民の皆さんが満足できるような、先ほども言いましたけども、お客さま視点で仕事をしたいと思います。

次の質問に移ります。

公民館に配布されたタブレットについて、伺います。

各地区公民館3カ所に20台ずつ、タブレットを配布しています。タブレットの使用はどんな状況なのか、使用状況、利用者の反応、意見、感想等を聞いていましたら伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

国の過疎地域持続的発展支援交付金を活用して、デジタル機器に不慣れな高齢者にも操作しやすいよう、不要なアプリを削除した簡単タブレットを購入し、今年4月から各地区公民館3カ所に20台ずつ配置させていただきました。

タブレットの使用については、公民館定期利用団体の方を中心に1回90分程度の操作講習会を開催いたしました。Wi-Fi環境が必要となるため、公民館の外に持ち出すことはできませんでしたが、利用者からは「思ったより簡単だった」「もっと利用してみたい」等の意見があり、苦手意識解消につながっていると感じております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。触ってみて、使ってみておもしろさを感じる、苦手意識が徐々に解消されれば使ってくれる人も増えてくると思います。デジタルが普及していく中で、苦手の人

や高齢者に対して、タブレット活用などの講習会を開催して、行政手続きもペーパーレスで手続きできるような環境をつくる方向で進めていくとっております。講習会の開催状況、開催数、参加人数などは今までどうだったのか教えてください。

○議長（上田孝二君）

青嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（青嶋浩二君）

お答えします。

インターネットに関心のない高齢者にタブレット端末を実際に使っていただき、その利便性を実感してもらうため、また第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、アクションプランの施策のICT活用力向上に向けた取り組みとして、スマートフォン、タブレット講習会を開催いたしました。令和3年度におきましては、公民館を定期利用している団体に声を掛けさせていただき、おおむね65歳以上の方について身延地区3回、下部地区3回、中富地区6回の計12回実施させていただきました。

参加人数につきましては、延べ人数で身延地区15名、下部地区14名、中富地区39名の計68名でございます。

タブレットの講習会は令和3年度から実施しており、まだまだ多くの方にインターネットに触れていただきたく、令和4年度も引き続き講習会を開催していく計画でございます。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

講習会の案内なんかをどんな形で発信しているのか分かりませんが、できるだけ町民の皆さんに目が届く形で発信していただきまして、多くのお年寄りの皆さんがタブレットを活用できるように講習会の繰り返しの開催をお願いいたします。

以上で、佐野昇の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は14時55分といたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時55分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に通告7番、田中一泰君の一般質問を行います。

田中一泰君の質問を許します。

登壇してください。

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

通告に基づきまして、一般質問を開始いたします。よろしくお願ひいたします。

ただいま、今日も同僚議員から防災についての話がいろいろありましたけども、このところ、コロナ禍の状況の中、防災訓練というものがしっかりできていないというように感じています。以前は町全体でやる、しっかりした防災訓練を続けていましたけども、このところ数年、そういうことも行われないうことで、町民に対する効果というか、防災に対する意識というものを感ぜてもらうには、町全体としてしっかりした防災訓練をするということは、有効ではないかと思っております。

ただ、現在、言われていることは、防災に対して、まず自助、共助、そして公助というようなことで、防災が語られていますけども、そういう意味で考えても、町民の一人ひとりの防災に対する認識、危機感というものが薄れているのではないかと私には感じています。それで、町当局の公助としての対策は着実に上がっているのではないかと私には考えております。ですが、今の状況の中で、一番求められている自助の対応については、非常に危ういのではないかと私には思っています。それは自助するための知識、そして行動できるための訓練が全然できていない。これでは実際に災害が起きたときに、自分の身を守るということの手段が分からないし、どう動いていいかも判断できないような状況ではないかと私は捉えています。その中で、まず身延町の防災対策の現状についてお伺いします。

身延町地域防災計画がつけられ、防災力の強化が進んでいますが、町民の命を守るためには、その運用と町民の意識改革が大事であります。危険をあおるのではなく、危機意識をしっかり持ち、防災力の向上に努め、家庭と地域の安全向上を図ることが大事です。自己の努力はもちろんですが、リードするのは行政の努めです。防災に対する行政の考えは、どうなっているのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

前回の南海トラフ地震発生から70年以上が経過し、いつ南海トラフ地震等が発生してもおかしくない状態となっております。近年では、地震だけでなく気候変動による大雨や大雪など異常気象により土砂崩れや洪水等が発生しております。町では災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る減災の考え方を基本理念とし、町の防災計画を策定しております。

災害の被害をできるだけ最小限に抑えるためには、日頃から町民一人ひとりが自ら取り組む自助、地域・身近にいる人同士が助け合って取り組む共助、国や地方公共団体が取り組む公助が重要とされております。その中でも基本となるのが自助であり、自らの命は自らが守る意識を持ち、自分の身の安全を守ることが大事であります。町としても、継続的に防災教育、避難訓練などを実施し、自助の意識の徹底や地域の災害リスクと取るべき避難行動等の周知に努めていきます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

先ほども言いましたように、ここの中でも自助が大切だということはよく言われています。ですが、その自助をするやり方、知識、訓練が伴っていないと、どういうように自分を助けた

らいいかというのが実際問題、分からないということが問題だと思います。町としても、その防災教育、訓練をやっているんですけども、それが本当に町民一人ひとりの身に役立っているのかという、その効果が本当は問われていることで、町としてはたしかにそういう、一応、防災訓練の日も決まってやっていますけども、やっぱり肝心なのは、その効果を持っているのかどうかということをよく考えてもらいたいと思います。

次に、身延町地域防災計画の中で社会教育における防災教育について、町が実施する各種講座において、その学級内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図るとあるが、現在の取り組み内容と実施状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

身延町地域防災計画には、社会教育における防災教育として、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座や救助方法の実習などの教育方法が記載されております。

社会教育における防災教育ですが、近年の新型コロナウイルスまん延による感染者増加のため、感染拡大防止の観点から防災教育を組み入れた講座や実習は開催しておりません。しかし、昨年度は自主防災会会長と区長を対象に3地区の会場で防災官が講師となり、避難所の開設と運営についての防災説明会を開催いたしました。

今後は感染状況を注視し、開催を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

たしかに、そういう自主防災会の会長を対象に行われているということも聞いています。ただ、実際問題、自主防災の会長、ほとんど地区的に考えると、単年度であり、区長がその会長を務めているという場所がほとんどではないかと認識していますけども、その中で1年に1回のこういう講習会だけで、防災に対する知識、行動がつくとは到底思えません。そういう意味では、もっと回数を増やすとか、実際につながる講習をぜひ、してほしいと思います。

次に防災訓練に関する計画においては、町は防災関係機関と合同し、関係団体および住民の協力を得て、災害発生時における各種応急対策等の総合訓練を実施するとあるが、現在の実施状況はどうか、効果はどう考えていますか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症がまん延し感染者が増加する中で、感染対策で3密を避けるため集団での活動が中止となり、町の防災訓練も令和2年、3年と中止となっております。非常時を想定した訓練は、関係団体との連携を深め、町民の応急対応力が向上すると考えますので、コロナの感染状況を注視し、開催を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

たしかに今、コロナの問題があって、人が大勢集まるということがなかなかできないことも分かるんですけども、災害はそういうコロナに関係なく発生しますよね。そのときにやっぱり、今度、コロナの感染を防ぐような形での防災訓練というものも当然、やらなければいけないことだなと思います。それは行政、それは個人のレベルでやることではないんですけども、行政の中ではそういう想定した、コロナに対応するときの避難訓練とか、避難所の運営訓練なんかも当然、しなければいけないことでありまして、そういうものも当然、考えて、これから計画をしてやっていってほしいと思います。

実際、総合訓練を実施すると言いながら実際できていませんからね。それだと、いつ起きるか分からない災害に対して、町民を守ることはおそらくできないというように思いますので、そのところをしっかりと計画を立てて実行してほしいと思います。

その中で、自主防災組織が今、防災に対して主体の形の中で防災計画を町は運営していると思いますけども、防災計画では災害時には町、防災関係機関、住民が連携して活動することが被害を軽減する上で重要であるため、地域での共助の促進の観点から、住民、事業所等の自主防災組織の育成を強化するものとするとなっています。町として、現在、取り組んでいることはなんでしょうか。そしてこれからの計画は、どういうものを計画しているのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

先ほども申しましたが、自主防災組織の育成、防災意識の高揚を図る観点から昨年度自主防災会長と区長を対象に、3地区の会場において防災説明会を開催いたしました。防災官が講師となり、避難所の開設と運営について説明を行っております。また、説明会の際に各自主防災会から講師派遣の希望がありましたら、役場へ連絡いただければ防災官を講師として派遣する旨もお話をさせていただいております。

本年も新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら開催を計画する予定であります。

以上になります。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

今の中で、講師派遣の希望の連絡を求めているということですが、その講師派遣の希望は何件あったのでしょうか。例えば令和3年度。自主防災会から講師派遣の要請がありましたか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

すみません、今、資料を持ち合わせておりませんので、こちらのほうで回答はできません。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

それでは、防災、町として、その自主防災会の現状について、十分とは言えないまでも、ある程度、機能はしっかり果たしていると考えているのでしょうか。どう考えていますか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

機能を果たしていると考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

では、次に質問します。

自主防災組織訓練は、自主防災組織の計画に従い訓練を行うと。訓練を行うにあたっては、消防団員や防災関係に従事する町職員を派遣して、初期消火に対する訓練や避難、救護、避難所運営、炊き出し等を指導し、被害を最小限に防除し得るよう努めるとなっています。現状の問題点と、これからの計画はどうなっているのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

自主防災組織の訓練は、自主防災組織と地元消防団の連携のもと、訓練内容を検討し実施されていると思います。しかし、近年では新型コロナウイルス感染症による感染拡大により、自主防災会でも訓練を中止せざるを得ない状況となっております。これからは感染状況を確認し、感染対策を徹底しながら開催することになるかと思われまます。

先ほど申しました防災説明会を通じ、自主防災組織の防災知識の向上が図られるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

分かりました。訓練を、本当は一番、大切なことで、これはもう、できるだけ多く回数をするという、自然の中で行動ができるようにする。それだからこそ訓練でありまして、ただ、私も防災リーダーのところでも訓練をしてもらったことがあるんですけども、実際問題は訓練しても実際のときはできないと言われます。いかに訓練の中で、いかに自分たちが行動ができないか、判断ができないかということ学ぶという話なんですよ。だけど、その訓練をしていなければ、できないことも分からないから、なんとかなるだろう、まさか自分のところは被害が起きないだろうというような考えになっているのが現状ではないかなと思います。そういう意味では、やっぱり体を使った訓練が命を守る一番のことだと思いますので、この自主防災なんかでも訓練をしていると言いますが、実際問題は、9月1日に避難訓練なんていっても避難

場所にただ集まるだけと。それが全員集まるでもないし。そんなもの全然、実際の災害にとって役に立ちません。命を守ることはできません。その現状をしっかりと、やっぱり防災課、要するに行政は認識しないと、しっかりと行われている、ここに実施されていると思いますと答弁がありましたけども、実際、実施されている状況をしっかりと、まずつかんでほしいと思います。そして、本当にこの状況で命が守られるのかどうか、そこを考えて、そして災害が起きたときに、やっぱり守るのは、その人でしかないですよ。一人ひとりの町民が自分を守るということだから。その能力を少しでも高める、自分を守るようにするということの訓練と講習を行うということを徹底してやるのが、やっぱり行政の役目ではないかなと思います。

一人ひとりの感覚だけでも、行政のやることは最終的に、災害が起きたあとの、ケガをしないとか、亡くなっていない人たちの対応はたしかにちゃんとできています。けども、本当の災害になったときに、一番問題になるのは、一番最初のときの命をいかに守るかということ。そして公助は当然、期待できない。そうなったら、よっぽどきめ細かに、何回も何回もやって自分を守るような考え方と訓練をしてほしいと思います。それが行政としての役割ではないかなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

木造建築の耐震診断の状況、これも地震が起きたときに非常に大切なことで、東海地震に対しては、このあたりは7の震度が考えられていますよね。大体、震度7になると、阪神大震災のときを見ても、56年前の建物というのは、ほとんど全壊するか、倒壊するという、傾くとかという状況が起きています。そういう中で、耐震診断、今、町でやっていますけども、その状況について伺います。

震災に強いまちづくりを目指すために、昭和56年5月31日以前に着工し建築したもの。木造在来工法で建築されたものの木造住宅耐震診断を町の負担で実施しています。診断に必要な対象戸数は何戸あるのでしょうか。そして、現在までに診断した戸数、耐震補強を済ませた戸数は何戸でしょうか。それと、これからの推進計画はどうなっているのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

令和3年3月に改訂いたしました身延町耐震改修促進計画に基づき、回答させていただきます。

昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準で建築された木造住宅は5,830戸あり、平成15年から実施している耐震診断済みの家屋は、令和3年度末で446戸です。補助事業を利用した耐震改修および耐震建て替え済みの家屋は28戸です。現在の計画の耐震改修等の目標設定は、令和7年度末における住宅の耐震化率の目標が70%となっております。区長会資料に掲載しての周知やローラー作戦も行っておりますが、目標達成は非常に難しいと思われま。

今後も耐震化が進みますように、啓発活動に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

山梨の耐震化率というのを見ると、やっぱり今言われたように平成32年で身延町は70%を目指すと。県は95%を目指すと書いていますよね。だけど、今の耐震の診断数を見ても、ほど遠いことで、診断をしなければ、耐震強化はもっとしませんよね。そういう意味で、耐震をいかに、とりあえずはまず診断をして、どれだけ危険度があるかということのを伝えなければいけないし、もう昭和56年5月以前の建築のものは危険だということのをすごくしっかり認識してもらいたい。住んでいる人たちが、自分はそういう危ないところに住んでいるなということのを気が付けば、では診断を試みようかなと。そして耐震もやってみようかなと思うんですけども、その意識が、平気だろうと、まさか潰れないだろうという感覚では、なかなか診断もスムーズにいかないし、行政としては、その診断をいかに進めるかということに知恵を出して、知恵と行動を出してやっていかなければいけないと思います。それは個人の所有物だから、なかなか踏み込むのが難しいことはよく分かるんですけども、それは命に通じていることであって、それに対して、効果的に行動できるのは行政でしかないんですよね。そういう意味では、行政がどういうように頑張るかということによって、身延町の安全度というのは決まってくると思います。

この数字を見ましたけども、東海地震の7が起きたときに、身延地区の全壊する建物が728戸、半壊が2,200戸、計2,928戸というような予想の数字を見ましたけども、実際、これではおさまらないなと思います。全壊すれば、大体みんな家の下敷きになってしまって、命は助からないという状況が起きるといことです。それは、今、対応をしていかなければならないし、明日にも起きるかもしれない。それはもう本当に緊急な対策が求められていることだということのをよく承知してほしいと思います。

次に木造住宅、耐震診断実施の本年度の目標は何戸になっているのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

千頭和建設課長。

○建設課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

木造住宅の耐震診断は、国の社会資本整備総合交付金および県の木造住宅居住安心支援事業費補助金と町の一般財源により実施しており、本年度の実施予定戸数は10戸となっております。この数値につきましては、過去の実績に基づいて予算化をしている数値でございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

分かりました。現状はそうだということは、よく分かります。先ほどの回答の中にあつたように、18年間でまず446戸、耐震診断をしていますよね。大体、年間15戸、平均でなっていると。最近、今言ったように年間で10戸ぐらいしかしていないという状況があるということがよく分かります。そうすると、70%の、年間25戸だとしても、70%になるためには、何年かかるんですかね。100年以上かかって、160年ぐらいかかってしまうんですよね。そうすると、その間には、このへんの建物はなくなっているかもしれないけども、そういう状況にあるということのは、よく承知してほしいと思います。

だから、まず耐震診断をしないのは、結局、危機感がないからそこに踏み込めないという状況だと思うので、その危うさをしっかり住民に伝えてほしいし、そうすることによって自分の命を守れるんだということもよく伝えてほしいと思います。

そういう意味で、その木造診断と補強については、これからも大変なことは分かるけども、命を守るという一番の要ですので、なんとか工夫をしながら頑張ってもらいたいと思います。

次に自助・共助・公助の取り組みについてです。

現在、自然災害の危険が危惧されていますが、自然災害はいつ発生するか分かりません。災害に対する防災力の向上が大事であると思います。地震が発生した場合、災害発生時にはまず自分で自分を守ることが大事であり、自分が無事であって人の助けができる、共助ができる。自助・共助の体制が整っていると考えているのでしょうか。その対策として、町の考え方はいかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

議員のおっしゃるとおり、まず自分を守ることが第一であり、自分が無事で、はじめて他の人を助けることができると思います。災害による被害を軽減し、早期の復旧・復興につなげるためには、自助・共助・公助が連携することが必要であり、公助だけでは限界があります。自分のことは自分で守ることや地域で協力し、助け合うことの意識が浸透してきていると思います。町としても、防災説明会や防災訓練などにより、自助・共助の意識の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

防災説明会とか防災訓練をやれば良いということではないですよね。やって、いかに効果があるかという、そこを求めてやってほしいと思います。それは開催してやったから、それで行政としては、一応、そういう対応を取っているということも分かるけど、問題なのは、その効果です。守ることができるようになっていくかどうかが一番問われていることで、やったからいいということではないと思いますので、そのところをしっかりと検討してほしいと思います。どうようにしたら、それが本当に身に付いていくのかということが問われていると思います。

そして、現在の防災対策の考え方において、自助・共助・公助の必要性が言われています。公助は確実に向上しているが、特に自助・共助の大切さは理解できます。町民の防災に対する知識と行動できる能力は十分でないと危惧されると私は思います。自分の身は自分で守るとはよく言われますが、それには知識と訓練が必要です。現状の認識と対策をどう考えているのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

先ほどもお答えいたしました、自主防災組織の育成、防災意識の高揚を図る観点から防災説明会を開催しております。説明会では警戒レベルの説明やハザードマップの見方、避難所の開設手順と実施内容など、また実際に避難所で使用するプライベートルーム等、備品を使用し、説明を行っております。

消防団においては、峡南消防本部の消防職員が講師となり、効率的な消火作業等を学ぶ機会があり、多くの団員が受講しました。これからも説明会等を通じ、自助・共助の意識向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

それは、ぜひお願いいたします。

次に防災リーダー養成講座がありますが、身延町の受講者が何人いるか、その人数を把握していますでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

山梨県が実施する甲斐の国・防災リーダー養成講座は、防災に対する知識、技能を有し、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成し、地域全体の防災力を強化することを目的に、平成25年度から開催されております。

身延町の受講者数ですが、平成25年度から令和3年度まで延べ24人が受講しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

実際、自助・共助という段階のことに対して、やっぱり行政のできることに限られているんだと思うんですね。一番、行政が働けるところは公助のところだとは認識しています。そこで防災リーダーというのは、町民の人たちがやっていること、そして実際、防災リーダーの目的としては、地域において、そして自助・共助をできる能力を講習で学び、そして訓練をして防災リーダーになっています。その人たちが、今、24人いるようですけども、そういう人たちが実際に、自主防災会なんかと協力して、学んだ知識を皆さんに伝えるというような役割も当然、持っているわけです。そのために訓練をしたり、講習も何回も受けたりしてやっているんですけども、その人たちが活動できる場がない。その場を設けていくことが、行政のできないところを補っていく戦略に、その防災リーダーがなるのではないかと私は考えています。そして防災リーダーがボランティアとして、自主防災組織に協力しながら防災力を高めていく、そして防災知識を皆さんに伝えていくということが大切でありまして、その場を町でつくってほしいというのが私の希望なんですけども、その防災リーダーを組織して、今、24人いる、

これからもどんどん受講してもらって、出勤を増やしていけば、その力はどんどん高まってくと思うんですけども、組織として、ボランティアとして、地域の自主防災に関わってくれるような体制を取ったらいいと思うんですけども、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

防災リーダーが取得しました防災に対する知識、技能を地域の自主防災組織で活かしていただきたいと思います。組織としての活動ではなく、自主防災組織と連携して防災力の強化を進めて、その活動の上で自ら組織を結成する等に発展することができればよいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

防災の自助の観点から自分を守る能力を高めるためには、個別の対応を進めることが必要であって、そういう防災リーダーの人たちの力を借りることが必要だと思います。実際、行政の場でそういう各個人のレベルにおいて防災対策を手伝うとか、そういう協力していくということは、実際問題無理な話だということはよくわかりますので、ただ、そういう組織というか、そういう団体というとおかしいけども、その防災リーダーの集まりをまずここにつくってもらうことがやっぱり必要ではないかなと。実際、私たちも防災リーダーを受けたのは24人って、それぞれ誰が受けているか分からない状況です。それは、行政はおそらく分かっていると思うんですけども、人数も把握しているから。その防災リーダーが活動できるために、その防災リーダーとしての集まりを設けてもらいたい。その集まりの場の中で、防災リーダーを受講した人たちの中で、どういう活動ができるかは、その中で話し合っ決めてもらって、自主防災にどういう形で協力できるかということもそれはやればよいことで、それを行政が主体でやるということではないんです。そういう場を設けてもらえば、そのリーダーの人たちが活動を決めていくということでありまして、ぜひ、組織というか、そういう場を設けることを交通防災課あたりが主体になってやると思うんですけども、してほしいというように思っています。それについては、どうでしょうかね。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えします。

先ほどの答弁と重なりますけども、防災リーダーとして得た知識を自主防災組織と連携して自助・共助の向上のため活用していただきたいと思います。

行政主導ではなく、町民の方々が主体的に行動した組織でないと、その場限りの活動になりかねません。今後、防災リーダーが意見交換をする機会を開催できるよう、こちらとしても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

ありがとうございます。ありがとうございますんですけども、実際、災害って、いつ起きるか分からない。明日起きるかも分からないよね。検討はいつまでにできるでしょうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

今の段階でいつまでという形のはっきりした回答はできませんが、防災リーダーの名簿等の使用等につきましても、県のほうに確認をしながら話を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

日にちを設定、ほかのいろんな物事もそうですけども、行政、なかなか確約をするというのは難しいことも分かるんですけども、ああいう、先ほどもありましたが、総合戦略とかなんかにしても、しっかりやっぱり数字で追うということが必要ですし、例えば7月末までには、なんとかその対応をして、方向性を示してほしいと思います。これは本当に緊急を要することでありまして、災害は本当にいつ起きるか分からないということでありまして、そして今、現在の状況を見ても災害対策というか、災害対応の形で十分であるとは思えません。それで最終的に問題が投げられるのは個人なんですよね。個人が対応できるようにしていくということは、行政の責任もあると思います。

ぜひ、せっかく防災に対する知識等、訓練をしている人たちがいるということで、その人たちの協力を得ながら、それは町民レベルの活動であることは間違いなくて、それによって活動が起きれば、一番それが町のためにもなることだと思いますので、ぜひ前向きに、なるべく早く検討した結果を決めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

田中一泰君の一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時35分

令和 4 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 7 日

令和4年第2回身延町議会定例会（3日目）

令和4年6月7日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第4 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度身延町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第6 報告第6号 令和3年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 議案第41号 身延町国民健康保険税条例及び身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第42号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第43号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第44号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第45号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第46号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第47号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第48号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第49号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第50号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第51号 財産の取得について（消防ポンプ自動車1台）
- 日程第18 議案第52号 財産の取得について（普通消防積載車1台）
- 日程第19 議案第53号 財産の取得について（可搬式消防ポンプ7台）

日程第20 議案第54号 西嶋和紙の里空調設備他改修工事請負契約について

日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第22 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
11番	柿島良行	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

12番 渡辺文子

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	佐野 和紀
会 計 管 理 者		伊藤 克志	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	望月 融
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		松田 宜親	産 業 課 長	大村 隆
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	伊藤 天心
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	下 部 支 所 長	深沢 暢之
身 延 支 所 長		加藤千登勢	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

渡辺文子議員から欠席の届け出が提出されていますので報告します。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日は、提出議案の質疑および委員会付託の日程となっております。

お手元に配布した委員会付託議案表のとおり議案第44号、議案第47号から議案第50号までは常任委員会に付託を予定しています。このため質疑は大綱のみに留めてください。

また、報告第2号から報告第6号まで、議案第41号から議案第43号まで、議案第45号、議案第46号、議案第51号から議案第54号まで、および諮問第1号は委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略の予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

全員協議会におきまして質問をさせていただきまして、副町長のほうから説明をいただきました。それを受けまして、なお確認したいところがありましたので、質疑をいたします。

この報告議案につきましては、4月からすでに現実問題として動いていることを、議会の議決もなく実際に4月から動いていて、それから2カ月後に条例の追認をしてもらいたいという流れのように感じます。全員協議会の中の説明の中で、職員の派遣は定年退職者が多く、職員の減少等から短時間職員から経験豊富な再任用職員に切り替えるという説明だったと思います。議会の議決を経ずに、すでに実際に動くというようなやり方は今までもされているのか、認識が分からないので確認したいというのが1点と、それから社会福祉協議会への職員の派遣は定年退職者が多く、職員が減少等から時短職員から経験豊富な再任用職員に切り替えるというような説明だったと思います。社会福祉協議会とは、多様な福祉サービスを推進することを目的としている組織で、支援活動、相談活動、保健、医療、介護など非常に幅広い活動を行っ

ております。新年度の体制づくりにおいて、定年退職者は事前に分かっていたはずだが、条例を改定してまで行う派遣は、定数補充だけが目的なのか、それとも社会福祉協議会の活動内容で不十分なところをパワーアップ、充実することを目的としているのか、それにつきましてお聞きしたいと思います。

それから3点目は、みのぶ観光センターの解散におきまして、それに代わる組織は現在も確定していないという答弁だったと思います。解散という異常事態におきまして、今後の身延町の観光事業をより充実・推進するための組織の構築を早急にすべきだと思いますが、今後の予定をお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野総務課長。

○総務課長（佐野和紀君）

お答えをいたします。

全員協議会で副町長のほうからも説明をしたわけなんですけど、再任用職員の派遣につきましては、身延町社会福祉協議会の要請によりまして、令和3年度までは正規の職員を派遣しておりました。令和4年度の町の人事異動に当たりまして、予期せぬ早期退職者が複数ありました。社会福祉協議会への正規職員の派遣が、そういったことによりましてできないということになりました。

以上のことによりまして、町民と密接に関わりのある社会福祉協議会の運営に支障をきたしてしまうということになりますので、3月末に退職する行政経験の豊富な再任用職員を派遣するということになりましたので、条例を変えて専決処分をしたというような流れになっております。

あと、みのぶ観光センターの廃止ということなんですけども、これにつきましては、今回条例の改正ということではありますが、町が派遣できる公益的法人を規定しているという条例になります。みのぶ観光センターの廃止を規定したものではありません。

みのぶ観光センターにつきましては、法人格を持った外部団体になりますので、観光センターの廃止については、同団体が決定するというような内容になっております。

廃止後、町で、今後観光振興についてどのようにやっていくのかというのは、また今後の課題ということで、観光のほうでまた検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤副町長。

○副町長（遠藤基君）

若干補足をさせていただきます。

まず社会福祉協議会から町のほうへ、いわゆる町民に本当に密接に、いろいろな施策に対して関わりのある団体でありますので、先ほど総務課長が申し上げたとおり、令和3年まで正規職員を1名ないし2名、要請によって、事務局長とか次長、それからある程度、組織をまとめるような、町との連携を取れるようなそういった立場の職員を送っておりました。

しかしながら、先ほど総務課長が言いますように、町の組織を維持するための人的配慮ができなかった、人数が足りなかったということの中で、社会福祉協議会も4月1日から事務局長もお辞めになるということも聞いておりますし、組織的にまわすためには、どうしても町のそ

ういった行政経験の豊富な職員がほしいんだということの要請も受けまして、今の条例ではそういった短時間、いわゆる再任用職員を送ることができなかったのも、今回は3月31日の専決処分をもって職員を送ることにしたということであるので、そのへんはご理解をいただきたいと思います。

また、観光センターの問題であります、ご質問の中で今後の関係はどうなっているんだというようなご質問でありますけれども、昨日の一般質問でも同僚議員の方からご質問があったように、観光センターが今までやっていた役目は、とりあえず終わりになりますけれども、新しい既存のそういった関係する協議会なり、連盟になるということが、また1つの目標をもって、同じ協働的な団体をつくるような形で今、観光課も交えて協議をしているということでもありますので、そちらでまた身延町の新しい観光等に特化した、そういった組織ができていくことを町としても後押しをしていくということでもありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下君。

○4番議員（山下利彦君）

まず、再任用職員の派遣につきましては、人数を調整するということが主眼ということで、その職員が行ったから、今までの社会福祉協議会のサービス、各分野にわたるサービスというのを、さらに充実するという意味合いではないというように取ってよろしいでしょうか。

○議長（上田孝二君）

遠藤副町長。

○副町長（遠藤基君）

当然、社会福祉協議会にも今まで培った職員が、プロパーがいるわけでもございまして、その人たちと町と協働して、町も相当な、いわゆる委託事務を、予算も含めてしているわけでありまして、それをやはり町と協働して社会福祉協議会の、いわゆる住民への福祉に向かったの施策をするために職員を派遣しているのであって、それは町の職員が行くことによって、当然、社会福祉協議会の機能はアップされて、住民によりきめ細かな福祉サービスができるというように私どもは考えております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

よろしいですか。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

一番最初の質問で、ちょっと私も認識不足で申し訳ないんですが、こういう観光センターみたいなああいうものも廃止するということにつきましては、議会の議決をもってするという考えではないということでもよろしいでしょうか。

○議長（上田孝二君）

副町長。

○副町長（遠藤基君）

先ほど総務課長が答弁いたしましたけれども、観光センターにつきましては、町の組織では

ありませんので、町が条例等でもって設置した機関ではありません。したがって、議会とかそういう形でもって、いわゆる発足をしたりとか、解散したりということではありませんので、これはあくまでも民間組織がそういう形でもって、役目を終えて解散するという情報を得たので、町からも派遣する職員を、もうこれからはないということの中でもって、その名称を削除したということでございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

一応、3回目になるんですけど。

○4番議員（山下利彦君）

では、結構です。

○議長（上田孝二君）

それでは、ほかに質疑はありますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

日程第3 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

日程第4 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

日程第5 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度身延町一般会計補正予算（第1号））の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の質疑を終わります。

日程第6 報告第6号 令和3年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第6号の質疑を終わります。

日程第7 議案第41号 身延町国民健康保険税条例及び身延町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第41号の質疑を終わります。

日程第8 議案第42号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第42号の質疑を終わります。

日程第9 議案第43号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第43号の質疑を終わります。

日程第10 議案第44号 令和4年度身延町一般会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第44号の質疑を終わります。

日程第11 議案第45号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第45号の質疑を終わります。

日程第12 議案第46号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第46号の質疑を終わります。

日程第13 議案第47号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第47号の質疑を終わります。

日程第14 議案第48号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第48号の質疑を終わります。

日程第15 議案第49号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第49号の質疑を終わります。

日程第16 議案第50号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第50号の質疑を終わります。

日程第17 議案第51号 財産の取得について(消防ポンプ自動車1台)の質疑を行います。

質疑ありませんか。

佐野昇君。

○3番議員(佐野昇君)

ちょっと教えてほしいんですけども、提案理由の中に、ポンプの更新計画、それぞれこのあとにも消防関係の財産取得があるんですけども、更新計画というのは、町内にこの関係の設備車両があつて、それがそれぞれ何年経つと更新とかという一覧表があるんでしょうか。そ

れに則って、こういう取得を進めているのかどうかというのを教えてほしいんですけど。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃるとおり、こちらのほうで各分団の車両等を管理している一覧表がございまして、こちらの管理している計画表に基づきまして、おおむね25年を経過した車両等を更新しております。

以上になります。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

一覧表で25年ごとに更新ということで、例えばそんなに走る量も少ないと思うんですけども、25年、どうなんでしょう。もつともつものなのかどうなのか、よく分からないんですけど、それと更新した場合に古い物というのは、納入業者がそのまま引き取るような形を取っているのかどうか。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

車両等、やはり25年も経過いたしますと部品等もなくなってきました、なかなか修理等も難しいということもありますし、25年を経過したということで、一応更新をさせていただいております。

また車両等につきまして、更新前の車両等につきましては、こちらのほうで用途廃止を行いまして、普通財産ということで、普通財産にしたのちに財政課のほうに引き継ぎをさせていただいております。

以上になります。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

引き続き、普通財産として財政課へ移管されましたら財政課としては売却を行います。例年、年明けに実施をしております。

令和3年度の普通財産の公用車等の売却の実績であります。令和3年度では公用車5台、消防車両2台、見積もり業者を町内の自動車販売業者17事業者に依頼しました。

応札が3事業者から提出があり、一番高い業者へ121万8千円で売却をしております。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○3番議員（佐野昇君）

承知いたしました。よく分かりました。車を探すときにネットで見ていると、消防車がずつ

と出てくるものですから、これ売っているんだと思って、ひょっとしたらお金になるのではないかと思ったものですから。

それと1点、ご相談なんですけれども、非常にああいう消防車って子どもが興味があるのではないかと思って。例えば、観光施設みたいところに置いて見せてやる、運転席に乗ることができるみたいな、防災に対する子どもの意識の高揚みたいなことも考えると、そんなこともありかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

遠藤基副町長。

○副町長（遠藤基君）

今、佐野議員のご提案ということで、子どもの教育ということでありますので、教育委員会とも協議しながら、そんな機会ができるようなことを前向きに検討していきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（上田孝二君）

ほかに質疑ありませんか。

山下君。

○4番議員（山下利彦君）

これからあと2件ほど出るわけですが、どのタイミングで言ってもいいかわからなかったものですから、関連して質問させていただきます。

ポンプ車とか、あるいは小型動力ポンプ、あるいは可搬式ポンプ、それぞれ3種類の車が更新されるという予定なんです、先ほどの佐野昇議員からの更新計画、更新計画につきまして、消防団員の減少し続ける、人間が少ない中、車両台数の計画とか、あるいは地理的特性として山間地区や道が狭く、家屋が込み合っている地区、水利の確保が離れている地区など、地理的特性を考えた車種の選定のあり方、また各分団、各部の考えを計画に取り入れているのかどうか、この3点をお聞きしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

車両等につきましては、当然更新の際には地元の部と協議いたしまして、部の意見等を聞きながら、普通車両を小型車両に変えたり等、そういった形で地域に合わせた消火活動ができるような車両等に変えるような形にしております。

また、今後、人口が減って、また部の統合等も考えられるわけですが、そちらについてもまた消防、本団等、役員の中で協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第51号の質疑を終わります。

日程第18 議案第52号 財産の取得について（普通消防積載車1台）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第52号の質疑を終わります。

日程第19 議案第53号 財産の取得について（可搬式消防ポンプ7台）の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第53号の質疑を終わります。

日程第20 議案第54号 西嶋和紙の里空調設備他改修工事請負契約についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第54号の質疑を終わります。

日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

本案件は人事案件であるため質疑を省略したいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号の質疑は省略します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託議案表のとおり、議案第44号および議案第47号から議案第50号までを常任委員会に付託したいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり常任委員会に付託します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託省略議案の表のとおり、報告第2号から報告第6号まで、議案第41号から議案第43号まで、議案第45号、議案第46号、議案第51号から議案第54号まで、および諮問第1号については、委員会付託を省略したいと思いますですが、これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり、常任委員会の付託を省略します。

日程第22 休会の決定について。

お諮りします。

議案調査のため、6月9日は休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、6月9日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議案日程は終了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立願います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前 9時31分

令和 4 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 0 日

令和4年第2回身延町議会定例会（4日目）

令和4年6月10日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例）
日程第4 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（身延町税条例等の一部を改正する条例）
日程第5 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第6 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度身延町一般会計補正予算（第1号））
日程第7 報告第6号 令和3年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第8 議案第41号 身延町国民健康保険税条例及び身延町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第42号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第43号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第44号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第45号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第46号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第47号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第48号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第49号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17 議案第50号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第51号 財産の取得について（消防ポンプ自動車1台）
日程第19 議案第52号 財産の取得について（普通消防積載車1台）

- 日程第20 議案第53号 財産の取得について（可搬式消防ポンプ7台）
日程第21 議案第54号 西嶋和紙の里空調設備他改修工事請負契約について
日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第23 委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第1 議案第55号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第3号）
追加日程第2 議案第56号 健康増進施設奥の湯温泉管布設工事請負契約について
追加日程第3 議案第57号 矢細工配水池機械設備工事請負契約について

2. 出席議員は次のとおりである。（13名）

1番	遠藤公久	2番	深山光信
3番	佐野昇	4番	山下利彦
5番	佐野知世	6番	伊藤雄波
7番	望月悟良	8番	田中一泰
9番	広島法明	10番	野島俊博
11番	柿島良行	13番	伊藤達美
14番	上田孝二		

3. 欠席議員は次のとおりである。

12番 渡辺文子

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	佐野 和紀
会 計 管 理 者		伊藤 克志	企 画 政 策 課 長	幡野 弘
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	佐野 美秀
税 務 課 長		中山 耕史	町 民 課 長	望月 融
福 祉 保 健 課 長		深沢 泉	観 光 課 長	高野 修
子 育 て 支 援 課 長		松田 宜親	産 業 課 長	大村 隆
建 設 課 長		千頭和康樹	土 地 対 策 課 長	伊藤 天心
環 境 上 下 水 道 課 長		内藤 哲也	下 部 支 所 長	深沢 暢之
身 延 支 所 長		加藤千登勢	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
施 設 整 備 課 長		佐野 彰	生 涯 学 習 課 長	青嶋 浩二

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 若狭 秀樹
録音係 佐野 吏

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

渡辺文子議員から欠席の届が提出されていますので報告します。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

予算決算常任委員会に付託しました議案第44号および議案第47号から議案第50号までについて、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、望月悟良君。

登壇してください。

望月悟良君。

○予算決算常任委員長（望月悟良君）

それでは報告をいたします。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で委員長報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

望月委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、報告第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(身延町税条例等の一部を改正する条例)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、報告第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(身延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、報告第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度身延町一般会計補正予算（第1号））の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、報告第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 報告第6号 令和3年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

本案については、6月7日に開催された定例会での質疑の際、質疑はありませんでした。

よって、報告第6号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでありますので、報告を受理することとします。

日程第8 議案第41号 身延町国民健康保険税条例及び身延町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第42号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第43号 身延町過疎地域持続的発展対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第44号 令和4年度身延町一般会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

議案第44号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第45号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13 議案第46号 令和4年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14 議案第47号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

議案第47号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第48号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

議案第48号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第49号 令和4年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

議案第49号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第50号 令和4年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

議案第50号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第51号 財産の取得について（消防ポンプ自動車1台）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19 議案第52号 財産の取得について（普通消防積載車1台）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20 議案第53号 財産の取得について（可搬式消防ポンプ7台）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21 議案第54号 西嶋和紙の里空調設備他改修工事請負契約についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第22 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

本案については、人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第1号については討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

お諮りします。

諮問第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第1号については、適任と意見を付すことに決定しました。

日程第23 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会改革推進特別委員会委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
お諮りします。

本日、追加議案3件が提出されました。

これを本日の日程に追加し審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出されました議案を本日の日程に追加することに決定しました。

ここで、追加議案関係の書類配布のため暫時休憩とします。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は9時40分とします。

休憩 午前 9時28分

再開 午前 9時40分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

追加日程第1 議案第55号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、追加で提出させていただきました議案第55号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条のみ説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,301万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億9,240万1千円とする。

補正予算の内容につきましては、このあと財政課長より説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（上田孝二君）

次に議案第55号の内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第55号 令和4年度身延町一般会計補正予算（第3号）について、お手元の概要書により説明させていただきます。

歳入予算について、増減額の理由についてご説明いたします。

15款1項2目衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金に442万2千円計上いたしました。これは新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業費へ充当し、国からの負担率は10分の10です。

2項2目民生費国庫補助金、子育て世帯生活支援特別給付費補助金に386万4千円を計上いたしました。これは子育て世帯生活支援特別給付金事務費および事業費へ充当し、国からの補助率は10分の10です。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費補助金に147万6千円計上いたしました。これは住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事務費へ充当し、国からの補助率は10分の10です。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金に3千万円計上いたしました。これは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費へ充当し、国からの補助率は10分の10であります。

2項3目衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金に340万6千円を計上いたしました。これは新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事務費へ充当し、国からの補助率は10分の10であります。

2ページをお開きください。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

2款総務費について説明いたします。

1項12目新型コロナウイルス感染症対策事業費、細目6子育て世帯生活支援特別給付金事務費11万4千円計上いたしました。

細目7子育て世帯生活支援特別給付金事業費375万円を計上いたしました。これは児童1人当たり一律5万円を75名に給付するための予算計上であります。

14目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金費、細目1住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費147万6千円計上いたしました。事務費内訳の中で、委託料については、給付システム導入業務委託費として110万円計上いたしました。

細目2住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業費3千万円計上いたしました。これは令和4年度住民税非課税世帯270世帯および家計急変世帯30世帯へ給付するための予算計上であります。

4款衛生費について、ご説明いたします。

1項2目予防費、細目6新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事務費325万6千円計上いたしました。

3ページをお開きください。

事務費内訳につきましては、会計年度任用職員の人件費および事務費に伴う消耗品であります。

細目7新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業費442万2千円計上いたしました。これは新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業のワクチン接種Web予約システム保守業務およびワクチン接種会場への送迎業務、ならびに接種会場交通誘導警備業務委託費等にかかる事業費を計上いたしました。

以上で議案第55号の内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

これから議案第55号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

田中議員。

○8番議員（田中一泰君）

コロナワクチンの、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業3千万円、これは戸数は

何戸でしょうか。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

先ほど、財政課長のほうで説明したとおり、家計急変が30世帯、あとは住民税非課税世帯が270世帯、計300世帯でございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

田中議員。

○8番議員（田中一泰君）

それと人件費で、会計年度任用職員の報酬がありますけども、これは新たに人を雇うのか、仕事の事務かなんか、仕事量が増えたことに対する報酬なのか、そのへんをちょっと教えてください。

○議長（上田孝二君）

深沢福祉保健課長。

○福祉保健課長（深沢泉君）

今のご質問は、予算書8ページの新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事務費の会計年度任用職員の報酬のことでよろしいですか。

この会計年度任用職員の報酬は、一応、今現在、コールセンターに3名いるんですけども、その方を12月末まで延長する人件費でございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第55号の質疑を終わります。

これから議案第55号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2 議案第56号 健康増進施設奥の湯温泉管布設工事請負契約について

追加日程第3 議案第57号 矢細工配水池機械設備工事請負契約について

以上の2案件は、財政課所管の契約案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、追加で提出させていただきました議案2件について、ご説明を申し上げたいと思います。

まずはじめに、議案第56号 健康増進施設奥の湯温泉管布設工事請負契約についてであります。

健康増進施設奥の湯温泉管布設工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 契約の目的 健康増進施設奥の湯温泉管布設工事
2. 契約の方法 指名競争入札による契約
3. 契約金額 金8,613万円
4. 契約の相手方 山梨県南巨摩郡身延町古関259番地1
株式会社古関工業
代表取締役 赤池孝教

提案理由を申し上げます。

健康増進施設奥の湯温泉管布設工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要であります。これがこの議案を提出する理由でございます。

次に、議案第57号 矢細工配水池機械設備工事請負契約についてご説明申し上げます。

矢細工配水池機械設備工事請負契約について、身延町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 契約の目的 矢細工配水池機械設備工事
2. 契約の方法 指名競争入札による契約
3. 契約金額 金8,030万円
4. 契約の相手方 東京都文京区本郷5丁目5番16
オルガノプラントサービス株式会社関東事業所
取締役関東事業所長 田上和宏

提案理由

矢細工配水池機械設備工事請負契約を締結するため、議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

2件の請負契約につきましては、このあと財政課長より内容を説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

次に議案第56号および議案第57号の内容説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

議案第56号 健康増進施設奥の湯温泉管布設工事請負契約について、内容説明をさせていただきます。

2枚目の議案第56号関係資料をご覧ください。

工事名ですが、健康増進施設奥の湯温泉管布設工事であります。

工事場所は、身延町下部地内であります。

予定価格は、消費税を除く7,990万円であります。

入札年月日は、令和4年5月24日であります。

入札場所は、身延町中富総合会館2階AB会議室であります。

入札参加者につきましては、記載してあります8社であります。

また、入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでありますのでご覧ください。

落札者は株式会社古関工業で、落札額は7,830万円となり、消費税を含んだ8,613万円で、令和4年5月24日に仮契約を締結いたしました。

工期といたしましては、ご議決いただければ令和4年6月13日から令和4年12月16日までの工期となります。また、工事概要につきましては、記載のとおりであります。

以上、議案第56号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

引き続きまして、議案第57号 矢細工配水池機械設備工事請負契約について、内容説明をさせていただきます。

2枚目の議案第57号関係資料をご覧ください。

工事名であります。矢細工配水池機械設備工事であります。

工事場所は、身延町矢細工地内であります。

予定価格は、消費税を除く7,803万6千円あります。

入札年月日は、令和4年5月24日あります。

入札場所は、身延町中富総合会館2階AB会議室あります。

入札参加者につきましては、指名業者7社中4社が辞退したため、記載してあります3社あります。

また、入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでありますのでご覧ください。

落札者はオルガノプラントサービス株式会社関東事業所で、落札額は7,300万円となり、消費税を含んだ8,030万円で令和4年5月24日に仮契約を締結いたしました。

工期といたしましては、ご議決いただければ令和4年6月13日から令和5年3月24日までの工期となります。また、工事概要につきましては、記載のとおりであります。

以上、議案第57号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

これから議案第56号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第56号の質疑を終わります。
これから議案第56号の討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に議案第57号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

遠藤公久君。

○1番議員(遠藤公久君)

1点、確認になります。

議案書のほうでは関東事業所という名称になっているんですけども、関係資料のほうでは相手方が関東営業所という記載になっております。これはどちらが正しいのでしょうか。

○議長(上田孝二君)

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時04分

○議長(上田孝二君)

議事を再開します。

佐野財政課長。

○財政課長(佐野美秀君)

大変申し訳ありませんでした。

先ほどの質問に対して、関東事業所であります。大変申し訳ありませんでした。

○議長(上田孝二君)

ほかに質疑はありませんか。

望月悟良君。

○7番議員(望月悟良君)

質問したいと思います。

矢細工の配水池の工事ということで、東京の事業所で請け負うわけですけども、7,800万円という、かなりの額ですけども、町内を見ますと、これよりほかに小規模水道で困っているような地域がいくつかあると思います。将来、これだけのお金をかけるのであれば、計画的に、

これを導水することによって、小規模水道ですね、そういった、例えば集落を賄うことができるかどうか、そのへんの見通しをお伺いできればと思います。

それから、この会社ですね、オルガノプラントサービスですか、これまでの営業実績等がありましたら教えていただけますか。その2点。

○議長（上田孝二君）

内藤環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（内藤哲也君）

最初のご質問ですけれども、小規模水道の関係は各組合へお願いしております、地区のほうで管理をしていただいております。

また、オルガノプラントサービスでございますが、実績がありますので、その業者を参加させております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

ただいまご質問のオルガノプラントサービス株式会社ですが、同じく中富西部簡易水道事業でありました古長谷配水池機械設備を、この業者が落札しております。4年ぐらい前に行った工事で落札しておりますので、実績はあります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

ほかに質疑はありませんか。

田中一泰君。

○8番議員（田中一泰君）

1つ確認したいんですけども、この健康増進施設の配管工事ですけども、これは健康施設工事の……。議案が違いますか。ごめんなさい。撤回です。

○議長（上田孝二君）

ほかに質疑はありませんか。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

指名競争入札ということで、同じ施設工事の種類に入ると思います。この入札の状況の各社の名前がまるっきり違うように思うわけですけども、このすみ分けの仕方というのは、どこにあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

佐野財政課長。

○財政課長（佐野美秀君）

この入札指名につきましては、先ほど申したように過去に実績があったりとか、業務実績があったりとか、そういったことを考慮しまして、今回、指名させていただきました。

○議長（上田孝二君）

よろしいでしょうか。

（ な し ）

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第57号の質疑を終わります。

これから議案第57号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

大変お疲れさまでございました。

令和4年身延町議会第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

本定例会は6月3日に開会され本日までの8日間、上田議長のもと私どもの提案いたしました追加3件を含む23件の提出案件に対しまして真摯にご審議をいただき、ご議決・ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に敬意とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

本議会でご議決いただきました令和4年度補正予算等の執行、特に新型コロナウイルス関連予算につきましては、職員一丸となって迅速な予算執行に努めてまいりますので、議員の皆さまには今後もお一層のご指導、ご支援をいただきますようお願いを申し上げます。

去る6日に関東甲信は梅雨入りをいたしました。これから暑くうっとうしい日々が続くと思えます。

議員の皆さまには健康に十分ご留意をいただく中で、町民福祉の向上のため、ますますのご活躍をいただけますことをお願い申し上げ、閉会のあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 (上田孝二君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期8日間、議員各位には慎重に審議していただき無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、本町でも先月は学校においてクラスターが発生し、5月の感染者は町内で33人を数えましたが、今月に入って4人という、若干減少傾向にはあります。

一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、第4回目のワクチン接種が行われていますが、引き続き町長はじめ執行部、また医療従事者の皆さまにはなお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、令和4年第2回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（若狭秀樹君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時14分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長若狭秀樹が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上